

下諏訪町こども計画

～未来を担うこども・若者の希望に満ちたまちづくり～



令和7年3月
下諏訪町

■ 目 次 ■

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	3
4 計画の策定方法	3
5 SDGsの推進	3
第2章 こども・子育て家庭を取り巻く現状	4
1 統計データからみた子育て家庭の状況	4
2 ニーズ調査からみた子育て家庭の状況	25
第3章 本計画の基本的な考え方	41
1 基本理念	41
2 基本方針	41
3 施策の体系	42
第4章 施策の推進	43
基本目標1 健やかに産み育てることのできるまち【妊娠期～乳幼児期】	43
基本目標2 優しくたくましい人を育てるまち【学童期～思春期】	51
基本目標3 若者の地域での活躍を支えるまち【青年期】	61
基本目標4 こどもや家庭の状況に応じた支援	64
基本目標5 こども・若者・子育て家庭が安心して暮らせる環境づくり	72
第5章 教育・保育事業等の見込み量及び確保方策	79
1 教育・保育提供区域の設定	79
2 計画期間における人口推計結果	80
3 幼児期の学校教育・保育の見込み量及び確保方策	81
4 地域子ども・子育て支援事業の見込み量及び確保方策	86
第6章 計画の推進に向けて	99
1 計画の推進体制	99
2 計画の進捗管理	99
資料編	100
1 下諏訪町子ども・子育て会議条例	100
2 令和6年度 下諏訪町子ども・子育て会議委員名簿	102
3 計画の策定経過	103

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、我が国においては、少子化の進行が止まらず、子育て家庭をめぐる環境変化や課題が顕在化し、子育て家庭の孤立と子育てに関する不安の増加、虐待問題の深刻化などを招いています。

国においては、子育て環境を取り巻く社会情勢の変化を受け、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」を制定し、子育てに関する施策を推進してきました。さらに、平成 27 年 4 月から本格的に施行された「子ども・子育て支援新制度」に基づき、幼児期の学校教育・保育を総合的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させ、子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指してきました。

令和 5 年 4 月には「こども家庭庁」が発足し、同年 12 月に、こども施策に関する基本的な方針、こども施策に関する重要事項、こども施策を推進するために必要な事項を定めた「こども大綱」が策定されています。こども大綱においては「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等に関わらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（＝ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」である「こどもまんなか社会」を目指しています。

下諏訪町においては、「次世代を育てる 子育て支援」を基本理念とし、幼児教育・保育事業を提供するとともに、すべての人が地域で成長することもたちとの関わりを通じて喜びや感動に満ちた生活を送ることができるまちづくりを目指して「第 2 期 下諏訪町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て関連施策の推進を図ってきました。

この度、令和 6 年度をもって「第 2 期 下諏訪町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が満了となります。これまで実施してきた計画の検証及び評価を行うとともに、今後は国や県の方向性を踏まえ、こども・子育て世帯のみでなく、その支援の対象をおおむね 40 歳未満の青年期まで拡げ、こども・若者の視点に立ち、その権利を守ることを目的に、「子ども・若者計画」の要素を追加した新たな計画である「下諏訪町こども計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

（1）法令等の根拠

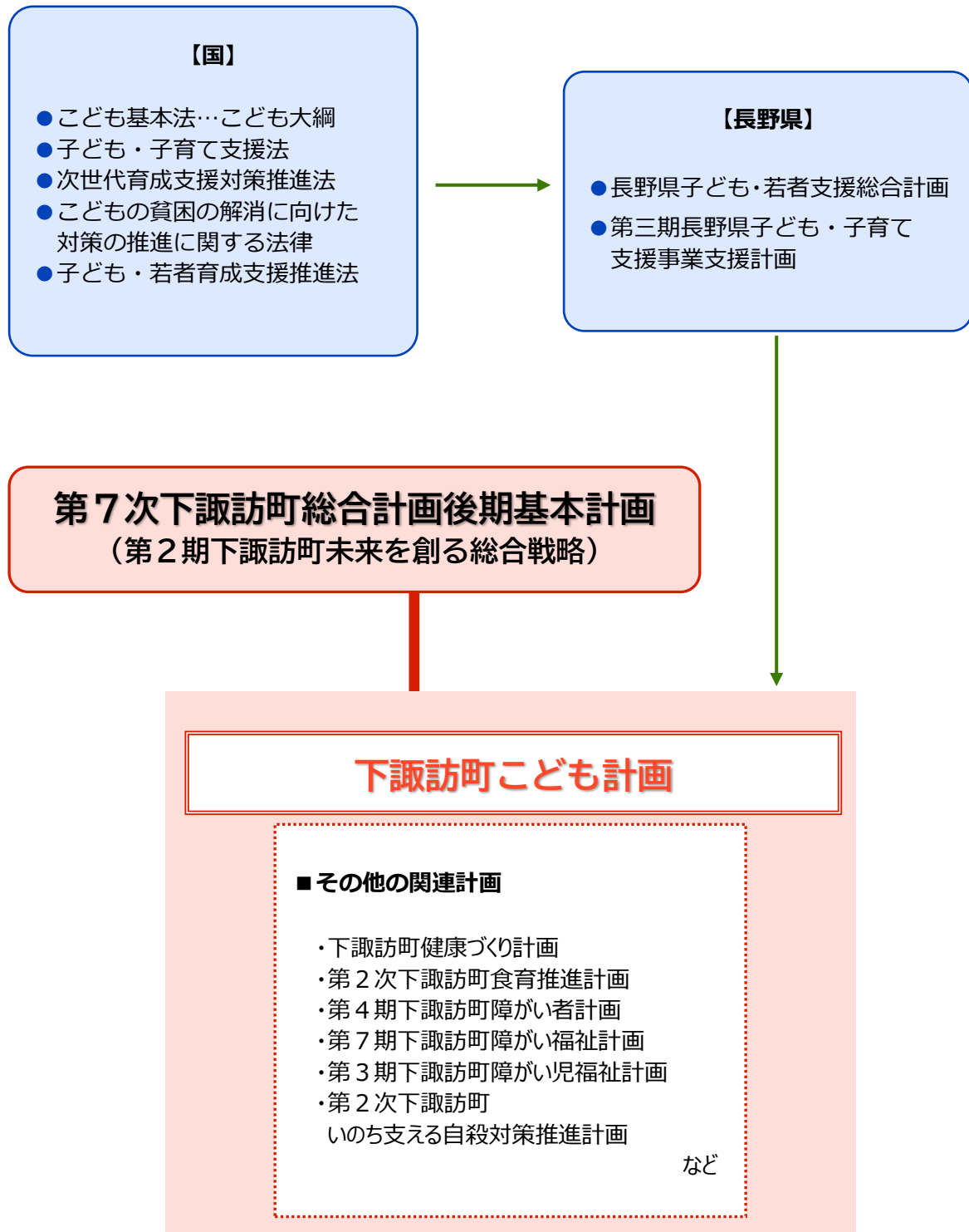
本計画は、「こども基本法」第 10 条に規定される「市町村こども計画」です。なお、本計画には下記 4 計画を包含しています。

計画名称	根拠となる法律名
● 子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法 第 61 条に規定
● 次世代育成支援地域行動計画	次世代育成支援対策推進法 第 8 条に規定
● こどもの貧困対策計画	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 第 10 条に規定
● （新）子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法 第 9 条に規定

※「第 2 期 下諏訪町子ども・子育て支援事業計画」は、「次世代育成支援地域行動計画」と「こどもの貧困対策計画」の内容を包含した計画となっています。今回新たに「子ども・若者計画」の内容を盛り込み、「こども計画」として策定します。

(2) 他計画との整合

本計画は、町の最上位計画である「第7次下諏訪町総合計画後期基本計画（第2期下諏訪町未来を創る総合戦略）」をはじめとする関連計画との整合・連携を図ります。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間です。

ただし、計画期間内において、法令の改正等により子ども・子育て支援に関連する環境や状況に変化が生じた場合、適宜計画の見直しを行います。

令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第7次総合計画 (前期基本計画) ※H28～R2		第7次総合計画（後期基本計画） （第2期総合戦略）					※次期計画（予定）			
第1期 計画 ※H27 ～R1	第2期子ども・子育て支援事業計画					下諏訪町こども計画				

4 計画の策定方法

（1）町民アンケート調査の実施（ニーズ調査）

本計画で確保を図るべき教育・保育及びその他の子育て支援の「量の見込み」を算出し、子育て支援施策の検討の基礎資料とするため、小学校低学年までの児童の保護者を対象に、教育・保育及びその他の子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握することを目的にニーズ調査を実施しました。（調査結果は25ページから）

（2）下諏訪町子ども・子育て会議による協議・検討

本計画の策定において、町民の幅広い意見を取り入れられるよう、福祉分野・保健分野の関係者、関係団体、有識者等で構成する「下諏訪町子ども・子育て会議」にて、計画の策定に関して必要な事項の協議・検討を行いました。

（3）パブリックコメントの実施

本計画の策定段階で町民より幅広く意見を募り、計画への反映に努めるため、令和7年2月7日から3月7日までの期間でパブリックコメントを実施しました。

5 SDGsの推進

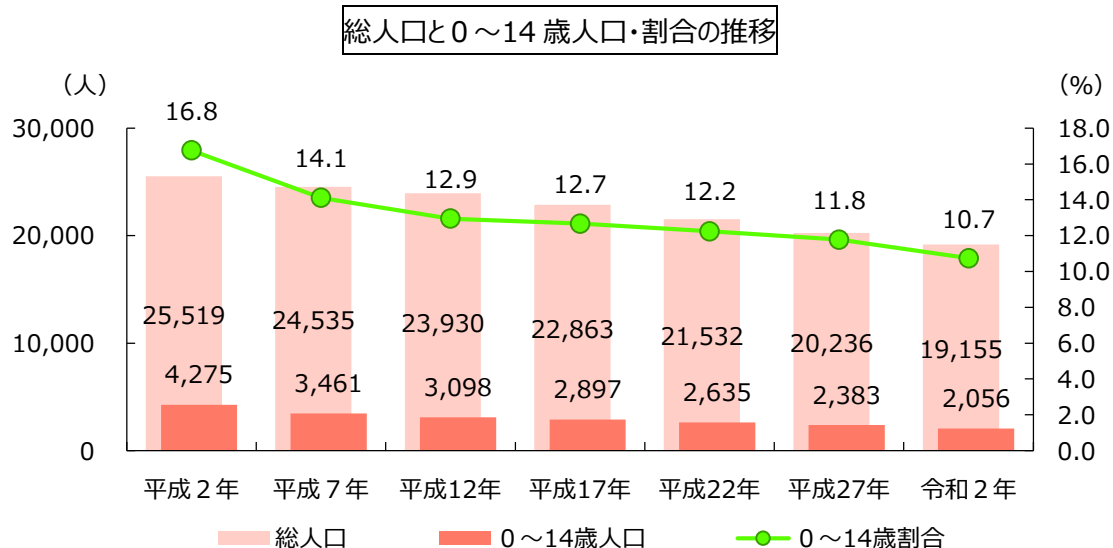
SDGsは、英語の「Sustainable Development Goals」の略で、日本語で「持続可能な開発目標」といいます。SDGsは「地球上の誰一人取り残さない持続可能な世界」を実現するための17の長期的なビジョン（ゴール）と169の具体的な開発目標（ターゲット）で構成されています。

本計画の最上位計画である「第7次下諏訪町総合計画後期基本計画」において、このSDGsを推進していることから、本計画においても、SDGsを踏まえた施策の推進を図ることとします。

第2章 こども・子育て家庭を取り巻く現状

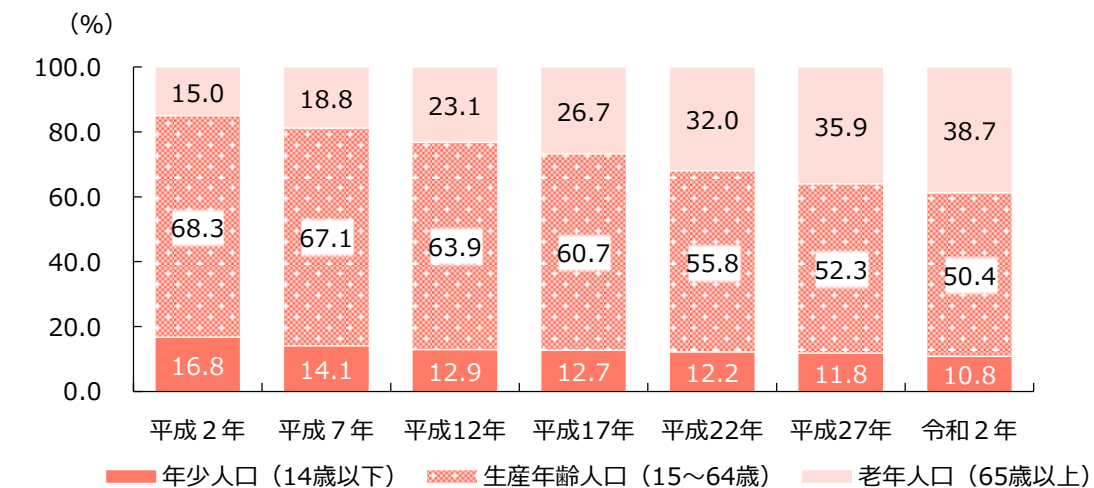
1 統計データからみた子育て家庭の状況

(1) 人口・世帯等の状況



総人口と0～14歳人口の推移をみると、平成2年以降減少傾向が続いています。総人口は、平成27年までは20,000人台を維持していましたが、令和2年においては19,155人となり、20,000人を下回る現状となっています。0～14歳人口は、平成2年は4,275人でしたが、平成17年以降は3,000人を下回って推移しており、令和2年においては2,056人となっています。なお、総人口に占める割合をみると、平成2年以降減少傾向が続いており、令和2年においては10.7%となっています。

年齢3区分別人口割合の推移

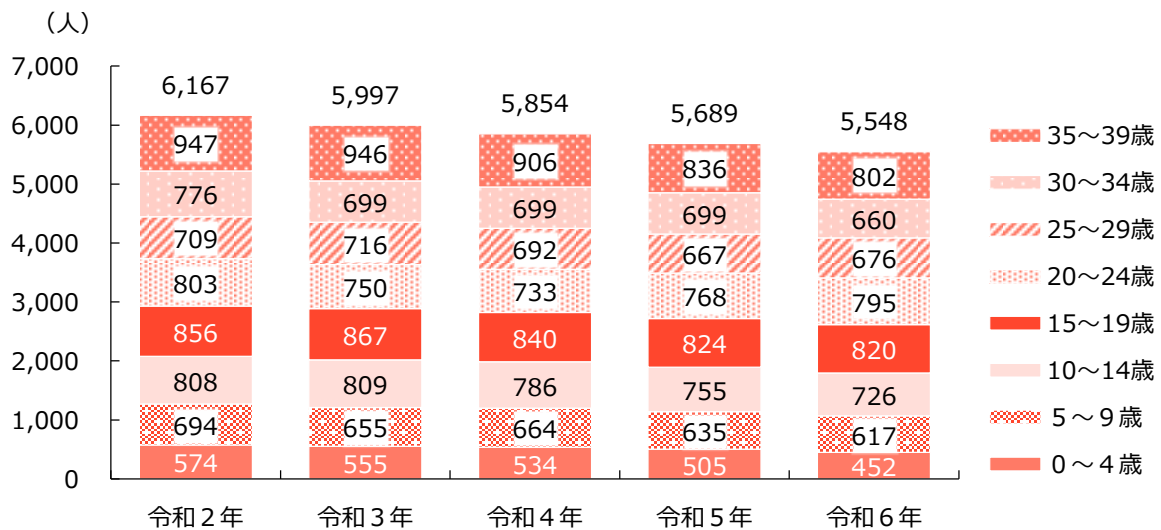


※年齢不詳人口を除いて算出。

資料：国勢調査

年齢3区分別人口割合の推移をみると、年少人口・生産年齢人口は、いずれも平成2年以降減少傾向が続いています。年少人口は、令和2年において10.8%で、平成2年と比較すると6.0ポイント減少しています。生産年齢人口は、令和2年において50.4%で、平成2年と比較すると17.9ポイント減少しています。一方、老年人口は平成2年以降増加を続けており、令和2年において38.7%で、平成2年と比較すると、おおむね2.5倍以上に増加しています。

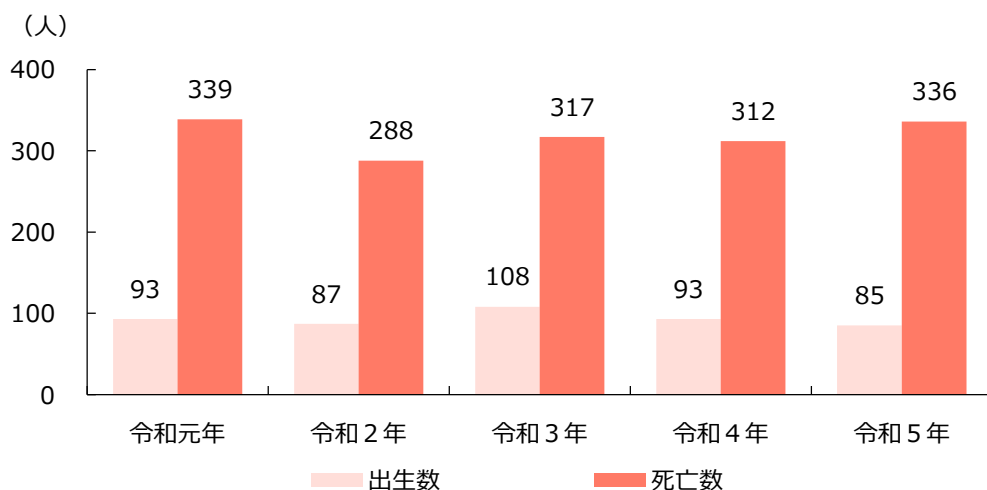
40歳未満における年齢5歳階級別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

40歳未満人口の推移をみると、減少の一途をたどり、令和6年は5,548人となっています。年齢5歳階級別にみると、ほとんどの年齢階級においておおむね減少傾向にありますが、唯一20～24歳においては令和5年を境に増加傾向に転じています。令和2年と令和6年を比較すると、0～4歳、30～34歳、35～39歳の3つの年齢階級において、100人以上の減少がみられます。

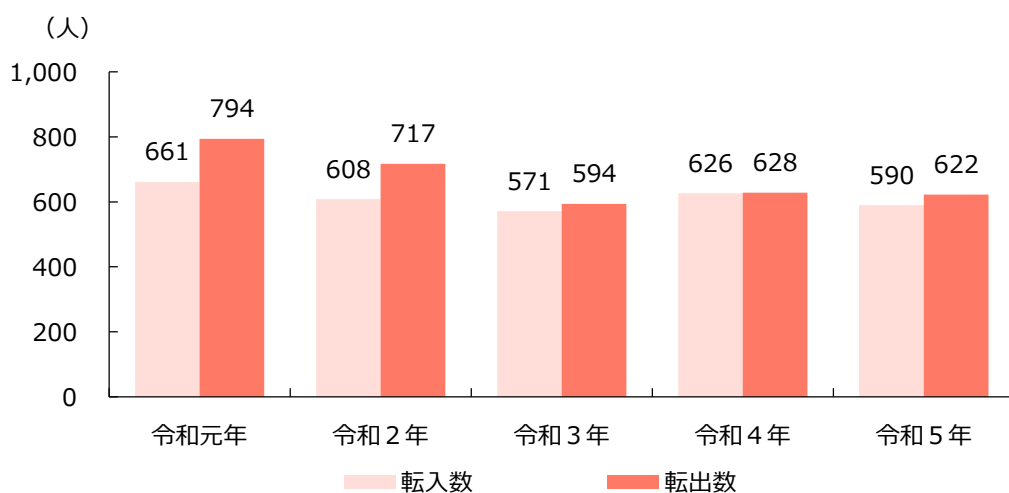
自然動態の推移



資料：「長野県毎月人口異動調査（年報）」

自然動態の推移をみると、令和元年以降、出生数・死亡数ともに増減を繰り返して推移しています。出生数は、令和3年において108人となり、前年より増加していますが、その後は減少が続き、令和5年においては85人となっています。死亡数は、令和2年に288人に減少、その後はおおむね300人台で推移しており、令和5年においては336人となっています。いずれの年においても「死亡数」が「出生数」を上回る「自然減」の状態となっています。

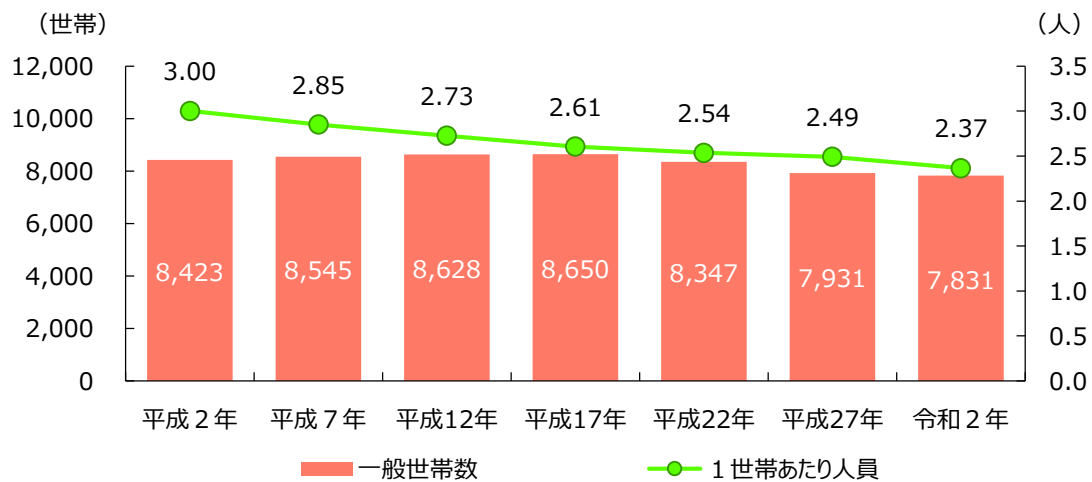
社会動態の推移



資料：「長野県毎月人口異動調査（年報）」

社会動態の推移をみると、令和元年以降、転入数・転出数ともに増減を繰り返して推移しています。転入数は、令和3年において571人まで減少、その後令和4年に626人に増加していますが、令和5年においては590人と再び減少しています。転出数は、令和3年において594人と、令和元年と比較し200人減少しましたが、その後はやや増加傾向にあります。いずれの年においても「転出数」が「転入数」を上回る「社会減」の状態となっています。

世帯数と1世帯あたり人員の推移

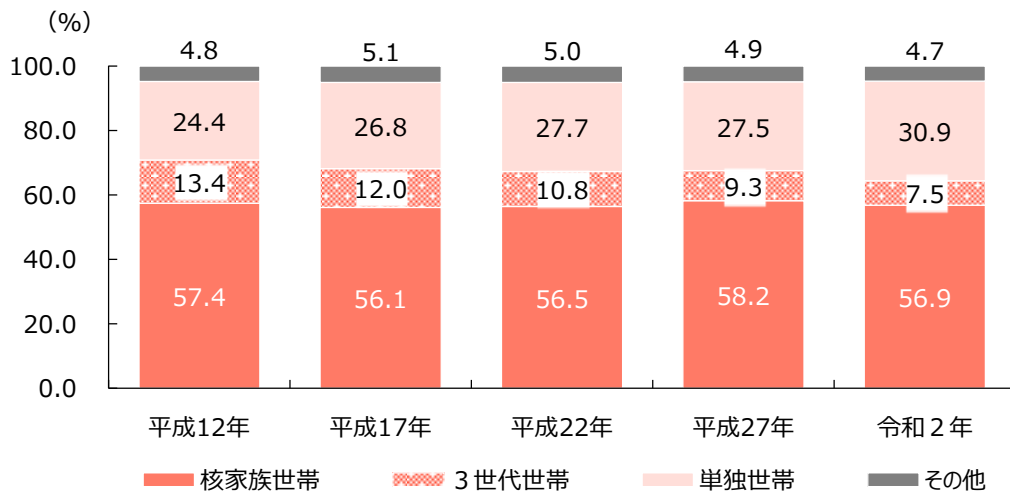


◎一般世帯とは、施設等の世帯(学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・診療所などの入院者、社会施設の入所者、自衛隊の営舎内・艦船内の居住者、矯正施設の入所者などからなる世帯)以外の世帯のことをいう。

資料：国勢調査

一般世帯数の推移をみると、平成2年から平成17年にかけては増加傾向、それ以降は減少傾向にあります。平成27年以降は8,000世帯を下回って推移しており、令和2年においては7,831世帯となっています。1世帯あたり人員の推移をみると、平成2年以降一貫して減少傾向が続いています。平成7年以降、3人を下回って推移しており、令和2年においては2.37人となっています。

世帯構成割合の推移

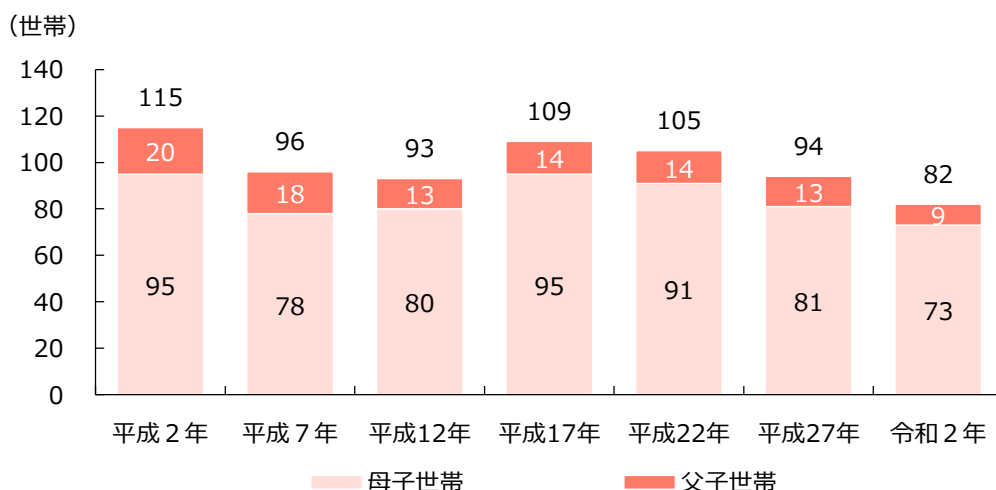


◎3世代世帯とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母(又は世帯主の配偶者の父母)、世帯主(又は世帯主の配偶者)、子(又は子の配偶者)及び孫の直系世代のうち、3つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問いません。したがって、4世代以上が住んでいる場合も含まれます。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子(中間の世代)がない場合も含まれます。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系となる3世代世帯は含まれません。

資料：国勢調査

一般世帯の世帯構成割合の推移をみると、核家族世帯は、平成12年以降おおむね横ばいで推移しています。令和2年においては56.9%となり、全体のおおむね6割を占めています。3世代世帯は、平成12年以降減少傾向が続いています。平成27年以降は10%未満で推移しており、令和2年においては7.5%となっています。単独世帯は、平成12年以降おおむね増加傾向が続いています。平成27年までは20%台で推移していましたが、令和2年においては3割を超え、30.9%となっています。

ひとり親世帯数の推移

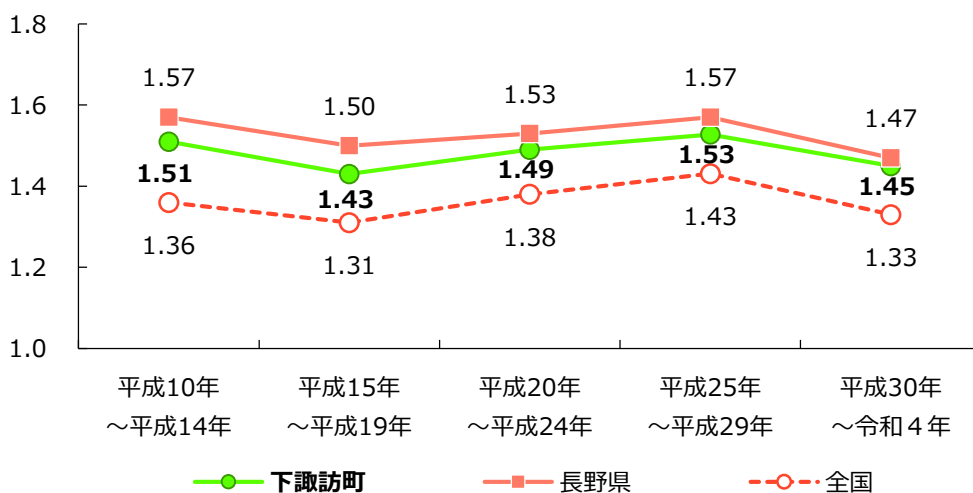


- ◎母子世帯とは、未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯(他の世帯員がいないもの)をいう。
- ◎父子世帯とは、未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯(他の世帯員がいないもの)をいう。

資料：国勢調査

ひとり親世帯数の推移をみると、母子世帯・父子世帯の合計は、平成2年以降増減を繰り返して推移しており、平成17年に109世帯に増加した後は、減少傾向にあります。母子世帯は、平成17年以降減少傾向にあり、令和2年においては73世帯となっています。父子世帯は、平成12年以降ほぼ横ばいが続いていましたが、令和2年には9世帯に減少しています。

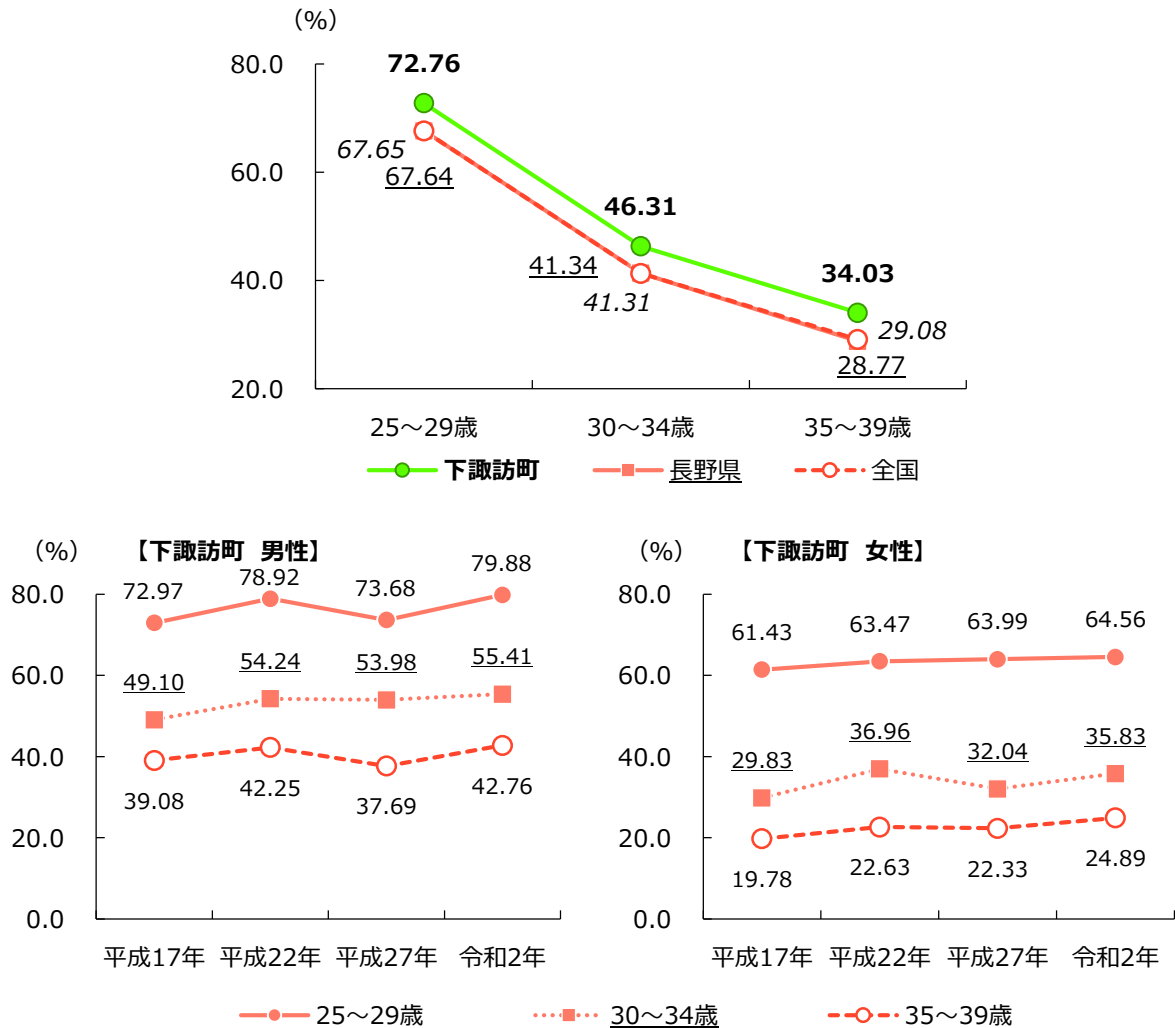
合計特殊出生率の推移・比較



資料：人口動態統計特殊報告

下諏訪町の合計特殊出生率をみると、平成15年～平成19年において1.43に低下、その後、平成25年～平成29年においては1.53まで上昇しましたが、その後は平成30年～令和4年において1.45と、再び減少しています。また、長野県・全国と比較すると、長野県より低いですが、全国より高く推移しています。

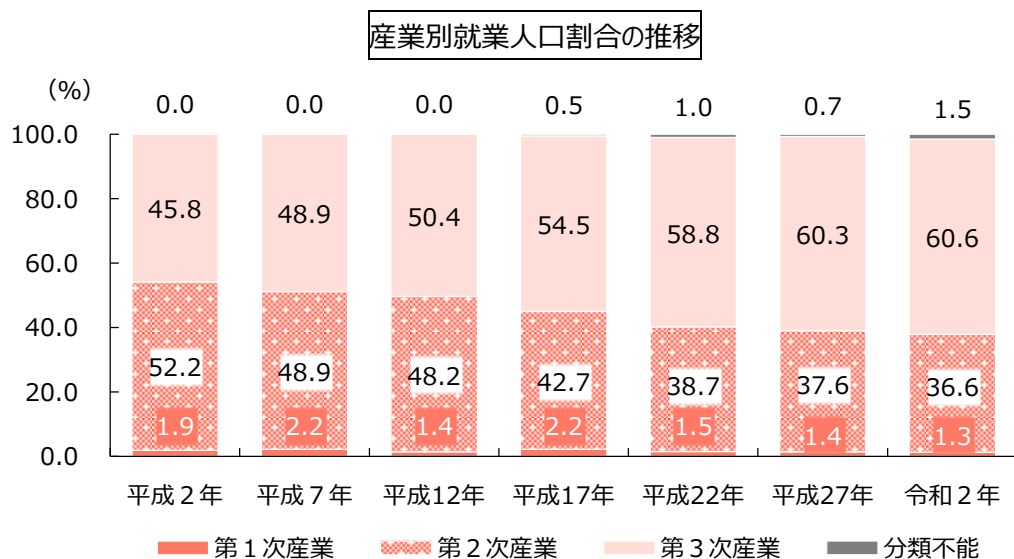
未婚率の推移・比較



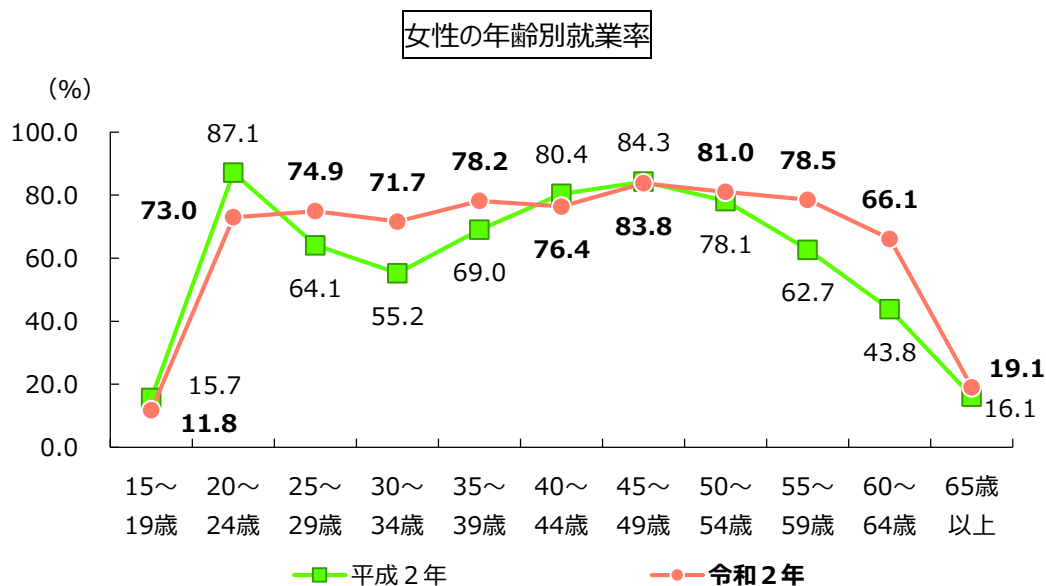
資料：国勢調査（下諏訪町・長野県・全国と比較は令和2年時点）

未婚率の推移をみると、年代が上がるにつれ低下しており、長野県・全国と比較するといずれの数値も上回って推移しています。性別でみると、男性は、平成17年以降いずれの年代においても増減を繰り返して推移しています。令和2年においては、25～29歳が79.88%、30～34歳が55.41%、35～39歳が42.76%となっています。平成17年と令和2年を比較すると、各年代においておおむね3.0～6.0ポイント増加しています。女性も男性と同じく、いずれの年代においても、平成17年以降増減を繰り返して推移しており、各年代における増加幅も同程度のものとなっています。令和2年においては、25～29歳は64.56%、30～34歳は35.83%、35～39歳は24.89%となり、男性と比較してみるといずれの年代においても男性より低い水準で推移しており、男性のほうが女性より未婚率が高いことがわかります。また、このような現象が起こる一因として、男性よりも女性のほうが、進学タイミングで町外に転出したままになり、就職タイミングで町内に戻る人が少ないことが考えられます。

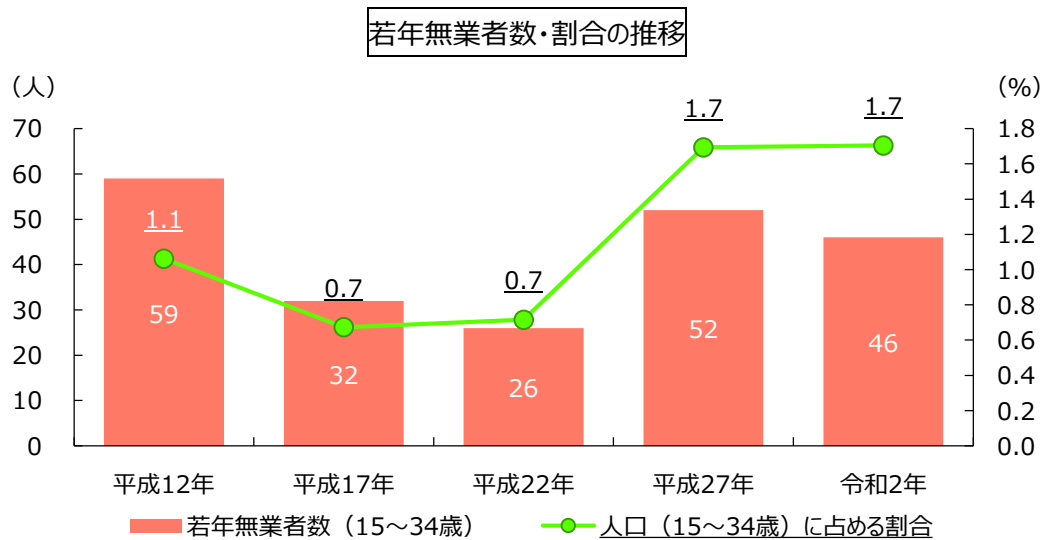
(2) 就業等の状況



産業別就業人口割合の推移をみると、第1次産業はほぼ横ばいとなっています。第2次産業は減少傾向にあり、平成7年以降は半数を、平成22年以降は4割を下回って推移しており、令和2年においては36.6%となっています。第3次産業は平成2年以降増加傾向にあり、平成12年以降はおおむね半数を超えて推移しています。令和2年においては60.6%となっています。



女性の就業率は、結婚・出産・子育ての時期にあたる25～39歳において一旦低下する『M字型曲線』を描く傾向がみられます。下諏訪町の就業率をみると、平成2年においては、30～34歳で55.2%に低下し、『M字型曲線』の状態となっています。一方、令和2年においては、20～59歳でおおむね7～8割台を維持しており、就業率の低下はみられません。



◎若年無業者とは、15 歳から 34 歳までの非労働力人口のうち家事も通学もしていない者をいう。

資料：国勢調査

若年無業者数の推移をみると、平成 22 年までは減少傾向、それ以降は増加傾向にあり、令和 2 年においては 46 人となっています。人口に占める割合をみると、人数と同様の傾向にあり、平成 12 年と令和 2 年を比較すると、0.6 ポイント増加しています。

(3) 子育て支援施策の実施状況

各種手当の受給状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童手当延べ支給件数（件）	24,164	23,463	22,624	21,652	20,374
特別児童扶養手当※（人）	43	48	48	46	48
障害児福祉手当※（人）	2	4	5	7	8

※特別児童扶養手当・障害児福祉手当は、毎年7月末時点の受給者数。（諏訪保健福祉事務所より）

資料：「決算説明資料」（各年度末日現在）

各種手当の受給状況の推移をみると、特別児童扶養手当受給者数は、令和元年度以降増減を繰り返して推移しており、令和5年度においては48人となっています。障害児福祉手当受給者数は増加傾向にあり、令和5年度においては8人となっています。

各種助成の受給状況

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
乳幼児医療費助成	延べ件数（件）	23,004	18,817	21,185	23,184	25,466
	対象人数（人）	2,510	2,435	2,381	2,298	2,214
母子家庭等医療費助成（件）		3,705	3,391	3,708	3,981	3,974
重度心身障害者等医療費助成（件）		20	21	22	20	21
不妊治療費助成（延べ件数）（件）		15	16	16	9	6
母子家庭等入学祝金（件）		24	23	30	31	30

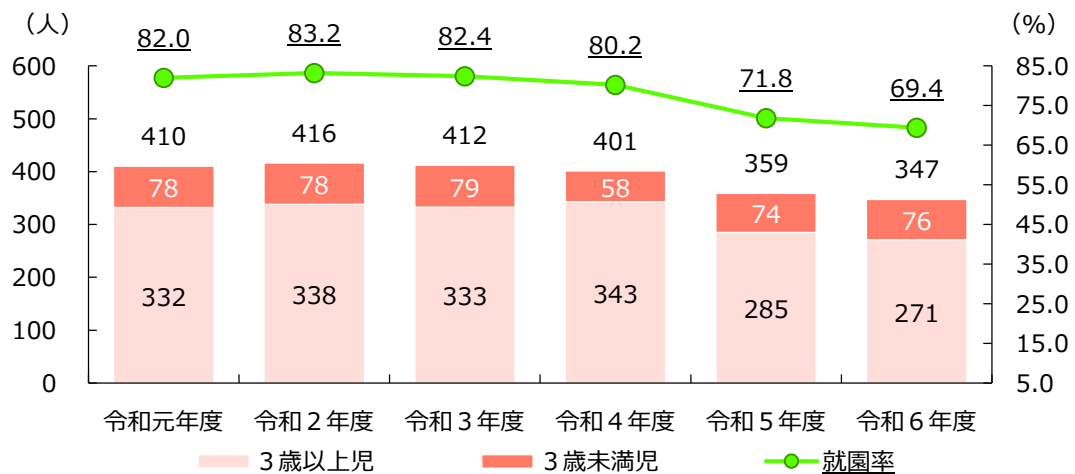
資料：「決算説明資料」（各年度末日現在）

各種助成の受給状況をみると、乳幼児医療費助成は、延べ件数が令和元年度から令和2年度にかけおおむね4,000人減少、その後は増加傾向にあります。減少の要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による受診控えが影響していると推察されます。一方、対象人数は令和元年度以降減少傾向が続き、令和5年度においては2,214人となっています。母子家庭等医療費助成は、令和3年度までは増減を繰り返して推移していましたが、令和4年度に3,981件まで増加し、その後は横ばいとなっています。重度心身障害者等医療費助成においては、20件程度で推移しています。母子家庭等入学祝金は、令和元年度から令和3年度にかけ30件まで増加し、その後はおおむね横ばいとなっています。

保育所の状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育所数（箇所）	3	3	3	3	3	3
認可定員（人）	500	500	500	500	500	500
在園児童数（人）	410	416	412	401	359	347
3歳以上児	332	338	333	343	285	271
3歳未満児	78	78	79	58	74	76
就園率（％）	82.0	83.2	82.4	80.2	71.8	69.4

【在園児童数、就園率の推移】



資料：教育こども課（各年度4月1日現在）

下諏訪町の保育所は3箇所、在園児童数は令和元年度から令和4年度にかけては横ばい傾向で推移しています。令和5年度以降は減少に転じ、令和6年度においては347人となっています。認可定員500人に対する就園率は、令和元年度以降おおむね80％台で推移していますが、令和5年度に71.8％に減少、令和6年度においては69.4％と7割を下回っています。在園児童数は認可定員を下回っているものの、3歳未満児の受け入れに関しては、慢性的な保育士不足により保護者が希望した園に入所できない事例も発生しており、改善が急務となっています。

特別保育等の利用状況

		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
延長保育※ (延べ人数)	３歳以上児	2,524	2,223	2,583	2,221	1,645
	３歳未満児	310	283	312	182	221
	合計	2,834	2,506	2,895	2,403	1,866
一時保育 (延べ件数)	３歳以上児	49	66	0	54	11
	３歳未満児	164	71	109	90	138
	合計	213	137	109	144	149
土曜保育 (延べ人数)	３歳以上児	522	434	446	555	576
	３歳未満児	177	291	319	91	107
	合計	699	725	765	646	683
要支援児童に対する 保育（人）	３歳以上児	29	34	37	42	32
	３歳未満児	1	2	0	0	0
	合計	30	36	37	42	32

※延長保育は、保育時間(8:00～16:00)外の 7:30～8:00 及び 16:00～18:30 までの間、保育を行う事業。

資料：教育こども課（各年度末日現在）

特別保育等の利用状況をみると、長時間保育延べ利用人数は、令和元年度以降増減を繰り返して推移しています。令和３年度の 2,895 人をピークに減少に転じ、令和５年度においては 1,866 人となっています。減少の要因としては、近年の共働き世帯の増加に伴い、これまではパートタイム就労で保育短時間認定であった保護者が、フルタイム就労になるなど標準時間認定となる世帯が増え、延長保育に該当しなくなったことが考えられます。

また、一時保育延べ利用件数は、令和元年度から令和２年度にかけおおむね半減しています。その後は増減を繰り返して推移しており、令和５年度においては 149 件となっています。土曜保育延べ人数は、令和元年度以降増減を繰り返して推移しています。令和４年度においては 646 人と、前年度と比較し 119 件減少しましたが、その後令和５年度に増加に転じ、683 人となっています。要支援児童に対する保育の利用人数は、令和元年度以降おおむね 30 人前後で推移しており、令和４年度の 42 人をピークに減少に転じ、令和５年度においては 32 人となっています。

おはなしの広場（言語障害児通園訓練室・とがわ保育園）利用状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通園児童数（人）	46	41	48	42	39
延べ指導人数（人）	334	413	436	400	393

◎就学前のこどもを対象に、ことばの発達の遅れや発音の異常、ことばのリズムの異常など、言語指導員が相談と指導を行います。

資料：「教育要覧」（各年度末日現在）

おはなしの広場の利用状況をみると、通園児童数は、おおむね 40～50 人前後で推移しており、令和5年度においては 39 人となっています。延べ指導人数は、令和元年度以降増減を繰り返して推移しており、令和5年度においては 393 人となっています。

せせらぎ園（心身障害児通園訓練室・とがわ保育園）利用状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用児童数（人）	24	14	14	15	19
利用保護者数（人）	24	13	14	15	19
延べ指導人数（人）	700	520	593	591	504

◎心身に支援が必要な児童に対して、保育、訓練等を行い、健全な家族関係の形成を支援し、もって児童の福祉の増進を図ります。また、保育士による指導訓練の他、言語訓練士による言語訓練、作業療法士による機能訓練等を行います。

資料：「教育要覧」（各年度末日現在）

せせらぎ園の利用状況をみると、利用児童数・利用保護者数は、令和元年度においてともに 24 人でしたが、令和2年度にそれぞれ 14 人、13 人に減少した後横ばい傾向が続いています。令和5年度においてはともに 19 人と、微増傾向となっています。延べ指導人数は、令和元年度から令和2年度にかけ 180 人の減少、その後は増減を繰り返して推移しており、令和5年度においては 504 人となっています。

未就園児・在園児等母親の少人数グループによる子育て勉強会（だっこの会）の状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
グループ数（グループ）	5	3	3	3	3
延べ参加者数（人）	1,054	387	762	786	647
延べ活動日数（日）	102	45	62	84	62

◎こどもが保育園、幼稚園に在園及び未就園児の保護者を対象として実施される子育て勉強会を支援し、保護者の自主性を尊重し、手軽に聞き、身軽に集まり、気軽に話しあうことにより健全な子育てを推進しています。

資料：「教育要覧」（各年度末日現在）

だっこの会の利用状況をみると、利用グループ数は令和2年度に 5 グループから 3 グループに減少し、その後は 3 グループを維持しています。延べ参加者数は、令和元年度以降増減を繰り返して推移しており、令和2年度に 387 人と大幅に減少した後再び増加に転じ、令和5年度においては 647 人となっています。令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により活動が自粛されました。オンライン講座の開催や、SNSを活用し会議回数を減らすなど、時代に合わせた活動を行っています。

小学校数・小学校児童数の推移

単位：人

		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
１年生	南小学校	95	101	67	82	88	67
	北小学校	36	42	35	34	37	34
２年生	南小学校	82	92	100	67	82	89
	北小学校	41	36	43	35	33	36
３年生	南小学校	113	79	92	102	66	81
	北小学校	35	41	37	42	35	31
４年生	南小学校	94	114	81	93	99	67
	北小学校	46	35	40	36	41	37
５年生	南小学校	103	96	114	82	94	97
	北小学校	57	44	36	38	36	37
６年生	南小学校	110	105	97	113	81	92
	北小学校	52	58	45	36	36	37
特別支援学級	南小学校	33	33	35	39	45	48
	北小学校	16	12	12	14	15	11
合計		913	888	834	813	788	764

資料：「教育要覧」（各年度４月１日現在）

下諏訪町の小学校は、南小学校・北小学校の２校です。児童数は、令和元年度以降減少傾向が続いており、令和５年度以降は８００人を下回っています。令和６年度においては７６４人となり、令和元年度と比較すると１４９人の減少となっています。

放課後子ども教室の状況

		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
実施箇所数（箇所）		2	2	2	2	2
登録児童数（人）	南小学校	342	327	326	269	212
	北小学校	86	109	107	91	90
	合計	428	436	433	360	302
延べ利用児童数（人）	南小学校	4,121	3,675	2,794	877	3,119
	北小学校	1,532	1,681	1,057	317	1,451
	合計	5,653	5,356	3,851	1,194	4,570
実施日数（日）	南小学校	40	34	24	7	36
	北小学校	40	34	23	6	34

資料：「教育要覧」（各年度末日現在）

放課後子ども教室は、現在２箇所で開催しています。登録児童数は、令和元年度から令和２年にかけてはおむね横ばい、令和３年度以降は減少傾向が続いています。要因としては、新型コロナウイルス感染症の影響による活動自粛が影響しています。延べ利用児童数も、登録児童数とおむね同様の傾向となっている一方、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の５類感染症に移行したことで、令和５年度においては４,５７０人と大幅に増加しています。

学童クラブの設置状況

学童クラブ名	開館時間		放課後児童指導員数（人）	障がい児 受入可否
	登校日	休業日・長期休暇時		
南小学校第1学童クラブ	放課後～18:30	8:00～18:30	5	○
南小学校第2学童クラブ	放課後～18:30	8:00～18:30	4	×
北小学校第1学童クラブ	放課後～18:30	8:00～18:30	1	×
北小学校第2学童クラブ	放課後～18:30	8:00～18:30	1	×

資料：「教育こども課」（令和6年度末現在）

令和6年度における学童クラブは、下諏訪町にある小学校2校に2クラブずつ設置されています。開館時間等の状況は上表のとおりです。

学童クラブの状況

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学童クラブ実施箇所数（箇所）		4	4	4	4	4	4
学童クラブ在籍児童数 （人）	南小学校	201	191	154	170	175	181
	北小学校	87	101	81	87	79	67
	合計	288	292	235	257	254	248

資料：「教育要覧」（各年度4月1日現在）

学童クラブの状況をみると、令和元年度以降は4箇所で実施しています。在籍児童数は、令和元年度以降増減を繰り返して推移しており、令和4年度以降はおおむね250人前後で推移しています。

中学校数・中学校生徒数の推移

単位：人

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生	下諏訪中学校	90	102	99	93	99	72
	下諏訪社中学校	47	47	56	42	34	33
2年生	下諏訪中学校	97	90	103	100	94	98
	下諏訪社中学校	45	46	47	55	42	32
3年生	下諏訪中学校	109	98	90	102	100	95
	下諏訪社中学校	56	45	47	47	55	42
特別支援学級	下諏訪中学校	15	16	19	13	14	14
	下諏訪社中学校	4	9	8	10	9	13
合計		463	453	469	462	447	399

資料：「教育要覧」（各年度4月1日現在）

下諏訪町の中学校数は2校で、児童数は令和元年度以降増減を繰り返して推移しています。令和4年度まではおおむね460人前後で推移していましたが、その後は減少傾向が続き、令和6年度においては399人となっています。

児童の居場所づくり推進事業の状況

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ参加者数（人）	小・中学生等	120	0	111	57	199
	サポーター等	37	0	39	38	88
	合計	157	0	150	95	287
開催日数（日）	夏休み	2	中止※	2	中止※	2
	秋	1	中止※	中止※	中止※	1
	春休み	中止※	中止※	中止※	2	2

◎児童の体験の機会や安心して安全な児童の居場所づくりを積極的に推進して、青少年の健全育成に寄与していきます。砥川浮島、あすなろ公園、体育館などで「みんなの遊び場」として、夏休み・春休みの長期休暇時等に開催しています。

※令和元年度～令和4年度の開催中止は新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため。

資料：「教育要覧」（各年度末日現在）

児童の居場所づくり推進事業の状況を見ると、延べ参加者数は令和元年度以降増減を繰り返して推移しており、令和5年度の延べ参加者数合計は287人となっています。

スマイル教室 在籍児童・生徒数の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童・生徒数（人）	5	2	5	6	9	11

◎下諏訪町では、学校へ行きたくても行けない状況の生徒を対象に学習希望者と向きあい、学力の定着と向上を図り、「分かる喜び、できる嬉しさ」を獲得し、自立と社会参加に向けた生きる力を培うことを目的としたスマイル教室を設置しています。

資料：教育総務係（各年度末日現在（令和6年度のみ9月末日現在））

「スマイル教室」の在籍児童・生徒数の推移を見ると、令和元年度から令和3年度にかけては増減を繰り返しています。それ以降は増加傾向にあり、令和6年度においては11人となっています。

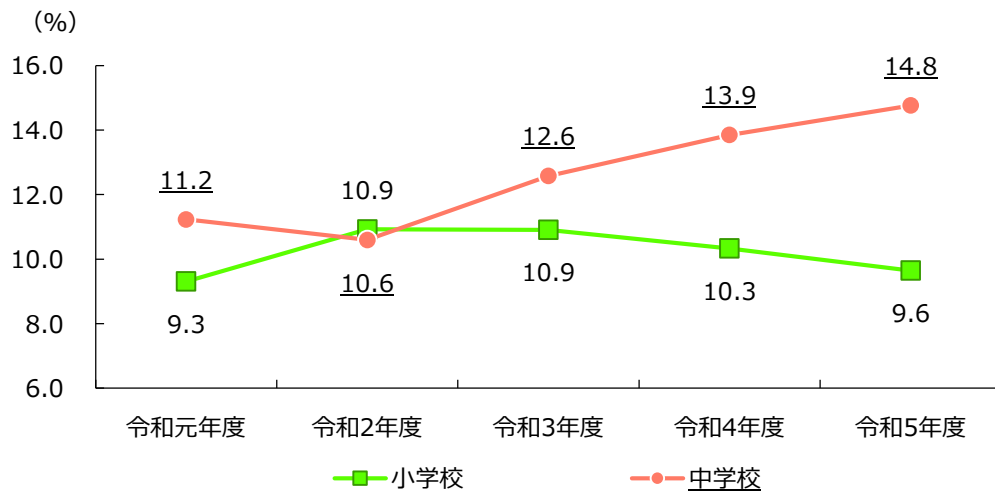
公立小学校・中学校の不登校率の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
不登校率（％）	3.19	2.98	3.45	4.16	4.78

資料：教育総務係（各年度末日現在）

公立小学校・中学校の不登校率の推移を見ると、令和元年度以降増減を繰り返して推移しています。令和3年度以降増加傾向にあり、令和5年度においては4.78%となっています。

就学援助児童・生徒（準要保護者）の割合の推移



※「要保護者」は少人数で個人特定のおそれがあるため、グラフを割愛。

資料：教育総務係（各年度末日現在）

就学援助児童・生徒（準要保護者）の割合の推移をみると、小学生は、おおむね 10.0%前後で推移しています。令和 2 年度以降はやや減少傾向にあり、令和 5 年度においては 9.6%となっています。中学生は、小学生よりもやや高い水準で推移しており、令和 2 年度以降は増加に転じ、令和 5 年度においては 14.8%となっています。令和 2 年度以降、就学援助を必要とする家庭が増加した要因として、新型コロナウイルス感染症の影響が挙げられます。町内でも解雇や雇い止めにあった人が一定数おり、生活が厳しくなったことが背景にあると考えられます。また、小学生の人数は減少傾向にありますが、中学生になると部活動や習い事を始めることも増え、家計の負担が大きくなることから、中学生における就学援助の必要性が高まったと推察されます。

子育てふれあいセンター「ぼけっと」利用状況

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数 合計（人）		10,783	7,907	9,724	6,589	10,149
親子	延べ人数（人）	9,245	7,215	9,136	6,282	9,226
	割合（%）	85.7	91.2	94.0	95.3	90.9
高齢者等	延べ人数（人）	1,538	692	588	307	923
	割合（%）	11.8	5.3	4.5	2.4	7.1

◎平成 23 年 11 月、旧第三保育園を耐震・改修工事し、「子育てふれあいセンター『ぼけっと』」をオープンしました。従来、保育園に併設していた子育て支援センター機能を継続し、子育て中の親子がつどい互いの不安や負担感を軽減できる場、高齢者が気軽に立ち寄れてほっと過ごせる場として、世代間交流を通して人と人とのふれあいを大事に心が潤える施設です。

資料：「教育要覧」（各年度末日現在）

子育てふれあいセンター「ぼけっと」の利用状況をみると、延べ利用者数の合計は、令和元年度以降増減を繰り返して推移しています。親子・高齢者等の利用内訳は、親子利用者がおおむね 9 割程度を占めています。令和 2 年度から令和 4 年度において、減少している要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による利用控えが影響していると推測できます。

ブックスタート事業（ファーストブック・セカンドブック）の状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ファーストブック配付人数（人）	97	91	98	101	80
セカンドブック配付人数（人）	103	125	90	91	104

◎町から、生後6か月の赤ちゃんに2歳児へ、絵本や育児書をプレゼントしています。

資料：「教育要覧」（各年度末日現在）

ブックスタート事業の状況をみると、ファーストブック配付人数・セカンドブック配付人数ともに増減を繰り返して推移しています。令和5年度においては、ファーストブックは80人、セカンドブックは104人となっています。

0歳児ママのつどいの状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ参加者数（人）	195	94	35	11	39
実施回数（回）	12	10	9	4	11

◎0歳児のママを対象として、気軽におしゃべりする友達づくりの場です。

資料：「教育要覧」（各年度末日現在）

0歳児ママのつどいの状況をみると、実施回数は令和元年度以降増減を繰り返して推移しており、令和5年度においては11回となっています。延べ参加者数をみると、令和2年度において94人と、令和元年度と比較しおおむね半減しており、その後令和3年度においては35人まで減少した後、令和5年度においては39人となっています。令和元年度までは、月に1度事業を実施していましたが、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響による実施回数の減少に伴い、参加者数も減少しています。

ファミリーサポート事業の利用状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
援助会員数（人）	47	49	50	51	26
依頼会員数（人）	302	315	321	310	346
延べ利用件数（件）	81	32	76	95	103

◎子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と、子育てを支援して下さる人（援助会員）が会員になって、こどものお世話を有料で行います。

資料：「教育要覧」（各年度末日現在）

ファミリーサポート事業の利用状況をみると、援助会員数は、令和4年度おおむね50人前後で推移していますが、令和5年度においては26人まで減少しています。依頼会員数は、令和元年度以降増減を繰り返して推移しており、令和5年度においては346人となっています。延べ利用件数は、令和2年度において32人まで減少しており、その後は増加傾向が続いています。

子育て応援カード事業の状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協賛事業所数（事業所）	80	77	77	71	71
応援カード交付者数（人）	127	126	130	108	95

◎子育てを行う保護者の経済的な負担の軽減を図るとともに、こどもは地域の宝であるという認識のもと、「下諏訪町に生まれてくれてありがとう」という気持ちを込めて、地域社会において子育てを支援する事業です。

資料：「教育要覧」（各年度末日現在）

子育て応援カード事業の状況をみると、協賛事業所数は、令和3年度まではおおむね 80 事業所前後、令和4年度以降は 71 事業所で推移しています。応援カード交付者数は、令和3年度までは 130 人前後で推移しています。その後は減少傾向に転じ、令和5年度においては 95 人となっています。

家庭児童相談の状況

単位：件

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養護相談	51	65	72	25	28
保健相談	0	0	3	1	3
障害相談	2	3	3	3	4
非行相談	0	0	0	1	0
育成相談	8	23	10	8	8
その他の相談	14	14	2	2	0
合計件数※	75	105	90	40	43

※内容別件数の合算のため、重複あり。

資料：教育こども課（各年度末日現在）

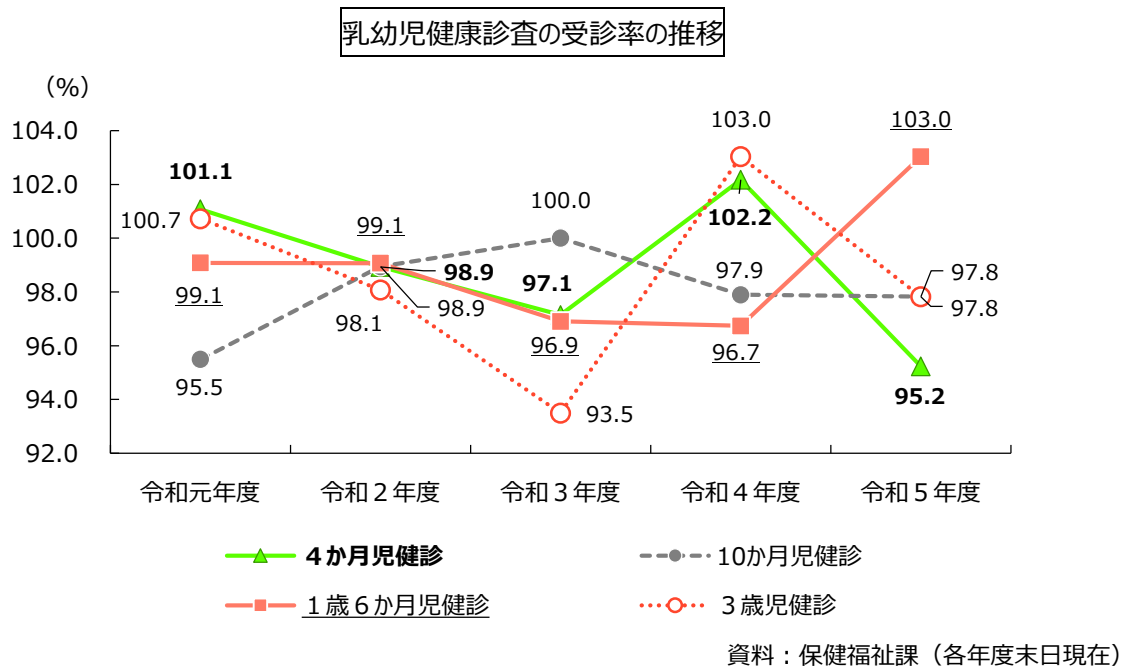
家庭児童相談の状況をみると、令和元年度以降増減を繰り返して推移しています。令和2年度に 105 件に増加した後は減少に転じ、令和5年度においては合計 43 件となっています。相談内容の内訳は、養護相談が大半を占めています。相談件数の減少については、家庭環境が改善されたり、支援の成果が出ている可能性を示しています。

民生委員・児童委員の状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
民生委員・児童委員数（人）	57	56	56	56	57
男性委員数（人）	29	29	29	29	29
女性委員数（人）	28	27	27	27	28
1人あたり担当世帯数（世帯）	164	166	165	165	162
民生委員・児童委員による 相談対応件数（件）	802	572	463	485	615

資料：保健福祉課（各年度末日現在）

民生委員・児童委員の状況をみると、民生委員・児童委員数は令和元年度以降横ばいで推移しており、令和5年度においては 57 人、男性・女性の内訳はおおむね半数ずつとなっています。1人あたり担当世帯数は、令和元年度以降 160 人前後で推移しており、令和5年度においては 162 世帯となっています。



乳幼児健康診査の受診率は、いずれの健康診査も 90.0%以上の水準で推移しています。

ハッピーマタニティ教室（健康教育事業）の状況					
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数（回）	4	2	2	4	4
参加者数（人）	44	28	28	25	28

対象・・・妊婦及びその家族

資料：保健福祉課（各年度末日現在）

ハッピーマタニティ教室（健康教育事業）の状況をみると、実施回数は令和元年度以降 2～4 回で推移しています。参加者数は、令和元年度から令和2年度にかけ 28 人に減少し、その後はおおむね横ばいとなっています。

赤ちゃん訪問（訪問指導）の状況					
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数（回）	87	93	102	83	87

対象・・・出生児全員

資料：保健福祉課（各年度末日現在）

出生児全員を対象とした赤ちゃん訪問（訪問指導）の状況をみると、増減を繰り返して推移しており、令和5年度においては 87 回となっています。

健康指導・相談の状況

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
すこやか相談	実施回数（回）	24	24	24	24	24
	延べ利用者数（人）	454	286	229	179	216
2か月児相談	実施回数（回）	12	11	12	12	12
	延べ利用者数（人）	85	78	95	76	73
2歳児相談	実施回数（回）	12	12	12	12	12
	延べ利用者数（人）	99	122	96	91	101
もぐもぐ学習会	実施回数（回）	5	5	6	6	6
	延べ利用者数（人）	45	16	24	22	19

対象・・・すこやか相談：乳幼児の家族、2か月児相談：2か月児とその家族

2歳児相談：2歳3か月児とその家族、もぐもぐ学習会：7～8か月児とその家族

資料：保健福祉課（各年度末日現在）

健康指導・相談の状況をみると、すこやか相談は、毎年 24 回実施しています。延べ利用者数は、令和元年度から令和2年度にかけ 168 人減少し、その後は 200 人前後で推移しています。2か月児相談の実施回数は、令和元年度以降おおむね横ばいとなっており、令和3年度以降毎年 12 回実施しています。延べ利用者数は、令和元年度以降増減を繰り返して推移しており、令和5年度においては 101 人となっています。2歳児相談の実施回数は、12 回を維持しています。延べ利用者数は、令和2年度に 122 人に増加した後減少に転じ、令和5年度においては 101 人となっています。

虐待相談対応件数の推移

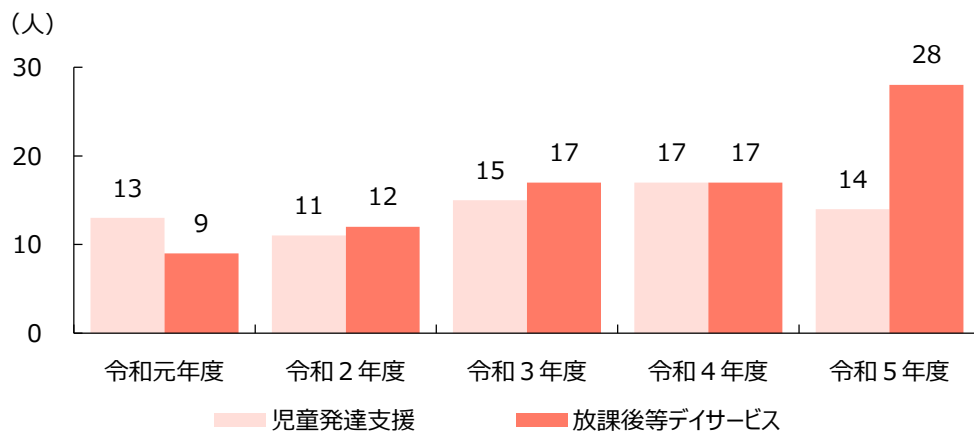
単位：件

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通告件数	11	22	20	15	18
非該当件数	0	0	0	0	0
実件数	11	22	20	15	18

資料：教育こども課（各年度末日現在）

虐待相談対応件数の推移をみると、通告件数・実件数のいずれも、令和元年度以降増減を繰り返して推移しており、おおむね 20 件前後となっています。

障がい児通所支援利用者数（月あたり）の推移



資料：保健福祉課福祉係（各年度末日現在）

障がい児通所支援利用者数の推移をみると、児童発達支援は、令和元年度以降増減を繰り返して推移しています。令和2年度以降はやや増加傾向にあり、令和5年度においては14人となっています。放課後等デイサービスについても、令和元年度以降増加傾向となっており、令和5年度においては28人となっています。障がい児、特に発達障がいのある児童は増加傾向にあり、今後も利用者は増え続けていくと考えられます。

公園の状況（令和6年）

公園名称	面積	設備
あすなろ公園	5,177 m ²	水道、トイレ、遊具、駐車場
水月公園	20,224 m ²	(トイレ)
泉園	1,560 m ²	水道、トイレ、遊具
みずべ公園	6,778 m ²	水道、トイレ、遊具、駐車場
高浜公園	15,160 m ²	水道、トイレ、駐車場
四王公園	2,322 m ²	水道、トイレ、遊具
一ツ浜公園	1,983 m ²	トイレ、駐車場
赤砂公園	2,256 m ²	水道、トイレ、遊具
花田公園	1,573 m ²	水道、トイレ、遊具
東明公園	1,201 m ²	水道、トイレ
砥川西公園	2,115 m ²	水道、トイレ、遊具
鴨田公園	1,682 m ²	－
西赤砂公園	1,761 m ²	水道、トイレ、遊具
いずみ湖公園	404,000 m ²	水道、トイレ、駐車場
みはらし台公園	1,032 m ²	水道、トイレ、遊具
一ツ浜第2公園	2,004 m ²	遊具
向陽台公園	2,191 m ²	水道、トイレ、遊具
藤ノ木公園	160 m ²	－
弥生町公園	180 m ²	－
高木運動公園	4,826 m ²	水道、トイレ、遊具、駐車場
赤砂崎公園	75,698 m ²	水道、トイレ、遊具、駐車場
八幡坂高札ひろば	553 m ²	水道、トイレ、駐車場
駅前広場	908 m ²	水道
高木津島公園	2,696 m ²	水道、トイレ、駐車場
四ツ角湯けむりひろば	283 m ²	水道

資料：建設水道課（令和6年4月1日現在）

町内の公園の状況は上表のとおりです。

2 ニーズ調査からみた子育て家庭の状況

(1) 調査の概要

調査の目的

本計画の策定にあたり、町民の教育・保育・子育て支援に係る事業の“現在の利用状況”や“今後の利用希望”を把握し、確保を図るべき教育・保育・子育て支援の“量の見込み”を算出する基礎資料とすることを目的に実施しました。

調査設計

調査地域	下諏訪町全域	
調査対象	就学前児童	町内在住の就学前のこどものいる家庭
	小学生	町内在住の小学生のこどものいる家庭
標 本 数	就学前児童	514 人
	小学生	613 人
調査方法	就学前児童	・郵送配布－郵送回収 ・施設配布－施設回収
	小学生	・学校配布－学校回収
調査期間	令和6年2月20日～令和6年3月8日	

回収結果

	配布・発送数	有効回収数※	有効回収率
就学前児童	514 人	362 人	70.4%
小学生	613 人	467 人	76.2%

※有効回収数とは、回収数のうち、無記入や拒否等の無効票数を除いた数

調査回答者の属性

(1) 調査回答者

		合 計	母 親	父 親	そ の 他	無 回 答
就学前児童	回答者数 (人)	362	332	27	0	3
	構成比 (%)	100.0	91.7	7.5	0.0	0.8
小学生	回答者数 (人)	467	388	74	2	3
	構成比 (%)	100.0	83.1	15.8	0.4	0.6

(2) 調査対象のこどもの年齢

① 就学前児童

		合計	生まれ 4月以降 ※	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	無 回 答
就学前児童	回答者数 (人)	362	21	28	26	46	60	92	84	5
	構成比 (%)	100.0	5.8	7.7	7.2	12.7	16.6	25.4	23.2	1.4

※「4月以降生まれ」…2023年4月以降生まれ

② 小学生

		合計	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	無 回 答
小学生	回答者数 (人)	467	113	93	83	46	67	63	2
	構成比 (%)	100.0	24.2	19.9	17.8	9.9	14.3	13.5	0.4

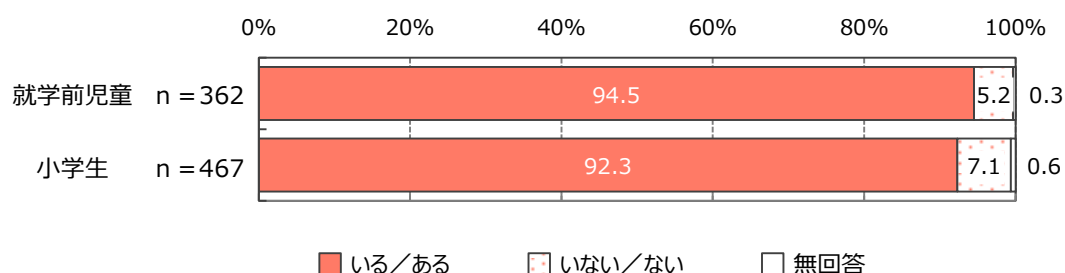
調査結果概要の見方

- 回答率 (%) は、その質問の回答者数を基数として算出し、小数点以下第2位を四捨五入しています。したがって、比率の数値の合計が100.0%にならない場合があります。
- 回答の比率は、その設問の回答者数を基数として算出しています。したがって、複数回答可の設問はすべての比率を合計すると100.0%を超える場合があります。
- グラフ中の「n (Number of caseの略)」は基数で、その質問に回答すべき人数を表しています。
- 平成30年度調査との比較は、5.0ポイント以上差異のある項目についてコメントを作成しています。

(2) 調査結果の抜粋

①子育てに関する悩みや相談先について

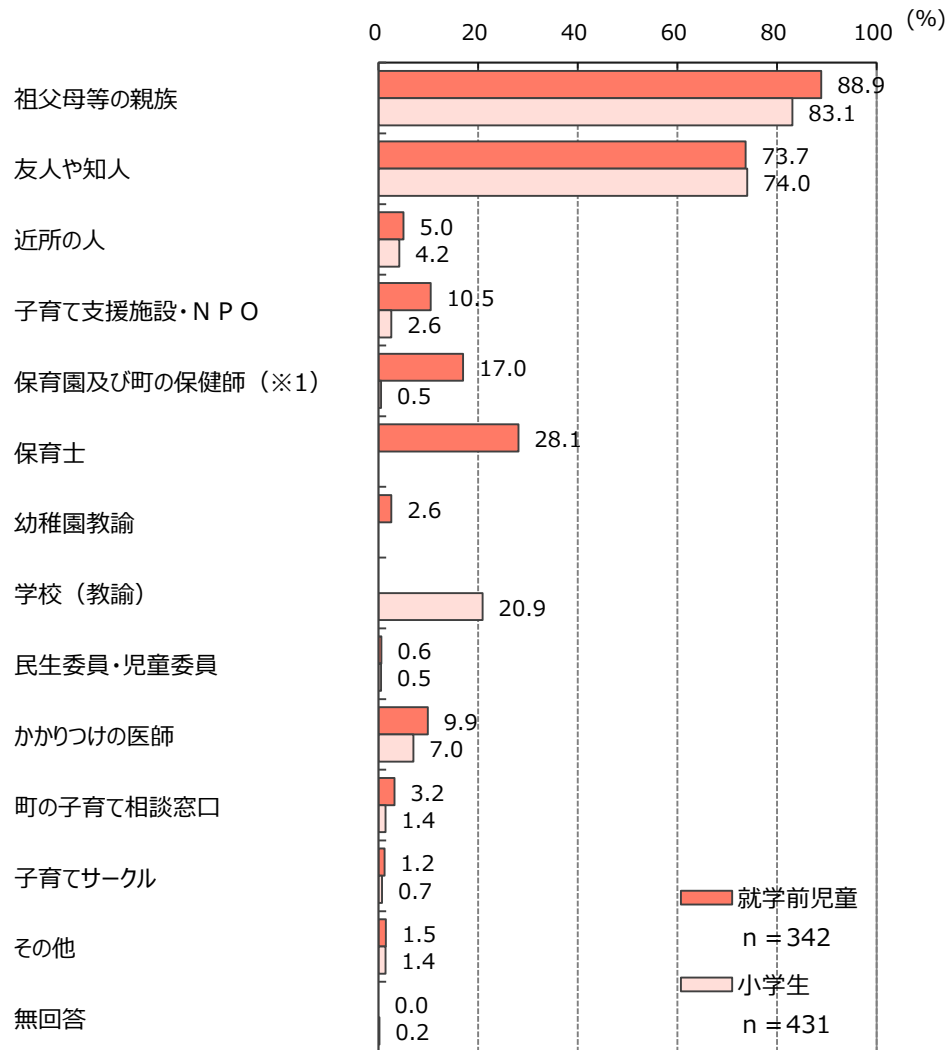
・子育てをする上で気軽に相談できる人や場所の有無



子育てをする上で気軽に相談できる場所の有無については、「いる／ある」（就学前児童：94.5%、小学生：92.3%）が就学前児童、小学生ともに9割以上を占めて多くなっています。一方で「いない」と回答した人への支援を今後検討していく必要があります。

・子育てに関して気軽に相談できる相手

(※子育てをする上で気軽に相談できる人や場所の有無で「いる／ある」の人のみ)

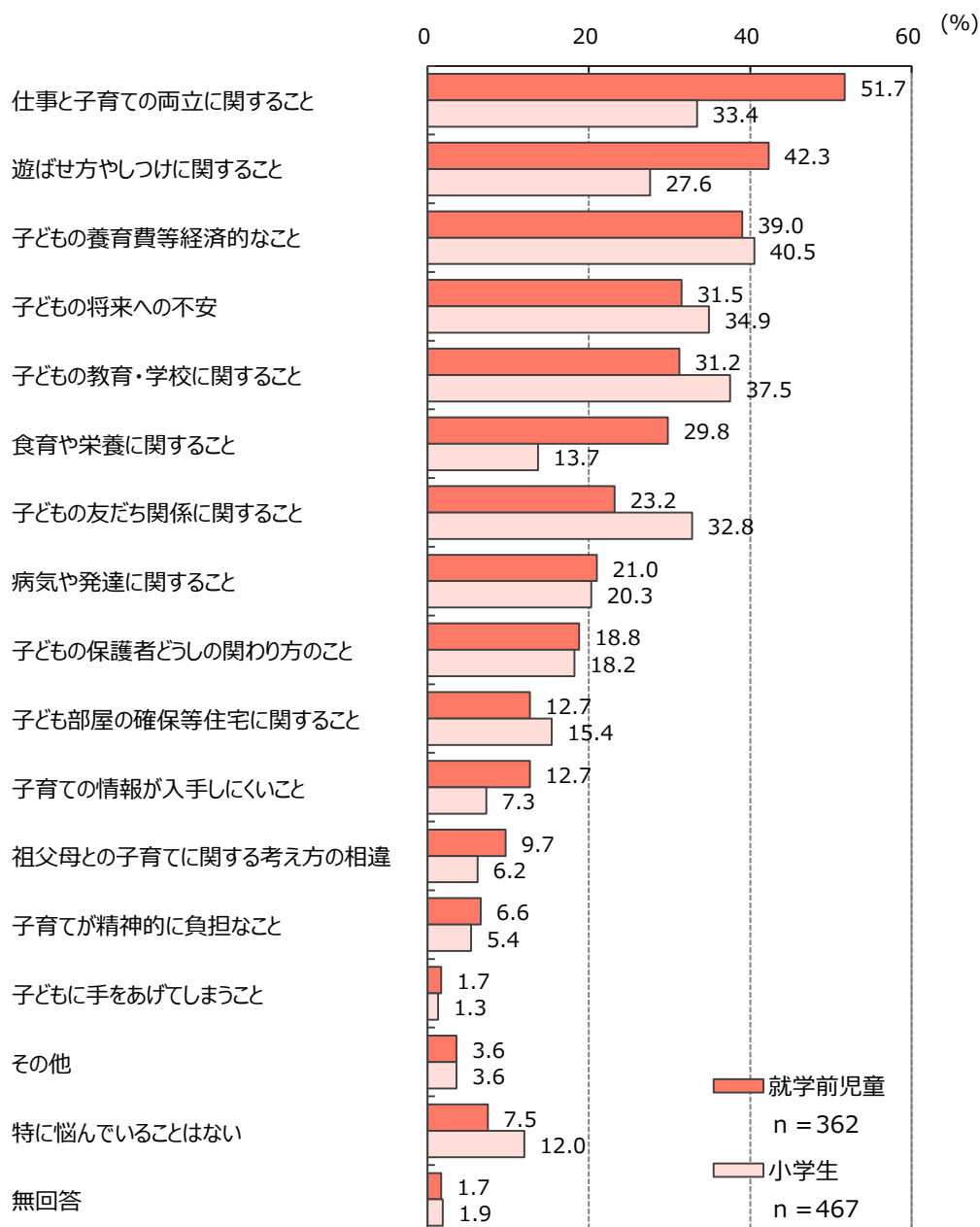


(※1) 保育園及び町の保健師：小学生は「町の保健師」のみ

相談先については、就学前児童において「祖父母等の親族」が 88.9%と最も多く、次いで「友人や知人」が 73.7%、「保育士」が 28.1%などとなっています。小学生においては「祖父母等の親族」が 83.1%と最も多く、次いで「友人や知人」が 74.0%、「学校（教諭）」が 20.9%などとなっています。

その他（自由記述）の回答としては、「子どもの医療機関、心理の先生」、「習い事の先生」、「職場の人」といった意見がありました。

・子育てにおいて悩んでいること

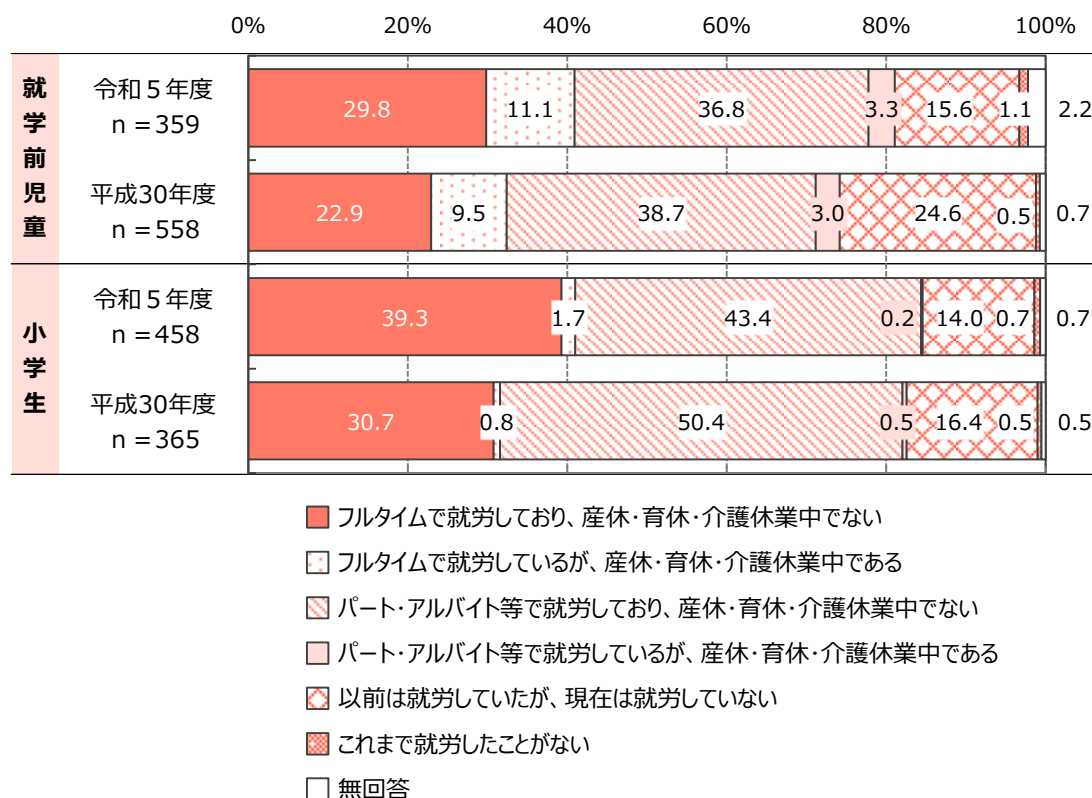


子育てにおいて悩んでいることについては、就学前児童において「仕事と子育ての両立に関すること」が 51.7%と最も多く、次いで「遊ばせ方やしつけに関すること」が 42.3%、「子どもの養育費等経済的なこと」が 39.0%などとなっています。小学生においては「子どもの養育費等経済的なこと」が 40.5%と最も多く、次いで「子どもの教育・学校に関すること」が 37.5%、「子どもの将来への不安」が 34.9%などとなっています。

その他（自由記述）の回答としては、「地区や学校、PTA 役員の仕事が大変」、「中学校が古く、施設も綺麗でないためトイレなどの衛生面も心配、保育園から中学校までエスカレーター式で人間関係が続くこと」、「中学校受験に対する学校の動き、指導」、「遊びの場が少ない」、「夫婦関係の不良」、「土日・祝日に預けられるところがなく、用事があるときは仕事を休まなければならない」、「子どもの性格への理解、対応の仕方等、子どもとの向きあい方」、「親子で一緒に過ごせる場所が少ない。3 歳までしか入れない施設は近くにあるが、小学生も一緒に遊べない」といった意見がありました。

②保護者の就労について

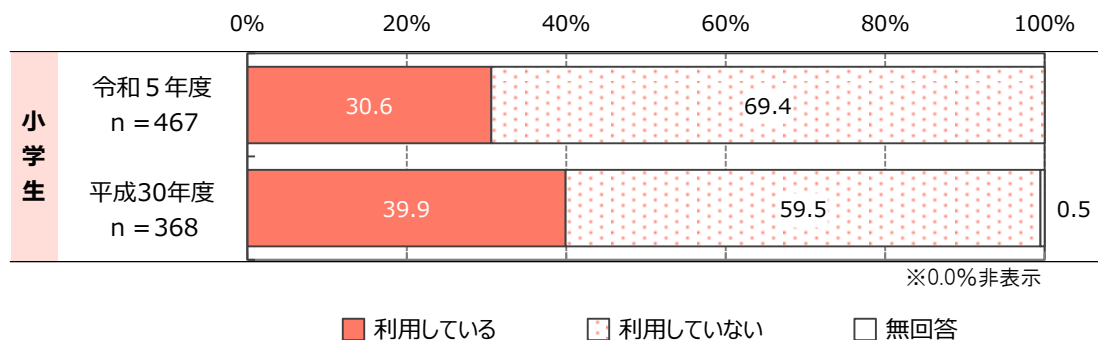
・母親の就労状況



母親の就労状況については、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中でない」（就学前児童：36.8%、小学生：43.4%）が就学前児童、小学生ともに最も多くなっています。また、産休・育休・介護休業中を含んだ『就労している人』の割合をみると、就学前児童が81.1%、小学生が84.7%となっています。平成30年度調査と比較すると、就学前児童において「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中でない」が6.9ポイント増加、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が9.0ポイント減少しています。小学生においては「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中でない」が8.6ポイント増加、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中でない」が7.0ポイント減少しています。

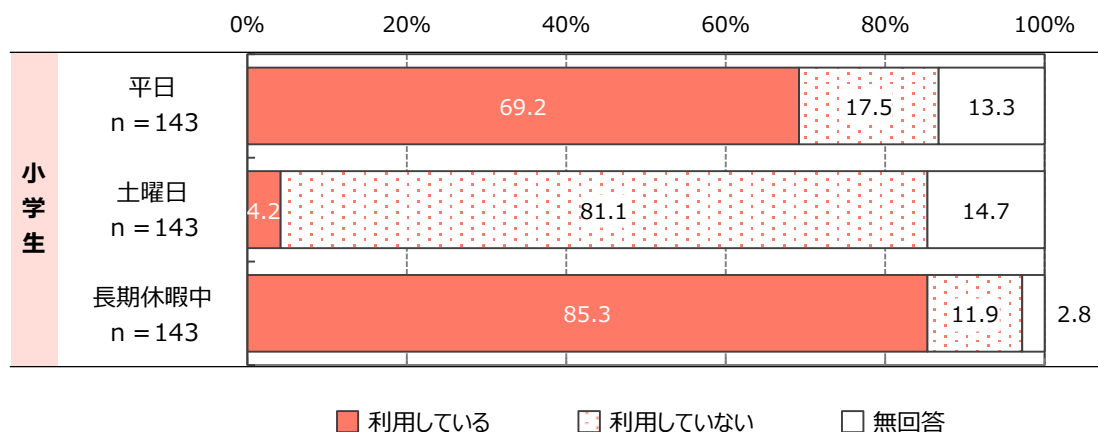
③子どもの居場所や、放課後の過ごし方について

・学童クラブの利用有無

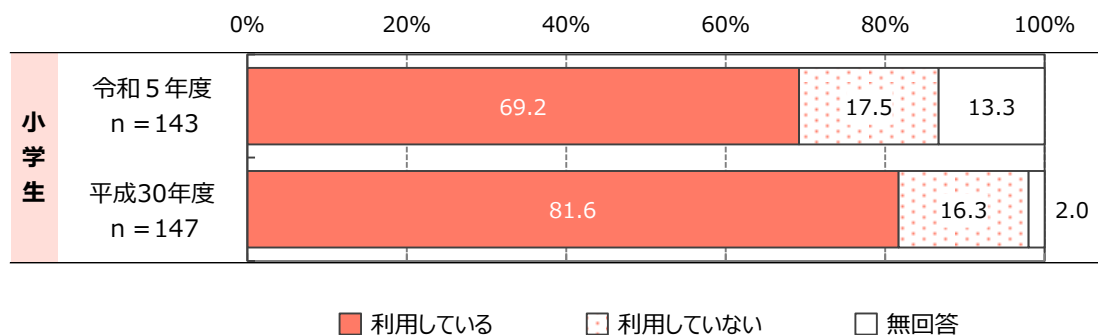


学童クラブの利用状況については、「利用している」が 30.6%、「利用していない」が 69.4%となっています。平成 30 年度調査と比較すると、「利用していない」が 9.9 ポイント増加しています。平成 30 年度調査では、小学校 3 年生までを調査対象としていましたが、今回の調査では比較的学童クラブの利用が少ない小学校 6 年生まで対象を拡大したことで、平成 30 年度と比較すると「利用していない」が増加しています。

・学童クラブの利用状況（平日・土曜日・長期休暇中）



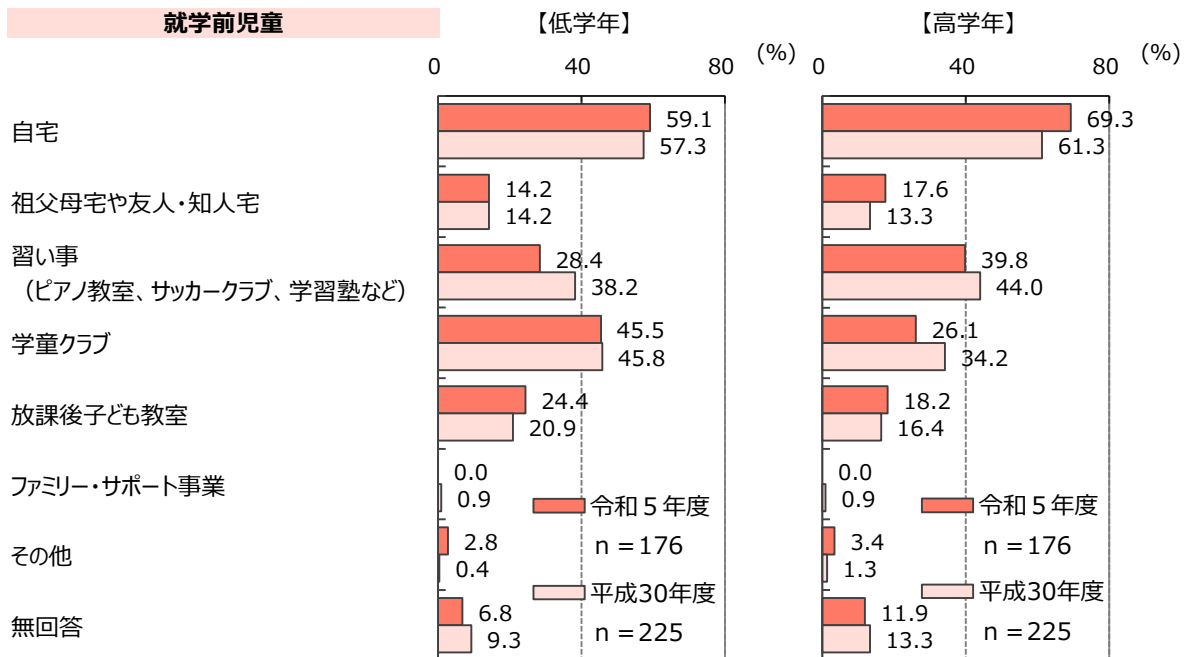
（経年比較）※平日の状況



学童クラブを利用している人のうち、平日の利用状況については、「利用している」が 69.2%、「利用していない」が 17.5%となっています。土曜日については「利用している」が 4.2%、「利用していない」が 81.1%となっています。長期休暇中については「利用している」が 85.3%、「利用していない」が 11.9%となっています。

平日の利用状況を平成 30 年度調査と比較すると、「利用している」が 12.4 ポイント減少しています。

・就学後に放課後を過ごさせたい場所（低学年時・高学年時）

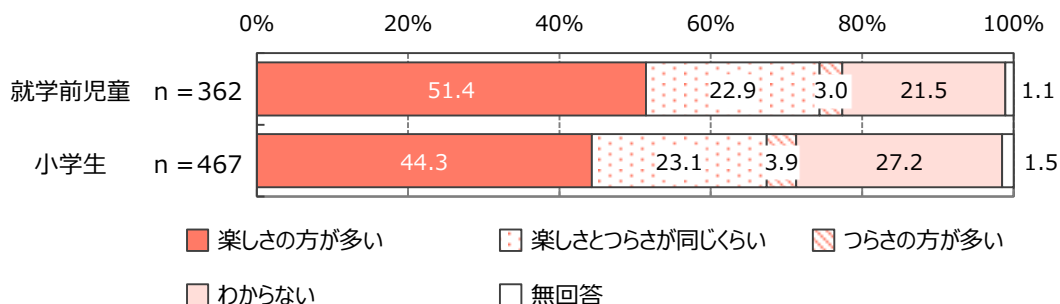


小学校低学年時の放課後の過ごし方の希望については、「自宅」が 59.1%と最も多く、次いで「学童クラブ」が 45.5%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が 28.4%などとなっています。平成 30 年度調査と比較すると、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が 9.8 ポイント減少しています。

小学校高学年時の放課後の過ごし方の希望については、「自宅」が 69.3%と最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が 39.8%、「学童クラブ」が 26.1%などとなっています。平成 30 年度調査と比較すると、「自宅」が 8.0 ポイント増加、「学童クラブ」が 8.1 ポイント減少しています。その他の回答については、すべて「放課後等デイサービス」の利用となっています。

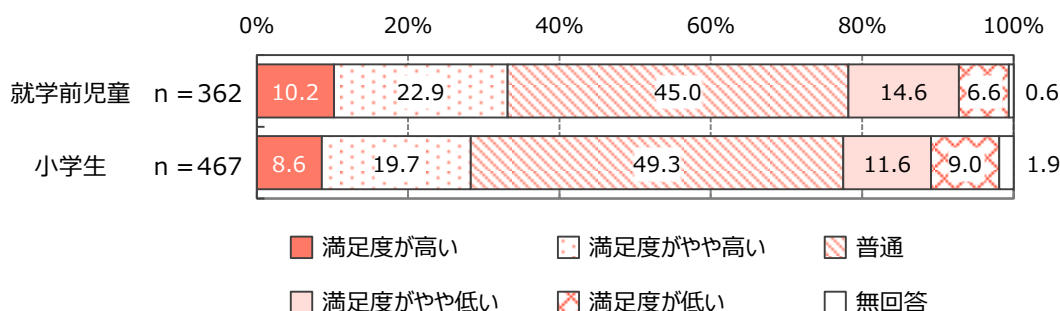
④下諏訪町での子育てに関する一般的な事項について

・下諏訪町での子育ては楽しいか



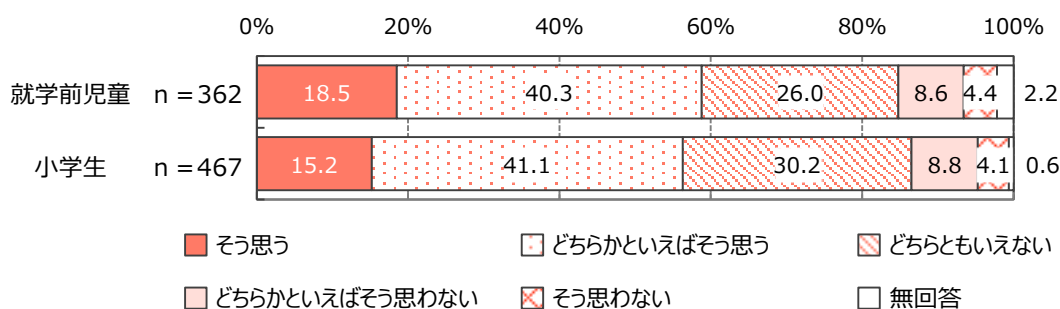
下諏訪町での子育ては楽しいかについては、就学前児童において「楽しさの方が多い」が51.4%と最も多く、次いで「楽しさとつらさが同じくらい」が22.9%、「つらさの方が多い」が3.0%となっています。小学生においては「楽しさの方が多い」が44.3%と最も多く、次いで「楽しさとつらさが同じくらい」が23.1%、「つらさの方が多い」が3.9%となっています。

・下諏訪町の子育て環境や支援の満足度



下諏訪町の子育て環境や支援の満足度については、「満足度が高い」と「満足度がやや高い」を合わせた『満足度が高い』が、就学前児童において33.1%、小学生においては28.3%となっています。「満足度が低い」と「満足度がやや低い」を合わせた『満足度が低い』が、就学前児童において21.3%、小学生においては20.6%となっています。

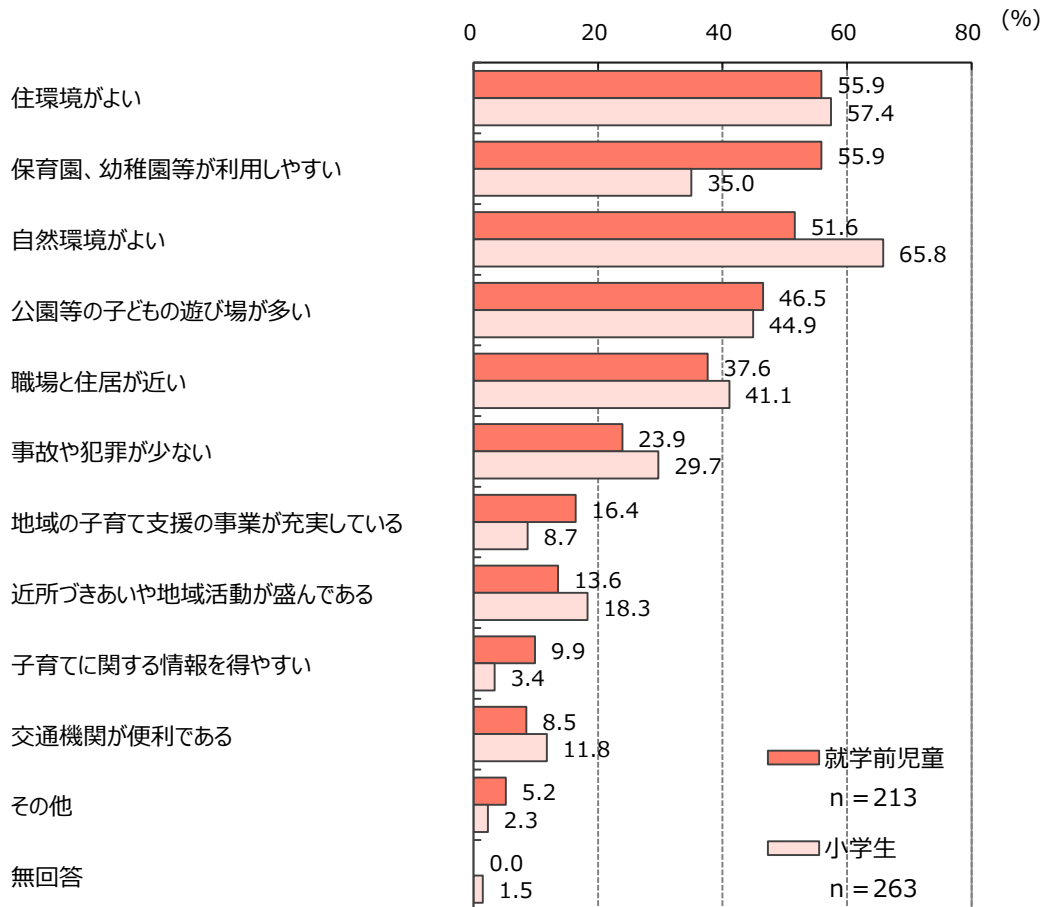
・下諏訪町は子育てしやすいまちだと思うか



下諏訪町は子育てしやすいまちだと思うかについては、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた『そう思う』が、就学前児童において58.8%、小学生においては56.3%となっています。「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた『そう思わない』が、就学前児童において13.0%、小学生においては12.8%となっています。

・子育てしやすいまちだと思う理由

(※「下諏訪町は子育てしやすいまちだと思うか」で『そう思う』の人のみ)

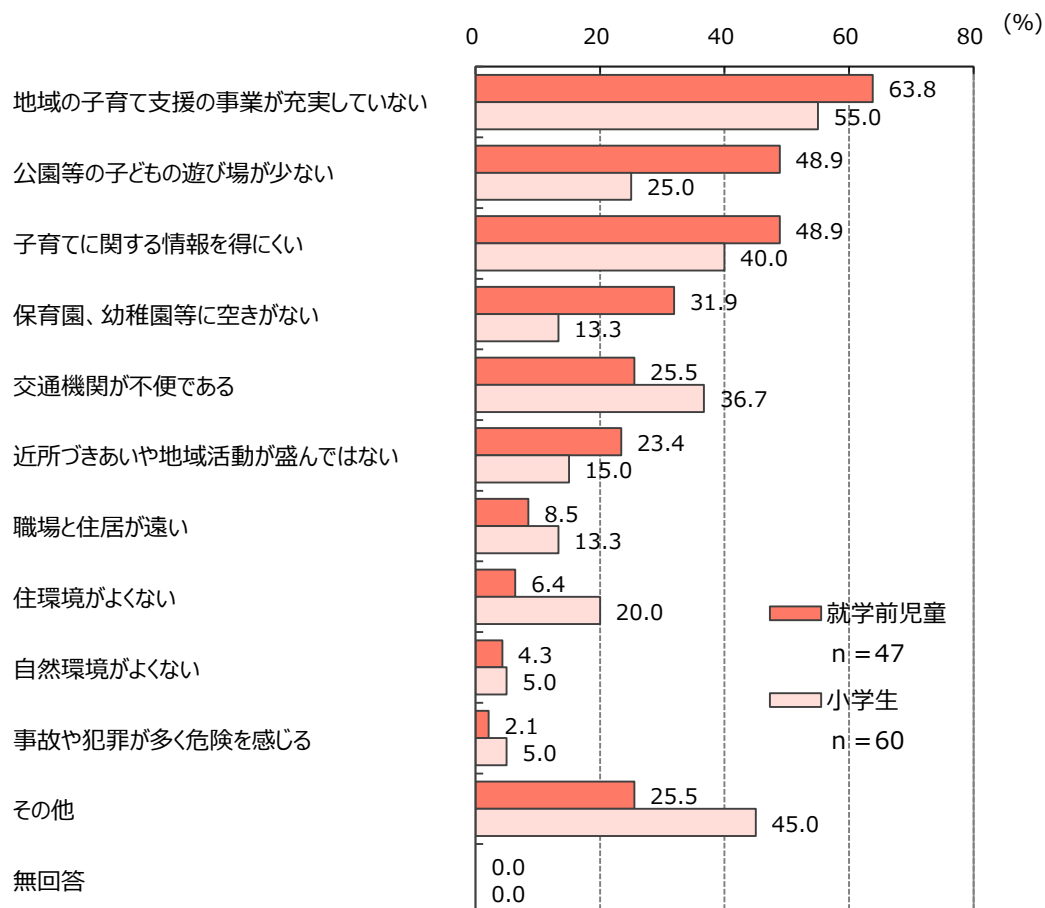


子育てしやすいまちだと思う理由については、就学前児童において「住環境がよい」「保育園、幼稚園等が利用しやすい」がともに 55.9%と最も多く、次いで「自然環境がよい」が 51.6%、「公園等の子どもの遊び場が多い」が 46.5%などとなっています。小学生においては「自然環境がよい」が 65.8%と最も多く、次いで「住環境がよい」が 57.4%、「公園等の子どもの遊び場が多い」が 44.9%などとなっています。

その他（自由記述）の回答としては、「障がい児の支援がしっかりしている」、「子ども向けのイベントがあり、安く参加できる」、「イベントやお祭りが多く、子どもと一緒に楽しめる内容が多くよいと思う」、「誕生祝金や商品券など、子どもを大切にしてくれていると感じました」、「信濃医療福祉センターもあり、療育環境が他市町村よりも充実している」、「高齢の人が多く、あたたかい目でみてもらえる」、「諏訪湖周辺が充実していてスポーツができる」、「学校が子どもを大切に、育てていく環境になっていると思う」といった意見がありました。

・子育てしやすいまちだと思わない理由

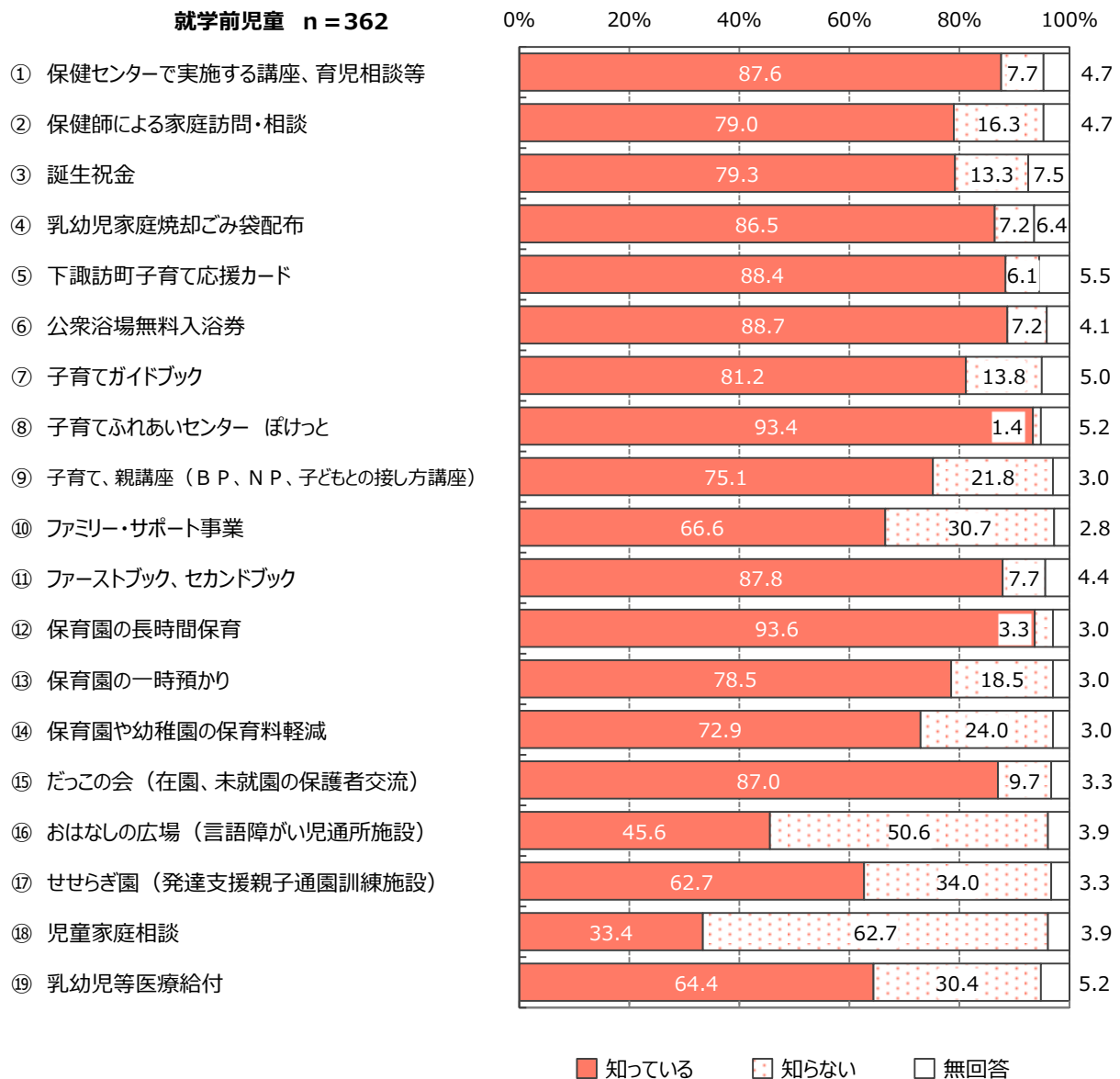
(※「下諏訪町は子育てしやすいまちだと思うか」で『そう思わない』の人のみ)



子育てしやすいまちだと思わない理由については、就学前児童において「地域の子育て支援の事業が充実していない」が 63.8%と最も多く、次いで「公園等の子どもの遊び場が少ない」「子育てに関する情報を得にくい」がともに 48.9%、「保育園、幼稚園等に空きがない」が 31.9%などとなっています。小学生においては「地域の子育て支援の事業が充実していない」が 55.0%と最も多く、次いで「子育てに関する情報を得にくい」が 40.0%、「交通機関が不便である」が 36.7%などとなっています。

その他（自由記述）の回答としては、「少子高齢化、人口減少により地区の役員や学校役員に毎年なってしまうため、負担」、「PTAが強制的。町が箱ものばかり作っていて、子育てに力を入れていないため」、「下諏訪町は子育てよりも地域活性化（商業）ばかりに力を入れている」、「眼科・皮膚科などの専門医が少ない」、「諏訪市のセンターのように小学生以上の子どもが室内で遊べる、遊具などがある施設が少ない」、「教育環境がよくない。デパート・スーパー等お店がない」、「学童クラブの運営に課題が多い」、「公園の整備が行き届いていない」といった意見がありました。

・町で実施している事業の認知度

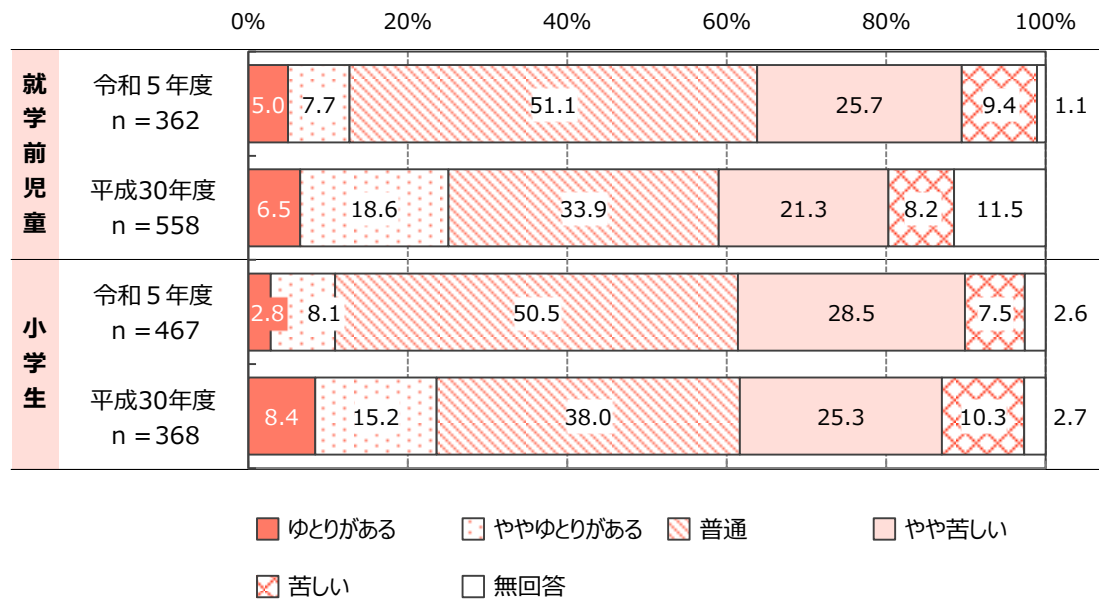


下諏訪町で実施している事業の認知度については、「知っている」が多いものの上位3項目は、【⑫保育園の長時間保育】（93.6%）、【⑧子育てふれあいセンター ぽけっと】（93.4%）、【⑥公衆浴場無料入浴券】（88.7%）、の順となっています。

一方、「知っている」が少ないものは、【⑱児童家庭相談】（33.4%）、【⑯おはなしの広場（言語障がい児通所施設）】（45.6%）、【⑰せせらぎ園（発達支援親子通園訓練施設）】（62.7%）の順となっています。

⑤子育て家庭の経済状況について

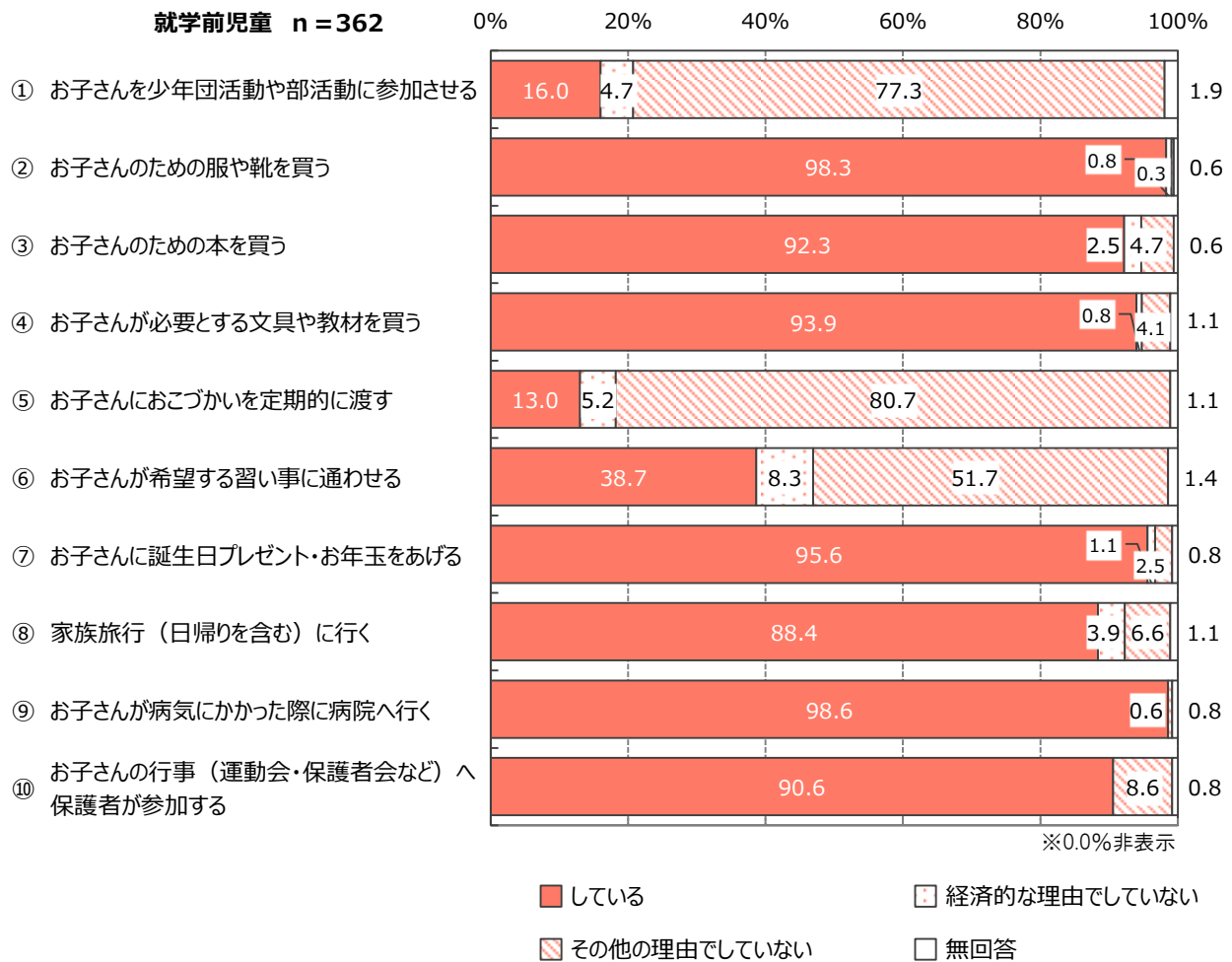
・現在の暮らしの経済的状況



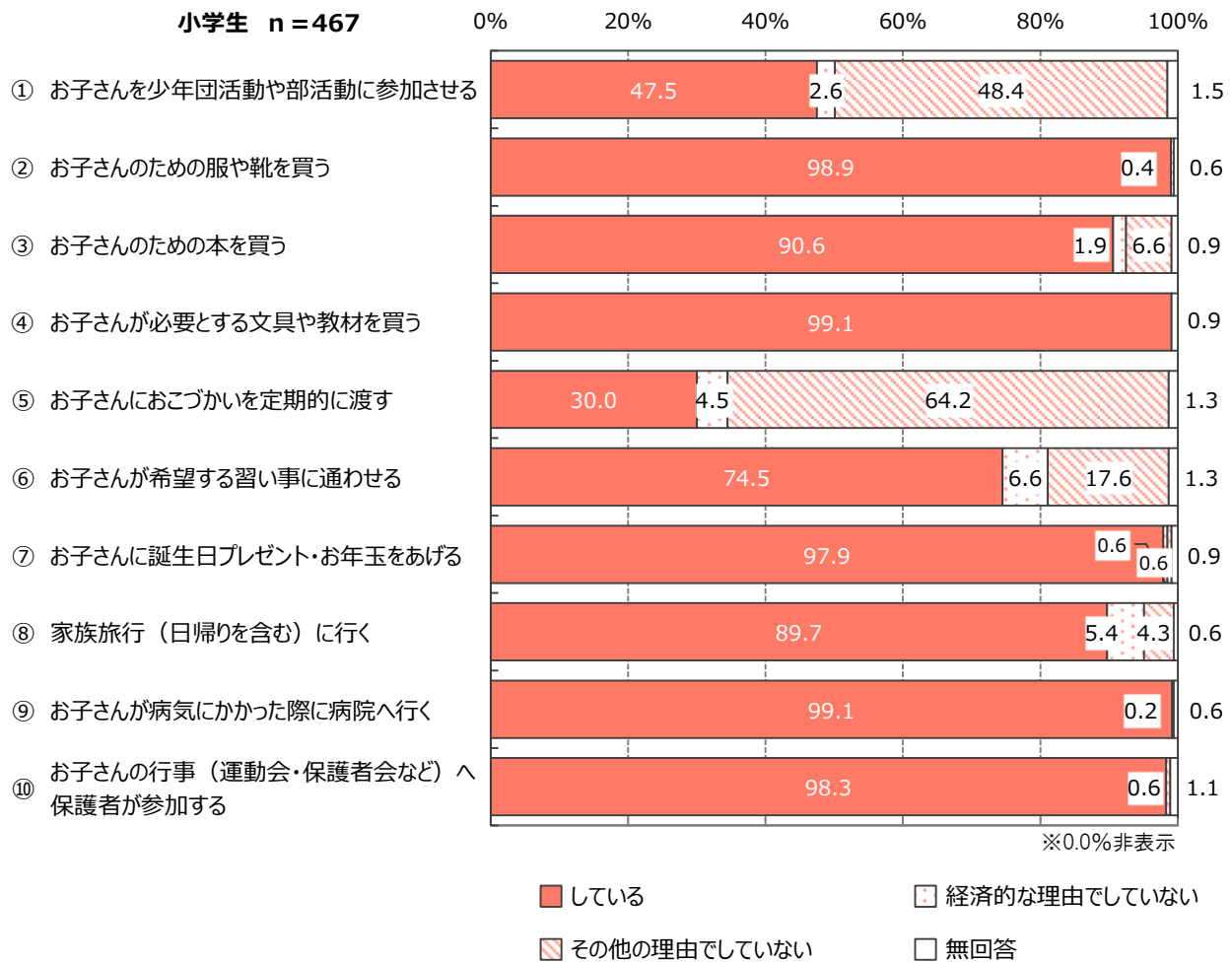
経済的にみた現在の暮らしの状況について、「ゆとりがある」と「ややゆとりがある」と回答した人は、就学前児童において 12.7%、小学生においては 10.9%となっています。「やや苦しい」と「苦しい」と回答した人は、就学前児童において 35.1%、小学生においては 36.0%となっています。平成 30 年度調査と比較すると、「ゆとりがある」と「ややゆとりがある」と回答した人は、就学前児童は 12.4 ポイント、小学生は 12.7 ポイント減少しており、保護者の経済状況は相対的に悪化していると考えられます。

⑥こどもの生活のようすについて

・こどもに対し家庭で行っていること

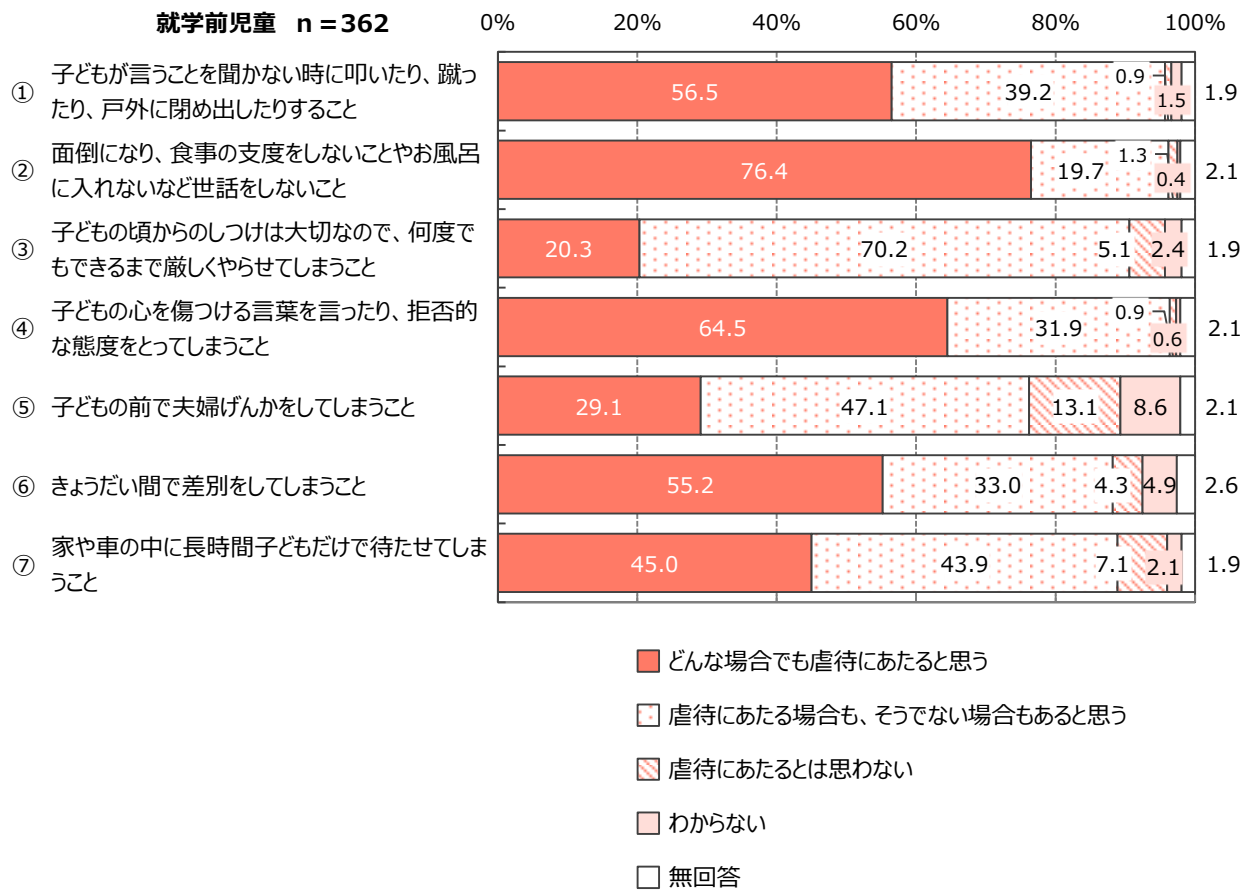


こどものために家庭で行っていることについて、就学前児童において「している」が多い項目は、【⑨お子さんが病気にかかった際に病院へ行く】が 98.6%と最も多く、次いで【②お子さんのための服や靴を買う】が 98.3%、【⑦お子さんに誕生日プレゼント・お年玉をあげる】が 95.6%などとなっています。また、「経済的な理由でしていない」が多い項目は、【⑥お子さんが希望する習い事に通わせる】が 8.3%と最も多く、次いで【⑤お子さんにおこづかいを定期的に渡す】が 5.2%、【①お子さんを少年団活動や部活動に参加させる】が 4.7%などとなっています。

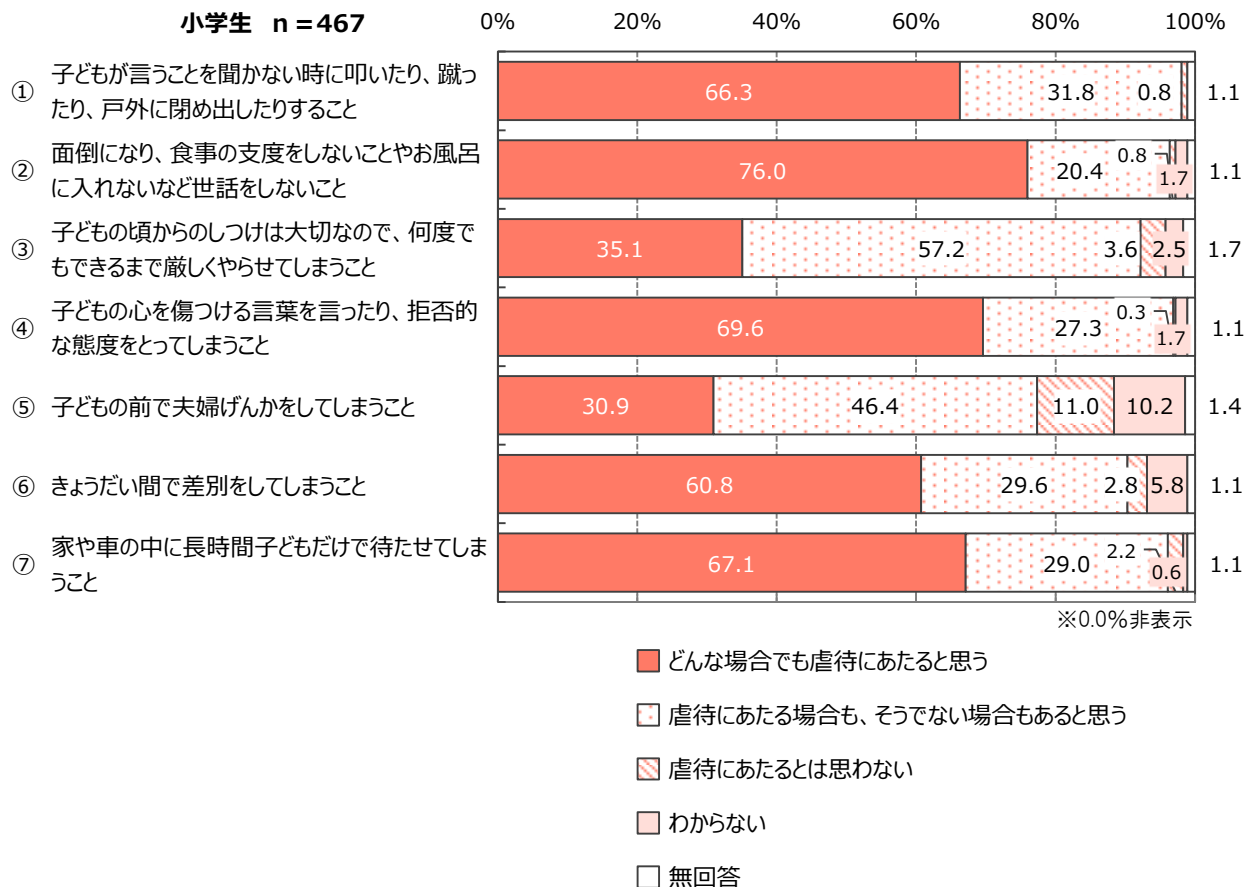


こどものために家庭で行っていることについて、小学生において「している」が多い項目は、【④お子さんが必要とする文具や教材を買う】【⑨お子さんが病気にかかった際に病院へ行く】がともに 99.1%と最も多く、次いで【②お子さんのための服や靴を買う】が 98.9%、【⑩お子さんの行事（運動会・保護者会など）へ保護者が参加する】が 98.3%などとなっています。また、「経済的な理由でしていない」が多い項目は、【⑥お子さんが希望する習い事に通わせる】が 6.6%と最も多く、次いで【⑧家族旅行（日帰りを含む）に行く】が 5.4%、【⑤お子さんにおこづかいを定期的に渡す】が 4.5%などとなっています。

・こどもに対し虐待にあたると思う行為



こどもに対し虐待にあたると思う行為について、就学前児童において「どんな場合でも虐待にあたると思う」が多い項目は、【②面倒になり、食事の支度をしないことやお風呂に入れないなど世話をしないこと】が 76.4%と最も多く、次いで【④子どもの心を傷つける言葉を言ったり、拒否的な態度をとってしまうこと】が 64.5%、【①子どもが言うことを聞かない時に叩いたり、蹴ったり、戸外に閉め出したりすること】が 56.5%などとなっています。



こどもに対し、虐待にあたると思う行為について、小学生において「どんな場合でも虐待にあたると思う」が多い項目は、【②面倒になり、食事の支度をしないことやお風呂に入れないなど世話をしないこと】が 76.0%と最も多く、次いで【④子どもの心を傷つける言葉を言ったり、拒否的な態度をとってしまうこと】が 69.6%、【⑦家や車の中に長時間子どもだけで待たせてしまうこと】が 67.1%などとなっています。

第3章 本計画の基本的な考え方

1 基本理念

下諏訪町では、すべての子どもと若者が人として尊ばれ、将来に夢や希望を持ち、安心して育つことができるまちづくりを目指して「未来を担う子ども・若者の希望に満ちたまちづくり」を基本理念に、子育て関連施策の推進を図っていきます。

基 本 理 念

未来を担う子ども・若者の希望に満ちたまちづくり

2 基本方針

子ども大綱では、子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「子どもまんなか社会」の実現に向けて、日本国憲法、子ども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、6本の柱を国における子ども施策の基本的な方針としています。本計画においても、子ども大綱の6本の柱を基本方針とし、それを踏まえ施策を展開します。

- (1) 子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- (2) 子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聞き、対話しながら、ともに進めていく
- (3) 子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- (4) 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- (5) 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む問題の打破に取り組む
- (6) 施策の総合性を確保するとともに、国、県、近隣市町村、民間団体等との連携を重視する

3 施策の体系



第4章 施策の推進

基本目標1 健やかに産み育てることのできるまち【妊娠期～乳幼児期】

基本施策1 安心・安全な妊娠・出産への支援

【現状】

- 下諏訪町の出生数は、令和3年は108人でしたが、その後減少傾向にあり、令和5年は85人となっています。国勢調査においても、総人口に占める年少人口（14歳以下）の割合が、令和2年には10.7%まで低下しており、少子化の進行がみられます。
- 安心してこどもを産み、育てられるよう、母子健康手帳交付、妊産婦健康診査などの出産前からの母子の健康管理、乳幼児健康診査、相談指導事業をはじめとするさまざまな母子保健事業を実施しています。
- 保護者負担の軽減のため、こどもの医療費への助成を実施しています。

【課題】

- 「ハッピーマタニティ教室」は、出産を控える妊婦や家族にとって重要な教室であることから、経産婦も含め、夫婦そろっての参加を促進する取組が必要となっています。
- 精神的ケア等を必要とする妊産婦が全国的にも増加傾向にあることから、産後ケア事業の実施体制の充実が求められています。

【方向性】

- 「ハッピーマタニティ教室」は、参加者アンケートなどを参考とした開催内容の充実に努めます。その他の教室事業についても、参加しやすいものとなるよう改善を図っていきます。
- 妊娠期からの継続的な健康診査・保健指導等の実施を通じて、安心・安全な出産の実現に努めるとともに、産前・産後サポート事業や産後ケア事業による母親の心身のケアを図ります。
- 不妊治療に取り組む夫婦のこどもを持ちたいという希望を応援するため、高額な医療費を要する不妊治療等に係る費用の助成を通じて、経済的負担を軽減します。

【取組の内容】

施策・事業名	施策・事業の内容
母子健康手帳交付	● 地区担当保健師が母子健康手帳の交付を行うとともに、妊婦に向けたアンケートを実施します。 ● 妊娠期を健やかに過ごし、安全な出産が可能となるよう、必要に応じて支援プランを作成し、ニーズに合わせた支援を行います。また、母親の状況に応じてこども家庭センターと情報を共有し、継続的な支援を図ります。
妊婦一般健康診査	● 妊娠期を健康的に過ごせるよう、妊婦一般健康診査14回分の費用を助成します。助成券を母子健康手帳交付時に妊婦に配付し、健康診査の重要性について説明し、受診勧奨を行います。

施策・事業名	施策・事業の内容
ハッピーマタニティ教室	● 妊娠・出産の経過や健康管理、育児についての知識、沐浴の実践等について保健師・助産師が指導するハッピーマタニティ教室を保健センター及び子育てふれあいセンター「ぼけっと」にて実施します。 ● 参加者向けのアンケート結果などを活用して、必要に応じて実施内容について検討していきます。
産婦健康診査	● 産後うつ予防や早期発見、新生児への虐待予防を図るため、産後2週間及び4週間の2回、医療機関にて行う産婦健康診査の費用を助成します。 ● 健康診査によって確認された、支援が必要な産婦に関する情報について、医療機関と共有することで、早期の支援に努めます。
産前・産後サポート事業	● 妊娠や出産、子育てに関する悩み・不安のある妊産婦を対象に、助産師による助言・指導を行います。 ● 母子健康手帳交付時や乳幼児健康診査の機会を活用して、本事業の周知に努めます。
産後ケア事業	● 出産後の悩み・不安の解消を図るため、病院や助産院にて心身の回復と育児に関するサポートを受けることができる産後ケア事業（宿泊型・通所型・訪問型・相談型）を行うとともに、事業利用に係る費用を助成します。 ● 支援を必要とする人の利用につながるよう、妊娠届出時や産後において、本事業の周知に努めます。
不妊治療への助成	● 不妊治療等への助成を通じて、不妊症・不育症の治療を行っている夫婦の経済的負担の軽減を図るとともに、相談対応等を通じて精神的負担の軽減に努めます。
妊婦歯科健康診査	● 妊娠中の口腔衛生を維持し、母子の健康を守るために妊婦歯科健康診査の費用を一部助成します。歯科医師がむし歯や歯周病の有無、口腔内の健康状態を診査し、必要な指導を行います。
産前産後期間の国民年金保険料・国民健康保険税免除	● 子育て世帯の経済的負担を軽減するため、出産する被保険者の出産前後の一定期間における国民年金保険料及び国民健康保険税を免除します。
乳幼児等医療費助成	● 乳幼児等に対し、早期の適切な医療機関の受診と医療費の負担軽減を図るため、医療費の一部を助成します。



基本施策2 こどもと母親の健康づくりの推進

【現状】

- 乳児のいる家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境を確保するため、出生児全員を対象とした「新生児家庭訪問（赤ちゃん訪問）」を行っています。令和5年度は87回実施され、助産師または保健師が訪問し、新生児の健康状態の把握や育児に関する指導・相談などにあたっています。
- 母子保健法に基づき、乳幼児健康診査を実施しており、下諏訪町では4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児を対象としています。令和5年度現在、それぞれ95%以上の受診率となっています。

【課題】

- 乳幼児健康診査は、こどもの健康状態を把握し、疾病の早期発見・早期治療につなげる上で役立つことから、確実な受診に向けた取組が必要となっています。
- 子育て家庭が安心して子育てができるよう、医療機関や教育・保育施設等と連携を図り、既存の母子保健事業の内容の充実と質の向上に努めていく必要があります。

【方向性】

- 乳幼児健康診査や健康相談等の実施を通じて、乳幼児の健康的な成長をサポートします。
- こどもの月齢・年齢ごとに必要な各種予防接種を実施していくとともに、確実な接種に向けた接種勧奨を行います。
- 子育て家庭が夜間・休日においても安心して医療機関を受診できるよう、小児医療提供体制を整備します。

【取組の内容】

施策・事業名	施策・事業の内容
乳児一般健康診査	● 乳児期を健康的に過ごせるよう、医療機関において行う乳児一般健康診査について、1回分の費用助成を行います。
4か月児健康診査	● 生後4か月の乳児を対象に、保健センターで身体計測や医師の診察、発育・発達のチェックを行うとともに、保護者に対し育児等への助言・指導を実施します。
10か月児健康診査	● 生後10か月の乳児を対象に、保健センターで身体計測や医師の診察、発育・発達のチェックを行うとともに、保護者に対し保健師・栄養士・歯科衛生士との個別相談や離乳食に関する情報提供を実施します。
1歳6か月児健康診査	● 母子保健法に基づいて1歳6か月児健康診査を保健センターで実施し、内科診察・歯科診察をはじめとする成長発達の確認を行うとともに、保健師・栄養士・歯科衛生士等をはじめとする専門職による個別相談を行います。 ● 未受診者の把握と、受診勧奨を行います。

施策・事業名	施策・事業の内容
3歳児健康診査	- 母子保健法に基づいて3歳児健康診査を保健センターで実施し、内科診察・歯科診察をはじめとする成長発達の確認を行うとともに、保健師・栄養士・歯科衛生士等をはじめとする専門職による個別相談を行います。 - 未受診者の把握と、受診勧奨を行います。
2か月児相談	生後2か月の乳児とその保護者を対象に、保健センターで保健師との個別相談を実施します。
2歳児相談	2歳3か月児を対象に、保健センターで保健師による個別相談と歯科衛生士による歯科相談を実施します。 - 希望する親子に対し、こどもの心理相談やことばに関する相談を実施します。
離乳食スタート教室・もぐもぐ学習会	離乳食の作り方の説明や試食等を行う教室を実施し、保護者のはじめての離乳食づくりとスムーズな離乳を支援します。
股関節脱臼・斜頸健康診査	信濃医療福祉センターの協力を得ながら、股関節脱臼や斜頸のリスクの早期発見・早期治療を図るため、エコー検査を行います。
すこやか相談（育児・栄養相談）	保健師や栄養士による育児・栄養相談を実施し、保護者の育児不安の軽減を図るとともに、健康診査後に支援が必要な児童・保護者へ継続的な支援を実施します。
予防接種事業	- 予防接種法に基づく予防接種（ＢＣＧ、五種混合、二種混合、日本脳炎、麻しん・風しん、肺炎球菌、水痘、Ｂ型肝炎、ロタウイルス）を実施し、乳幼児の疾病の発症予防を図ります。 - 乳幼児健康診査や育児相談の機会における接種勧奨に努めます。
新生児家庭訪問（赤ちゃん訪問）	新生児家庭を助産師・地区担当保健師が訪問し、新生児の健康状態の把握や育児に関する指導・相談、子育てに関する情報提供を行い、保護者の負担軽減を図ります。
家庭訪問	訪問での支援が必要とみられる家庭や訪問による支援を希望する家庭を対象に、地区担当保健師による、それぞれの年齢・月齢の発達・健康状態に応じた支援を実施します。
養育支援訪問事業	新生児家庭訪問（赤ちゃん訪問）等によって把握した、養育支援が必要とみられる保護者と乳幼児の家庭を訪問し、保健師による助言・指導や生活上の支援を行います。
新生児聴覚検査	こどもの難聴の早期発見、経済的負担の軽減のため、新生児聴覚検査に係る費用の助成を行います。
休日急病当番運営事業（医療機関へ委託）	- 急病の夜間・休日診療等を、病院・診療所において当番制で行います。 - 地域において安定的な医療が確保できるよう、広域的な体制や町内の医療機関の連携による救急医療体制の整備を図ります。



基本施策3 幼児教育・保育事業の充実

【現状】

- 下諏訪町では少子化が進んでいる一方、女性の就業率の上昇による共働き世帯の増加により、年々保育ニーズは高まっています。
- 町内には、令和6年4月現在、公立保育所が3箇所あります。認可定員 500 人に対する就園率は約7割であるものの、3歳未満児の受け入れに関しては慢性的に保育士が不足しており、希望の園に入所できないケースが発生しています。
- ニーズ調査結果によると、下諏訪町は子育てしやすいまちだと思つた回答した就学前児童の保護者に、その理由を尋ねたところ、第1位に「保育園、幼稚園等が利用しやすい」（55.9%）が挙がっており、高い評価となっています。

【課題】

- 「第2期 下諏訪町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間中においては、0～2歳児の待機児童が発生したことから、保育士不足の解消が喫緊の課題となっています。
- 保育ニーズの高まりがみられる中、利用者の生活実態及び意向を踏まえながら、教育・保育事業の安定的な提供体制を確保する必要があります。

【方向性】

- それぞれの子育て家庭が持つニーズに合った教育・保育の提供を実現するため、教育・保育事業の受け入れ体制の充実に努めるとともに、施設整備や保育士の確保・資質向上等による事業の質の向上を図ります。
- 就労状況の多様化に対応するため、一時保育事業や土曜保育を実施します。
- 保育所や子育てふれあいセンターなどの子育て関連施設の整備を計画的に実施します。

【取組の内容】

施策・事業名	施策・事業の内容
保育所の運営	● 日中、保護者の就労等により家庭での保育ができない乳幼児を保育所で預かり、保育を行います。
一時保育事業	● 保護者の一時的な就労等や疾病、冠婚葬祭等の理由によって、家庭での保育が困難な場合や育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消を目的に、保育所に通園していない児童を短期間保育所等で預かります。
未満児保育	● 日中、保護者の就労等により家庭での保育ができない0～2歳児を保育所で預かり、保育を行います。
土曜保育	● 土曜日に、保護者が就労等によってこどもの面倒を見られない場合に、保育所等で預かります。
外国につながる児童への支援	● 外国籍の児童や帰国子女の児童が、教育・保育事業を円滑に利用できるよう、窓口にて町国際交流協会等と連携しながら、教育・保育施設において言葉や文化の違いによる支障が生じないよう支援に取り組みます。 ● 保護者の家庭内における協力・こどもの保育所での意思表示のため、習得が必要な言葉やジェスチャーなどの具体的な事項のマニュアル化を検討します。

施策・事業名	施策・事業の内容
保育士確保対策事業	● 町内で働く保育士の確保に向けて、民間の保育業界に特化した人材派遣会社の活用を図ります。 ● 保育事業に従事する人材の確保を図るため、近隣市町村の専門学校への働きかけを図るとともに、県社会福祉協議会が主催する潜在保育士就職説明会へ参加します。
保育所・子育てふれあいセンター等の施設整備	● 町内の保育所や子育てふれあいセンターなどの子育て関連施設における環境改善のため、照明のLED化、空調・防犯対策設備の更新、バリアフリー化に向けた改修、園庭の整備、トイレの洋式化などを計画的に実施します。
運動あそびの推進	● 運動あそびカリキュラムに基づいて、各園での運動あそびを推進し、こどもたちの体力向上を図ります。
英語教育の推進（異文化交流事業）	● こどもたちが、異文化への関心を高めるとともに、国際的感覚を身につけることができるよう、保育所にて、英語教育を実践します。また、保育所への英語講師の派遣を行い、外国籍の人とふれあう機会を提供します。
ブックスタート事業（ファーストブック・セカンドブック）	● 絵本を読むことを通じて、親子のコミュニケーションの充実とよりよい親子関係の構築を図るため、生後6か月児・2歳児とその保護者を対象に絵本をプレゼントします。
自園給食の提供・給食での地元食材の活用	● 町内の各園・小学校に給食調理員・栄養士を配置し、こどもの年齢や成長、発達に合わせた給食を提供します。 ● 地産地消とこどもたちへの食育の推進を図るため、地元で獲れた食材を学校給食に積極的に活用していきます。
園開放日の運営	● 未就園児が保育所での生活を体験することができる園開放日を運営し、こどもたちが同年代の友達と遊んだり、家族以外の人と接したりする機会を提供します。



基本施策4 地域子ども・子育て支援事業の充実

【現状】

- 子育て中の親子がつどい交流する場、高齢者が気軽に立ち寄ることができ安心して過ごせる場として、子育てふれあいセンター「ぼけっと」を運営しています。令和5年度は延べ1万人を超える人に利用され、そのうち約9割が親子による利用となっています。
- 子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と、支援する人（援助会員）が会員となり、有料でお世話をを行うファミリーサポート事業を展開しています。依頼会員数と延べ利用件数が増加傾向であるのに対し、令和5年度の援助会員数は前年度と比較して半減しています。

【課題】

- ファミリーサポート事業は、他の子育て支援事業に比べて認知度が低く、周知と実施体制の充実による利用促進を図るとともに、援助会員の確保が必要となっています。
- 「子ども・子育て支援法」及び「児童福祉法」の改正により、子育て世帯訪問支援事業や乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）などの、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた事業について、実施に向けた検討と体制の整備が課題となっています。

【方向性】

- 長時間保育事業、一時預かりなどの、保護者の負担軽減に資する多様な地域子ども・子育て支援事業を提供していきます。
- 子育てふれあいセンター「ぼけっと」について、妊婦や子育て中の保護者等が、少しでも不安や負担感を軽減できるよう、イベント内容の充実を図るなど、さらなる利用促進に努めます。
- 今後開店が予定されているイオン諏訪店（仮）内に「子育て・多世代交流施設」を整備します。

【取組の内容】

施策・事業名	施策・事業の内容
長時間保育事業（延長保育事業）	● 通常保育時間を超えた保育を必要とする乳幼児を、保育時間を延長して預かります。 ● 長時間保育に携わる保育士の確保に努めます。
子育てふれあいセンター事業	● 子育て中の親子が安心して過ごせるとともに、保護者同士の交流や子育てに関する相談ができる場として、子育てふれあいセンター「ぼけっと」を運営します。 ● 子育てをサポートするさまざまな行事を開催するとともに、利用促進に向けた事業の周知を図ります。
ファミリーサポート事業	● 子育て家庭の日常生活を支援するため、育児の援助を受けたい人（「依頼会員」）と援助を行う人（「援助会員」）のマッチングを行い、一時的な預かりや送迎等の支援を提供します。 ● 本事業において支援を行う「援助会員」の確保に努めるとともに、本事業で受けられる支援についての周知を通じて利用の促進を図ります。

施策・事業名	施策・事業の内容
病児・病後児保育補助金交付事業	● 下諏訪町の子育て家庭による、諏訪地域の公立の病児・病後児施設の利用に係る費用の一部を助成し、経済的負担の軽減とこどもの健康の保持・増進を図ります。
子育て短期支援事業（ショートステイ）	● 家庭での養育が一時的に困難となったこどもを対象に、児童養護施設等で短期間の養育・保護を行います。
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	● すべての子育て家庭への支援を強化するため、0歳6か月から2歳までの未就園児を対象に、月一定時間まで利用可能な枠内で、就労要件を問わず時間単位等で利用できる事業を、令和8年度からの実施に向けて準備を進めます。
新たな地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備	● 「子ども・子育て支援法」及び「児童福祉法」の改正によって、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた事業について、実施に向けた検討と体制の整備を図ります。
イオン諏訪店（仮）内への子育て・多世代交流施設の整備	● 保育園児から小学生を中心としたこどもたちが、安全に身体を動かしながら遊び、安心して過ごせる空間を提供するため、児童館に類似した機能を整備します。また、乳幼児や未就園児も安全に遊べる専用スペースを設けることで、子育て中の親子が安心して利用できる環境を整備します。 ● 子育てに関する悩みを気軽に相談できる仮称「子育て相談室」を設置し、専門スタッフによる支援体制を整えることで、育児支援を通じて親子のコミュニティづくりの促進を図ります。 ● 地域住民や高齢者との交流イベントを開催することで、多世代が気軽につどい、交流を深められる場としての機能も提供していきます。これらの取組を通じて、こどもたちが健やかに育ち、親子や地域全体がつながる施設を整備します。



基本目標2 優しくたくましい人を育てるまち【学童期～思春期】

基本施策1 学校教育による確かな学力の育成

【現状】

- 町内には、小学校が2校、中学校が2校あります。令和6年4月現在、小学校児童が764人、中学生が399人在籍し、児童・生徒数は減少傾向にあります。
- ニーズ調査結果によると、子育てにおいて悩んでいることとして、小学生保護者の37.5%が「子どもの教育・学校に関すること」を挙げ、2番目に多くなっていることから、保護者の教育への関心の高さがうかがえます。
- 読書を通じて豊かな感性や知的好奇心を育み、コミュニケーション能力を身につけることを目的に、小中学校における「朝の読書活動」、「町内一斉家庭読書の日」など、本にふれる機会を増やす取組を実施しています。
- 部活動の地域移行を推進し、地域のスポーツクラブや文化団体と連携することで、専門的な指導を受けながら協調性や自主性を養い、心身ともにたくましく成長できる環境を整えています。

【課題】

- こどもたちの基礎的・基本的な学力の定着・向上を図るため、学校教育の内容の充実や教職員の資質向上が求められています。
- 学校・家庭・地域が連携・協働して学校運営を進める学校運営委員会を活用し、また「信州型コミュニティ・スクール」を町内の小中学校すべてに構築するなど、地域とともにある学校づくりの推進が必要となっています。

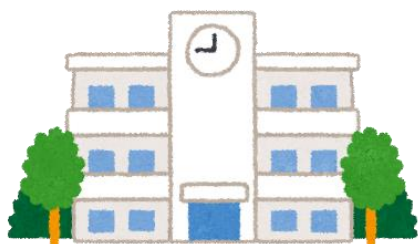
【方向性】

- こどもたちの確かな学力と、生きる力の育成を図るため、学校の教育環境の整備と教育内容の充実を図ります。
- こどもたちが食に関心を持ち、地域への愛着が育まれるよう、学校給食等を活用して町が誇る地場産品を楽しむ機会を提供していきます。
- 学校運営委員会を通じた学校の運営課題解決や教育目標達成のための指導・助言を行うとともに、関係者の知識向上を目指します。

【取組の内容】

施策・事業名	施策・事業の内容
教育内容の充実	● 基礎的・基本的な学力の定着・向上を図るため、新学習指導要領に基づく学校教育の内容の充実に努めます。 ● 地域に根差した人材の育成を図るため、町特有の文化・歴史・自然等を活用した教育を推進していきます。
学校等におけるICTを活用した教育の推進	● GIGAスクール構想の実現に向け、町内の学校において、1人1台のタブレット端末やパソコン、プロジェクター、ディスプレイなどのICTを活用した教育に必要な機器を整備し、各教科の事業及び課外活動等において活用していきます。

施策・事業名	施策・事業の内容
国際理解教育の推進	● 児童・生徒の国際理解を促進するため、小中学校に外国人講師を配置し、授業を実施します。 ● 小学校で英語の授業を実施するとともに、こどもたちの聞く・話す能力の向上を目的としたカリキュラムを取り入れます。
町内一斉家庭読書の日	● こどもたちの豊かな心・感性を育むため、毎月第2日曜日を「町内一斉家庭読書の日」と定め、読書の大切さについて啓発し、読書活動を促進します。 ● 「町内一斉家庭読書の日」を周知するポスターを作成、町内各所に配布・掲示することで、読書活動を促進していきます。
朝の読書活動	● 町内の小中学校にて、一人ひとりの読書や読み聞かせなどによる朝の読書活動を推進します。
教職員の資質向上	● 新任教員向けの研修や英語やICTに関する研修、その他外部研修等を通じて、教職員の実践的指導力の向上を図ります。
保育所・小学校・中学校の連携、地域との連携	● 幼保小連絡会や小中連絡会等の機会を通じて、保育所・小学校・中学校が一貫した教育を提供できるよう、また、こどもたちのスムーズな進学が可能となるよう、連携を図ります。
学校運営委員会及び「信州型コミュニティ・スクール」活動の推進	● 学校運営委員会にて、学校と地域が町で育てたいこどもの姿を共有し、地域住民の参画による学校運営を図ります。 ● 地域住民が学校運営に参画し、協働による学校への支援を行うとともに、学校への評価を一体的・持続的に行う仕組みである「信州型コミュニティ・スクール」の形を町内の「なぎがまコミュニティ・スクール」（下諏訪中学校・南小学校）及び「ノース下諏訪ネットワーク」（社中学校・北小学校）にて構築し、地域に開かれた学校運営を推進します。
教育施設・設備の整備・充実	● 充実した教育活動を実践できるよう、町内の教育施設の計画的な改修に努めます。また、トイレの洋式化やLED照明への切り替えなど、こどもたちの学びを支え、快適に過ごすことのできる環境づくりに努めます。 ● 特別な支援を必要とするこどもたちの教育・保育の利用に必要な設備の整備に努めます。
外国につながる児童・生徒への支援	● 日本語が理解できないため学校生活への適応や教科学習の理解が難しい、外国につながる児童・生徒に対して支援員を配置し、学習面を中心とした支援を行います。
特別支援教育コーディネーターによる支援	● 支援を必要とするこどもの学校生活をサポートする支援員を小中学校4校に配置し、教職員等と連携しながら幅広い支援を行います。



基本施策2 心身の豊かさと将来を描く力を養う教育の推進

【現状】

- 下諏訪町の公立小学校・中学校の不登校率は増加傾向にあり、令和5年度は4.78%となっています。
- 学校へ行きたくても行けない状況の児童・生徒を対象に「スマイル教室」を設置していますが、在籍児童・生徒数が徐々に増加しており、令和6年度9月末日時点では11人が在籍しています。
- ICTを活用した学校教育や家庭における通信機器の利用などを通じて、こどもにとってインターネットがますます身近な存在となっており、情報モラルを身につけるための指導の必要性が高まっています。

【課題】

- さまざまな情報が氾濫し、こどもたちも思いどおりに必要な情報にアクセスすることができる現代社会においては、インターネットを通じて起こるトラブルから自分や他人の身を守ったり、正しい情報を取捨選択できるよう、情報倫理教育を推進し、安心・安全な状態でのインターネットの活用につなげることが必要となっています。
- こどもの発達段階に応じたキャリア教育や、中学生を対象とした職場体験の実施を通じ、こどもが社会の一員として自立して生きていくために必要な能力や態度の養成や、将来の職業について考える機会の提供が求められています。

【方向性】

- 道徳教育や人権教育の充実を通して、こどもたちが他者を思いやり、尊重する心の醸成を推進します。
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーといった専門職を配置するなど、児童・生徒及び保護者の学校生活に関する悩みや不安を受け止める体制の充実に努めます。

【取組の内容】

施策・事業名	施策・事業の内容
道徳教育の推進	● 善悪の判断や社会的規範を身につけることができるよう、総合的な学習の時間やコミュニティ・スクールの取組を通じて、道徳教育の充実を図ります。
人権教育の推進	● 人権啓発教室や人権講話等の機会を通じて、人権に関する理解を深めるとともに、他者を思いやりお互いを尊重する心の育成を図ります。
「SOSの出し方に関する教育」の実施	● 中学校において、困難やストレスに直面したときに信頼できる大人に助けの声をあげられるようになることを目標とする「SOSの出し方に関する教育」を実施し、生徒の生きる力の向上を図ります。 ● SOSを受ける相手となる学校教育関係者に対し、「SOSの出し方に関する教育」について情報を共有します。
情報モラル教育の推進	● こどもたちが、自らが必要とする正しい情報を取捨選択して責任ある行動をとることのできる資質を育む情報モラル教育を推進し、情報社会への適応力の向上を図ります。 ● こどもたちが、インターネットの利用を通じて犯罪被害等に遭うことのないよう、インターネットの正しい使い方に関する授業を実施するとともに、街頭での啓発活動を行います。

施策・事業名	施策・事業の内容
キャリア教育の推進	● キャリア教育の推進を通じて、こどもたちが自ら将来を描き、社会的・職業的に自立するのに必要な基盤となる能力や姿勢を育みます。
職場体験学習の実施	● 中学生を対象に職場体験学習を実施し、生徒の職業観の育成を図るとともに、社会に出る上で必要となる礼儀等を学ぶ機会とします。 ● 学校や町社会福祉協議会と連携しながら、中学生・高校生の職場体験を保育所や図書館、学童クラブ、子育てふれあいセンター「ぼけっと」などで受け入れ、生徒が将来の職業等について考える機会を提供します。
中高生等の乳幼児ふれあい体験の充実	● 次代の親を育てる取組の一環として、中高生を対象に、乳幼児とふれあう機会を提供することで、こどもを産み育てることの素晴らしさや大切さについて啓発します。
生活リズム改善推進リーフレットの作成・配布	● 健康的な生活習慣について啓発するリーフレットを作成し、下諏訪町青少年健全育成協議会と連携しながら児童・生徒に配布します。
食育の推進	● 農業生産に関する町の実態を踏まえ、食育の重要性に気づくとともに、実践できる児童・生徒の育成を図ります。 ● こどもたちが作物を育て、収穫することを通して自然の恵みのありがたさに気づき、食に感謝する心を持つことができるよう、農業委員会と連携しながら農業体験を実施します。
未成年者喫煙防止事業・薬物乱用防止教室	● 小学生・中学生・高校生を対象に、たばこの仕組みや健康被害について学ぶ授業を行います。また、家庭や地域における受動喫煙防止策の推進を図ります。 ● 児童・生徒の飲酒・喫煙・薬物使用等の防止に向け、アルコールやたばこ、覚せい剤等の薬物が身体にもたらす害等について学ぶ授業を行います。
性に関する教育の推進	● 外部の講師等の協力を得ながら、講演会等の実施を通して、児童・生徒に向けた性教育を実施します。
中高生海外研修事業	● 中高生を対象に海外でのホームステイや学校生活を送ることのできる機会を提供し、国際理解の促進や外国語による表現力の向上を図ります。
中学校平和体験研修事業	● 中学生代表を広島に派遣し、平和教育体験研修を行い、平和の大切さを肌で学ぶことにより、平和教育の推進を図ります。
教育相談	● 幼児・児童・生徒及び保護者が抱える悩みや、いじめ・不登校等の学校生活に関する問題に関する相談に支援員が応じ、こどもの心の健康の保持・増進を図ります。
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーと連携した支援	● 小中学校において、専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーによる巡回相談を実施し、不登校や発達障がい、いじめなどの悩み・不安を抱える児童・生徒と保護者に対する相談支援を行います。 ● 学校生活における児童の様子について、保護者や教師、教育相談員等と共有し、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーによる支援の必要性について検討していきます。

施策・事業名	施策・事業の内容
スマイル教室（中間教室）	● 学校生活に馴染めず、登校することに負担・不安を感じている生徒を対象に、町立図書館の一室にて中間教室指導員による集団適応指導や学習指導、教育相談等の支援を行い、生徒の自立と社会参加に向けた生きる力の養成を図ります。
なんでも相談室設置事業	● 思春期の児童・生徒が抱える多岐にわたる悩みを気軽に話し、不安やストレスを和らげることのできる相談室を小学校に設置し、相談支援を行います。 ● 相談支援を行う相談員の確保に努めます。
心の教室相談事業	● 思春期の生徒が抱える心の悩みを気軽に相談できるよう、中学校に心の教室相談員を配置し、相談支援を行います。 ● 相談支援を行う相談員の確保に努めます。
こども家庭センターの運営	● すべての妊産婦・子育て世帯・こどもを対象として、「母子保健」と「児童福祉」の各部門が情報共有しながら切れ目ない相談・支援を行います。 ● 相談者の意見や希望を確認しながら、利用できる制度のご案内や関係機関につなげます。 ● 生活上の困難を抱える子育て家庭の状況や親子関係による児童虐待が疑われるケースについて、住民・関係機関からの相談・通告を受け付け、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。



基本施策3 地域の特性を生かした児童健全育成活動の推進

【現状】

- こどもの居場所づくりに関する指針（令和5年12月22日閣議決定）において、誰一人取り残さず、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりを推進するという考え方が示されました。
- 令和元年12月、町立図書館前に「こども未来バス」が設置され、こどもの居場所や交流の場として活用されています。これは、中学生・高校生らが町に提案・提言をする「しもすわ未来議会」において、図書館に会話・食事ができる場所を増やしてほしいという要望が出されたことを受け、町が廃車予定のバスの改修を提案したことが始まりとなり、中学生・高校生の有志によるプロジェクトチームを中心に実現させたものです。
- 地域住民の協力により、小学校の放課後に児童が勉強や遊びなどをしながら安心・安全に過ごせる居場所として放課後子ども教室を実施しています。令和5年度の利用実績としては、町内2箇所の実施で、登録児童数が302人、延べ利用児童数は4,570人となっています。
- 小学校の授業終了後の放課後の時間に、安心・安全な居場所を提供する放課後児童健全育成事業（学童クラブ）は、町内4箇所で運営しており、令和6年4月現在、合計248人の児童が在籍しています。放課後だけでなく、学校休業日（土曜日・長期休暇中など）にも対応しています。
- ニーズ調査結果によると、就学前児童の保護者の約5割が、こどもの就学後、低学年時における学童クラブの利用意向を示しています。

【課題】

- その場を居場所と感ずるかどうかは、こども・若者本人が決めるものであるという前提に立って、こども・若者の声を聞きながら居場所づくりを推進する必要があります。
- すべてのこどもが放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後子ども教室の事業継続が求められています。

【方向性】

- 将来にわたりこどもがスポーツに親しむことができるよう、スポーツ団体への活動支援や、体験機会の充実を図るなど、関係機関との連携のもとに地域のスポーツ環境の整備を推進します。
- 身近な地域の自然や文化を知ることが、学習へのより深い理解が得られ、郷土愛の育成にもつながることから、歴史・文化・技術を伝承することを目的に、団体が実施する活動に対し、補助金交付によるサポートを行います。
- こども食堂（「こどもらんど事業」）をはじめ、すでに多くのこどもの居場所となっている事業への運営補助を行うことで、こどもにとってよりよい居場所となるよう取り組みます。
- こどもが安心・安全に過ごせる多くの居場所を持つことができるよう支援します。



【取組の内容】

施策・事業名	施策・事業の内容
スポーツ団体の活動支援	● スポーツを通じて、こどもの心身の健やかな成長と相互の交流を促進するため、こどもたちが所属する各種スポーツ団体に対し、施設の活用や経済的補助等の活動支援を行います。 ● 地域のスポーツ団体と連携しながら、中学校部活動の地域への移行を段階的に進めます。
スポーツ体験の充実	● スポーツ教室やイベントなどの開催を通じて、こどもがスポーツに興味を持ち、体験することのできる機会の充実に努めるとともに、こどもの運動習慣の定着及び体力の向上を図ります。 ● スポーツ教室への参加者の増加を図るため、町スポーツ協会や町スポーツ推進員からの意見やニーズの把握に努め、こどもたちの興味・関心を集める実施プログラムについて検討していきます。
未来へつなぐ歴史文化伝承事業	● 地域の歴史・文化・技術を伝承することを目的に、町内の各区や育成会、PTAなどの団体が実施する活動に対し、補助金を交付します。
「こども未来バス」の活用	● 図書館やあすなろ公園に、こどもが自由に使うことのできるスペースを設置し、こどもの居場所づくりを推進します。 ● 図書館に、交流や飲食ができる「こども未来バス」を設置し、こども及び子育て家庭の交流を促進するとともに、遊び場としても活用していきます。
学習スペースの利用促進	● 図書館内にある学習室を、中学生以上の生徒を対象とした自習スペースとして開放し、こどもたちによる自主的な学習を促進します。
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	● 放課後において、就労等の理由により保護者が昼間家庭にいない小学生児童等を対象に、適切な遊びと生活の場を提供し、健全な育成を図ります。 ● 利用ニーズの高まりがみられることから、実施拠点となる教室や支援員の確保や研修を通じた質の向上を図ります。 ● 入退室管理、保護者との連絡、おたより発行等について、専用アプリやシステムを導入することによりデジタル化を図り、利便性の向上につなげていきます。
放課後子ども教室	● 地域住民と連携・協働しながら、小学校の放課後に児童が勉強や遊びなどをしながら安心・安全に過ごせる居場所を設けます。また、こどもたちの要望を取り入れながら運動やものづくり、伝統、文化にふれる活動を行うことで、児童・生徒の健全育成を図ります。 ● 教室の運営に携わるスタッフの確保を図るため、本事業について広く周知します。
「こどもらんど事業」の運営補助	● 「こども未来基金」を活用して、家庭で十分な食事がとれなかったり、一人で食事をしていたりするこどもに、安価で食事や地域住民との交流機会を提供する「こどもらんど事業」の運営に係る費用を補助します。
「こどもの居場所づくり事業」の運営補助	● 「こども未来基金」を活用して、地域住民との協力により、こどもたちに学習支援や団らんの機会等を提供する居場所の運営に係る費用を補助します。

施策・事業名	施策・事業の内容
児童の居場所づくり推進員会による「みんなの遊び場」の実施	● 地域のボランティアと協力しながら、小学生を主な対象として自然の中での遊びや科学に親しむ遊び、伝統的な遊びなどを楽しむことができるこどもの居場所づくりを行います。 ● 実施内容をよりよいものとしていくため、こども食堂（「こどもらんど事業」）や地域の学習支援団体との連携を図ります。
高校生の居場所の整備	● 高校生が放課後に安心して過ごすことのできる空間を整備します。自習スペースや気軽に過ごせる居場所としてのスペースを設けることで学びや交流の促進を図ります。また、整備する場所についても高校生の利便性に配慮し検討していきます。
イオン諏訪店（仮）内への子育て・多世代交流施設の整備【再掲】	● 保育園児から小学生を中心としたこどもたちが、安全に身体を動かしながら遊び、安心して過ごせる空間を提供するため、児童館に類似した機能を整備します。また、乳幼児や未就園児も安全に遊べる専用スペースを設けることで、子育て中の親子が安心して利用できる環境を整備します。 ● 子育てに関する悩みを気軽に相談できる仮称「子育て相談室」を設置し、専門スタッフによる支援体制を整えることで、育児支援を通じて親子のコミュニティづくりの促進を図ります。 ● 地域住民や高齢者との交流イベントを開催することで、多世代が気軽につどい、交流を深められる場としての機能も提供していきます。これらの取組を通じて、こどもたちが健やかに育ち、親子や地域全体がつながる施設を整備します。



基本施策4 多様な学習機会・体験機会の充実

【現状】

- 下諏訪町では、こどもが地域の人々や多世代との交流を図ることができる教室や、自然に親しみながら野外での生活体験学習を行う教室等を開催しています。このような事業を通じ、こどもが多様な体験・経験をし、活躍できる機会の提供に取り組んでいます。
- 各界の著名人による講演会など、外部講師の導入による多面的授業を行っています。こどもがスポーツや文化芸術等に親しむことで、一人ひとりが個性や長所を伸ばし、将来に夢を持つことができるよう支援しています。

【課題】

- 地域や学校、保育所、ボランティア等と連携・協働することで、こどもの年齢や発達の段階に応じた自然体験、文化芸術体験等、多様な体験・経験の機会を提供していくことが必要です。
- こどもの遊び場として、地域の公園はとても大切な場所です。遊具の充実、安全管理の徹底に努めるとともに、にぎわいある公園づくりを推進する必要があります。

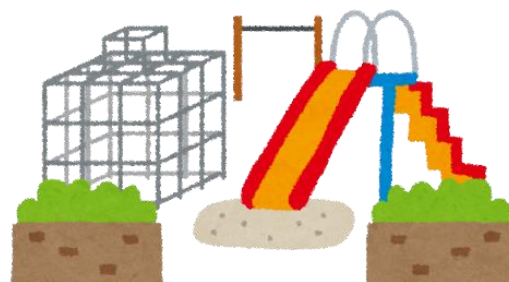
【方向性】

- こどもが楽しみながらさまざまな人や物事や文化にふれ、出会い・体験を積み重ねることで、豊かな心や思いやり、多様な価値観を育んでいくことができるよう、体験や遊びを通じた学びの機会や場づくりを推進します。
- こどもが安心かつ元気に遊ぶことができる遊び場の充実に努めます。また、さまざまな世代のニーズや地域の特性を踏まえ、誰もが快適に利用できるような公園整備を推進します。

【取組の内容】

施策・事業名	施策・事業の内容
地域交流活動	● 保育所で実施する行事等を通じて、こどもたちと地域の高齢者や福祉施設等とのふれあい・交流を推進します。
世代間交流事業	● こどもたちが、異なる世代との交流を通じて、高齢者の持つ知識を学んだり、思いやりの心を養う機会を充実させます。 ● 子育てふれあいセンター「ぼけっと」にて、地域のボランティアによる講座や紙芝居、パネルシアターなどを通じて、子育て家庭に、多世代交流の機会を提供します。
地域住民と連携した教育の充実	● 学校の総合的な学習の時間等を活用して、地域のボランティアと連携した授業や、伝統文化の継承に向けた教育活動等を行います。 ● コミュニティ・スクールにて、地域住民と連携した学習支援を行います。
青少年施設等での体験活動	● いずみ湖公園研修の家・キャンプ場を主な会場として、こどもたちが自然に親しみながら野外での生活体験学習を行う教室を実施し、青少年の健全育成と町民の生涯学習を推進します。
外部講師導入授業 「夢・いきいき授業」	● 児童・生徒が貴重な体験を通して感動・好奇心・探求心を育むとともに、大きな夢を描く機会として、各界で活躍している著名人を講師として招き、授業を実施します。

施策・事業名	施策・事業の内容
公民館における各種講座の開催	● 公民館や文化センターにて、こどもから高齢者までの誰もが文化・芸術にふれることのできる講座を開催し、感性を育むとともに、世代間交流を促進します。
育成会への活動補助	● こどもの健全育成を目的に活動している地区の育成会に対し補助金を交付し、積極的な活動を支援します。
下諏訪向陽高校地域連携事業	● 「地域との連携」と「高校生からの発信」をテーマに、向陽高校の生徒が行う、地域活性化につながる活動への補助を行います。 ● こどもの居場所づくり、ジュニアリーダー研修、諏訪湖畔のごみ拾い、吹奏楽部の訪問演奏、三角八丁等へ参加し、自主事業を実施する中で地域との連携を図っていきます。
公園緑地の整備	● 町内の公園緑地の適切な維持管理に努め、こどもたちが楽しく過ごすことのできる環境づくりに努めます。
児童遊園地の遊具等の整備	● 児童遊園地内の遊具の計画的な点検・修繕を行うことで、こどもたちが安全に遊ぶことのできる環境づくりを図ります。
地域の遊び場・学び場の周知	● 町内の公園や児童遊園等の遊び場、博物館・資料館などの親子で楽しむことのできる学び場について、「子育てガイドブック」などを活用して周知し、利用促進を図ります。
イオン諏訪店（仮）内への子育て・多世代交流施設の整備【再掲】	● 保育園児から小学生を中心としたこどもたちが、安全に身体を動かしながら遊び、安心して過ごせる空間を提供するため、児童館に類似した機能を整備します。また、乳幼児や未就園児も安全に遊べる専用スペースを設けることで、子育て中の親子が安心して利用できる環境を整備します。 ● 子育てに関する悩みを気軽に相談できる仮称「子育て相談室」を設置し、専門スタッフによる支援体制を整えることで、育児支援を通じて親子のコミュニティづくりの促進を図ります。 ● 地域住民や高齢者との交流イベントを開催することで、多世代が気軽につどい、交流を深められる場としての機能も提供していきます。これらの取組を通じて、こどもたちが健やかに育ち、親子や地域全体がつながる施設を整備します。
姉妹都市交流事業	● 姉妹都市である愛知県南知多町との交流を深めるために、小学生による交流事業を実施します。



基本目標3 若者の地域での活躍を支えるまち【青年期】

基本施策1 自立と地域への定着に向けた支援の充実

【現状】

- 下諏訪町の40歳未満人口は、令和6年4月1日現在5,548人となっており、令和2年と比較して619人減少しています。教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の対象である18歳未満のこどもだけでなく、こどもを産み育てる若年層も減少傾向にあります。
- 社会動態の推移をみると、令和元年以降一貫して転出数が転入数を上回る「社会減」の状態が続いています。下諏訪町も、県内の多くの市町村と同様に、進学・就職のタイミングで多くの若者が町外に転出している現状がみられます。また、進学で町外に転出した後、就職で下諏訪町に戻ってくる若者の数には、男性と女性の間で差がみられます。

【課題】

- 下諏訪町の25～39歳の若者の未婚率は、令和2年において長野県や全国を5.0ポイント程度上回っています。また、未婚率の推移をみると、男性・女性ともに増加傾向にあるとともに、個人の価値観の多様化や新型コロナウイルス感染症の影響等により、この傾向が続くことが考えられます。結婚を望む人の希望を叶えられるよう、若者の出会いや婚活等への支援が重要です。
- 15～34歳の若年無業者数・割合の推移をみると、平成27年以降無業者数が増加傾向にあるとともに、人口全体に占める割合が上昇しています。地域の活力の維持・向上を図るため、重要な役割を担う若者の就業を支援するための取組が必要です。

【方向性】

- 結婚を望む若者の希望を叶えられるよう、「出会い・婚活プロジェクト」の実施を通じて、町内の若者の出会い・交流を推進します。
- 町内で結婚し、新生活を始める若者への経済的支援を充実させ、自立を支援します。また、下諏訪町の持っている魅力を広く発信することで、若者による移住の促進を図ります。
- 町内の企業に関する情報発信等を通じて、若者による就労支援を図ります。

【取組の内容】

施策・事業名	施策・事業の内容
高校生就職説明会の開催	● 下諏訪労務対策協議会と連携し、就職を希望する高校生等を対象に、さまざまな業種の町内企業が一堂に会して業務内容ややりがいについて伝える就職説明会を開催します。
若年者就業支援事業	● 公共職業安定所（ハローワーク）や「ジョブカフェ信州」等と連携しながら、若者の就労に関する支援を実施します。
チャレンジ起業支援事業	● 町内の若者による起業を支援するため、はじめて商業活動を行う町民に対し、店舗の改装・改修等に係る費用の一部を助成します。

施策・事業名	施策・事業の内容
下諏訪町出会い・婚活プロジェクト	● 結婚願望を持つ若者の希望を実現できるよう、民間のボランティア委員と連携しながら、婚活パーティーや婚活セミナーなどを開催し、若者同士の出会いをサポートします。 ● 地域の魅力の再発見につながる取組を通じて、町内の若者の出会い・交流を促進します。
結婚新生活支援事業	● 結婚を機に、下諏訪町で新しい生活を始めた若者を対象に、生活の安定を図るため、住居に係る費用や引っ越し費用、住居のリフォームに係る費用の一部を補助します。
結婚新生活支援住宅	● 町内の公営住宅において、結婚を機に新しい生活を始める世帯を対象に、期限付き入居制度を実施します。
移住・定住の促進	● 下諏訪町移住ポータルサイト「くぐると下諏訪」を運営し、下諏訪町の持っている魅力や生活環境、子育て環境についてPRすることで、移住・定住の促進を図ります。
空き家情報バンク事業	● 子育て家庭が安心して暮らすことのできる住宅の確保に向けた取組の一環として、「下諏訪町空き家情報バンク」に登録された空き家情報を、下諏訪町への移住を考えている人に情報発信を行い、定住促進を図ります。

基本施策2 悩みや不安を抱える若者への支援の充実

【現状】

- 現代の若者の中には、生まれ育った環境や置かれた状況により将来への希望を持つことができず、ひきこもりやニート状態にあり、社会的・経済的自立が困難な状況にある人がいます。また、そのような若者や家族の中には、周囲に相談することができず、必要な支援につなげていないケースが少なくありません。
- こども・若者を取り巻く環境は著しく変化しています。とりわけSNSの急速な発展等により、こども・若者は自分を周囲の人間と比較しやすい環境となったことから、自己肯定感を持ってないこども・若者が少なくありません。
- 令和2年に、これまで減少が続いていた国の自殺者数が増加に転じるとともに、小学生・中学生・高校生の自殺者数が過去最多となりました。令和4年に国が策定した「自殺総合対策大綱」において、こども・若者の自殺対策のさらなる推進・強化を方向性の一つとして掲げ、こども家庭庁と連携した取組の推進を図っています。

【課題】

- 若者が抱える困難や生きづらさの原因は、いじめや学校生活への不適応、ひきこもり、健康問題、障がい、虐待、孤独・孤立、経済的困窮等多岐にわたります。一人ひとりに求められる支援は異なることから、庁内のさまざまなセクションがそれぞれの専門性を生かした支援を図ることが必要です。

【方向性】

- 若者の暮らしに関するさまざまな相談事に対応する支援体制の充実を図ります。
- ひきこもり状態にある若者や、働くことができていない若者への支援を、町内外の関係機関と連携しながら実施していきます。

【取組の内容】

施策・事業名	施策・事業の内容
包括的支援体制の構築	● 困難を抱えるこどもや若者が、年齢別で途切れることなく、継続的にきめ細かな支援が受けられるようにするため、包括的な相談体制及び重層的なネットワークの構築や関係機関と連携した支援の充実を図ります。
こども・若者相談事業	● こども・若者とその家族が抱える悩み・不安に対し、面談や電話による相談支援を行います。
性に関する悩みへの相談支援	● セクシュアリティや性別違和等の性に関する悩みについて、研修を受けた相談員が電話相談に応じます。
若年者就業支援事業 【再掲】	● 公共職業安定所（ハローワーク）や「ジョブカフェ信州」等と連携しながら、若者の就労に関する支援を実施します。
ひきこもり対策推進事業	● ひきこもり状態にある若者の生活に関する相談に応じ、必要な助言・情報提供を行うとともに、長野県ひきこもり支援センターや生活就労支援センター（まいさぼ）をはじめとする関係機関と連携しながら、対象者の状況把握と適切な訪問支援等を行い、社会復帰に向けて個別ケースに応じた支援を図ります。

基本目標 4 こどもや家庭の状況に応じた支援

基本施策 1 ひとり親家庭への支援・こどもの貧困対策の推進

【現状】

- ひとり親家庭における貧困率の高さは大きな懸念事項となっています。厚生労働省が発表した「2022（令和4）年 国民生活基礎調査の概況」によると、ひとり親世帯の貧困率は44.5%に達し、ひとり親世帯のこどものうち約2人に1人が貧困の状況にあることがわかっています。
- 国勢調査によると、下諏訪町のひとり親世帯は平成22年以降減少傾向にあります。令和2年は82世帯で、そのうち約9割が母子世帯となっています。
- ニーズ調査結果によると、現在の暮らしの経済的状況について「ゆとりがある」または「ややゆとりがある」と回答した人は、就学前児童保護者が12.7%、小学生保護者は10.9%となっています。いずれも平成30年度調査時から約12.5ポイント下回っており、暮らし向きの悪化がうかがえます。
- 経済的理由によってこどもの就学諸費用に困っている保護者を対象に就学援助制度を設けていますが、小学生に比べ、中学生で援助を必要とする人の割合が多く、コロナ禍以降は増加傾向にあります。

【課題】

- 貧困状態にある世帯のこどもが、教育格差等により、成長後も再び貧困層となることを指す「貧困の連鎖」が、大きな社会課題となっています。
- こどもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、経済的支援や保護者の就労支援等、貧困の状況にあるこどもが健やかに育成される環境の整備が求められています。
- ひとり親家庭や困窮状態にある家庭に対する相談支援については、庁内関係部署や関係機関との連携強化の上、生活や育児に関する不安の軽減を図ることが必要です。

【方向性】

- ひとり親家庭が地域で孤立することなく、必要な支援を受けることができるよう、相談支援を行うとともに、経済面や就労面、こどもの学習等に関する支援を図ります。
- 困窮状態にある家庭のこどもの生活を支えるための経済的支援を推進します。
- 地域のボランティアの協力による体験や学習支援の機会の創出など、ひとり親家庭や困窮状態にある家庭のみならず、こどもたちが気軽に利用できるような居場所づくりに取り組みます。

【取組の内容】

施策・事業名	施策・事業の内容
児童扶養手当給付事業	●児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と経済的自立を助け、児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当を支給します。支給期間は、対象となる児童が満18歳を迎えた年度末までです。
福祉医療費助成	●ひとり親家庭等の母親とこども、父親とこども、父母のいないこどもに対し、早期の適切な医療機関の受診と医療費の負担軽減を図るため、医療費の一部を助成します。
ひとり親家庭等の児童激励金の支給	●ひとり親家庭等の児童の健全育成を図るため、町独自で「激励金」を年1回支給し、児童の福祉の増進を図ります。

施策・事業名	施策・事業の内容
母子父子自立支援員による支援	● ひとり親家庭等の生活上の課題に対して、母子父子自立支援員による相談支援を行います。
女性保護事業（相談等）	● 母子家庭等が抱える諸問題について、児童家庭相談員や保健福祉事務所による相談対応及び助言を実施するとともに、支援が必要とみられる場合は専門の相談窓口・関係機関へのつなぎを図ります。
女性保護事業（一時保護）	● 虐待や家庭内暴力（DV）の被害を受けている人について、県の一時保護施設（シェルター）につなぎ、保護します。
女性保護事業（施設入所）	● 県の一時保護施設（シェルター）を利用した人について、長期入所が必要である場合は、保護施設への入所へと切り替え、自立に向けた支援を図ります。
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	● 母子家庭・父子家庭・寡婦の生活安定と経済的自立を助け、児童の福祉の推進を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付を、保健福祉事務所が窓口となって実施します。 ● 貸付を利用する人が必要な支援につながるよう、受付時に支援に係る事業についての周知や、母子父子自立支援員へのつなぎを図ります。
「下諏訪町こども未来基金」を活用した奨学金の給付事業	● 高い向学心を持ちながら、国・県及び各種財団法人等の支援対象とならず、高等学校や大学等への就学が困難な状況にある非課税世帯等のこどもを対象に、「下諏訪町こども未来基金」を活用して返済不要の奨学金を給付します。
児童の居場所づくり推進委員会による「みんなの遊び場」の実施【再掲】	● 地域のボランティアと協力しながら、小学生を主な対象として自然の中での遊びや科学に親しむ遊び、伝統的な遊びなどを楽しむことができるこどもの居場所づくりを行います。 ● 実施内容をよりよいものとしていくため、こども食堂（「こどもらんど事業」）や地域の学習支援団体との連携を図ります。
保護者の就労支援	● 公共職業安定所（ハローワーク）やまいさば信州諏訪、諏訪保健福祉事務所と連携しながら、貧困世帯の保護者の就労に関する支援を行い、世帯の生活の安定と経済的自立を図ります。
生活困窮者等自立支援	● 町社会福祉協議会や生活就労支援センター（まいさば）と連携しながら、生活困窮世帯や生活保護世帯に向けた相談支援や就労支援、家計支援等を行います。 ● 支援が必要なこどもや世帯の把握に努め、諏訪児童相談所や諏訪保健福祉事務所等の関係機関と連携しながら、家庭訪問による個別支援（アウトリーチ）を図ります。
児童手当	● 児童手当法に基づいて、家庭におけるこどもの生活の安定と健やかな成長に資することを目的に、児童手当を支給します。 ● 令和6年10月より、国の児童手当制度拡充により高校生年代の児童まで支給対象となりました。
乳幼児等医療費助成【再掲】	● 乳幼児等に対し、早期の適切な医療機関の受診と医療費の負担軽減を図るため、医療費の一部を助成します。

施策・事業名	施策・事業の内容
幼児教育・保育の無償化、 保育料負担の軽減	● 令和元年 10 月より実施されている幼児教育・保育の無償化を着実に実施します。 ● 子育てに伴う経済的負担の軽減を図るため、保育料を国の徴収金基準額より低額に設定します。また、多子世帯に対しては、国の減免措置以上の減免を町独自で実施します（3 歳未満の第 2 子を半額、第 3 子以降を無償化）。
生活困窮世帯等の進学費用等の負担軽減	● 町社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業等を通じて、低所得者世帯のこどもが高等学校・大学等に進学するための入学金・授業料等の貸付を行います。
就学援助事業	● 学校教育法第 25 条に基づき、経済的理由により義務教育である小学校及び中学校への就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、就学に必要な援助を行います。
私学助成事業	● 幼稚園に通う児童の保護者の経済的負担の軽減を図るため、入園料・保育料の一部を助成します。
奨学金貸与事業	● 優秀な学業成績を修め、進学を希望しているにも関わらず、経済的事情により高等学校や大学への就学が困難なこどもを対象に、奨学金の貸与を行います。



基本施策2 発達の遅れや障がいのあるこどもへの支援の充実

【現状】

- 近年、障がいのあるこどもに関する各種法律や制度が大きく変化し、障害福祉サービスや人権擁護に関する法整備が進んでいます。下諏訪町では、「第4期下諏訪町障がい者計画」及び「第3期下諏訪町障がい児福祉計画」に基づき、乳幼児期から就園・就学、就労までのライフステージに応じた切れ目ない支援が行えるよう、さまざまな障がい児施策を展開しています。
- 「第4期下諏訪町障がい者計画」によると、町内の知的障がいのある人のうち、18歳未満の人の人数は緩やかな増加傾向にあり、令和4年度末日時点で28人となっています。
- 障がい児通所支援の1か月あたりの利用人数については、令和5年度現在、児童発達支援が14人、放課後等デイサービスが28人となっており、児童発達支援においてやや増加傾向がみられます。
- 乳幼児健康診査後のフォローの一環として「ことばの広場」・「あそびの広場」において、言葉や発達の遅れが気になる乳幼児に対し、相談や指導を実施し、保護者の負担軽減を図っています。

【課題】

- 知的障がいのあるこどもの増加に伴う児童発達支援や放課後等デイサービスなどの利用ニーズの高まりを受け、受け入れ体制の拡充及び職員・相談員等の確保が必要となっています。
- 在宅の障がいのあるこどもの生活を支援するため、相談支援や療育に関する指導を実施するとともに、障がい児福祉サービスの適切な提供を行う必要があります。

【方向性】

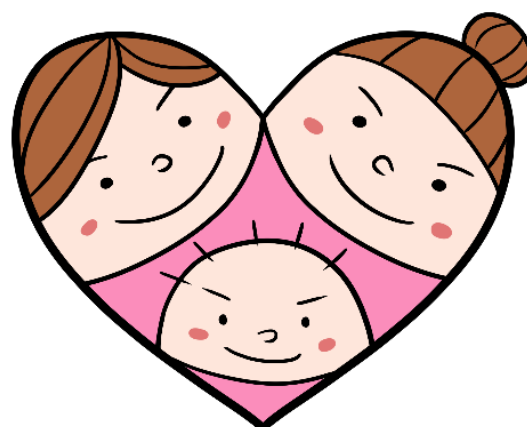
- 障がいのあるこどもを適切な支援につなげるため、健康診査などを通じて、こどもの障がいをできる限り早期に発見するよう努めます。
- 障がいのあるこどもの健やかな成長を図るため、発達や日常生活に関する相談支援体制の充実を図ります。
- 障がいのあるこどもについて、保育所や学校、学童クラブでの受け入れを推進するとともに、障がいのあるこどもの日常生活や学習を支援する加配職員や補助員・指導員等の確保と適正配置に努めます。
- 諏訪地域障がい福祉自立支援協議会等の関係機関との連携強化に努めます。

【取組の内容】

施策・事業名	施策・事業の内容
障がい児療育相談	● 障がいのあるこどもや心身の発達が気になるこどもの地域での生活を支援するため、本人または家族からの相談に応じ、適切な支援を図ります。 ● 専門職が町内の保育所を巡回し、こどもの療育に関する相談支援を行います。
幼児健診による発達の遅れなどの早期発見	● 1歳6か月児健康診査や3歳児健康診査、2歳児相談等の機会において、発達の遅れなどの早期発見・早期療育を図ります。また、保健師による個別相談や心理相談を通じて発達に関する相談に対応します。 ● 支援が必要とみられる幼児及び保護者に対しては、療育教室等の支援策につなげます。

施策・事業名	施策・事業の内容
ことばの広場	健康診査後のフォローの一環として、言葉の遅れが気になる乳幼児を対象に、言語聴覚士による個別相談を実施します。
あそびの広場	健康診査後のフォローの一環として、言葉や発達の遅れが気になる乳幼児を対象に、自由あそびや集団でのあそび、絵本の読み聞かせなどの指導を行い、こどもの成長発達の促進と保護者の育児不安の解消を図ります。
のびのびくらぶ (5歳児発達支援事業)	心身の発達に遅れや不安があるこどもとその家族に向けて療育の場を提供し、こどもの発達促進や生活習慣の定着・向上、集団生活への適応・就学に向けた支援を行います。
放課後等デイサービス	- 小学生から18歳未満の障がいのあるこどもを対象に、放課後や長期休暇時等において、生活能力向上のための訓練等を提供することにより、療育と自立支援を図ります。 - 本事業へのニーズの高まりに対応できるよう、本事業をはじめとする障がい児福祉サービスの利用計画を作成する相談員の確保に努めます。
保育所等訪問支援	現在保育所を利用している、または今後利用する予定の障がいのあるこどもを対象に、療育の専門家等が保育所等を訪問して集団生活への適応に向けた支援を行います。
障がい児療育支援	諏訪圏域障がい者総合支援センターなどの関係機関と連携しながら、在宅の障がいのあるこどもの生活を支援するため、相談支援や療育に関する指導を行うとともに、障がい児福祉サービスの提供に係る調整を行います。
障害児福祉手当	日常生活において、常時特別の介護を必要とする20歳未満の重度障がいのあるこども（病院または診療所に継続して3か月以上入院しているこどもを除く）を対象に、手当を支給します。
特別児童扶養手当	重度もしくは中程度の身体障がい・知的障がい・精神障がいのある20歳未満のこどもを監護している父親、母親または養育者に、特別児童扶養手当を支給します。
日常生活用具給付	障がいのあるこどもの日常生活を支えるため、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。
障がいのある児童の保育	- 保育所での集団保育が可能な障がいのある児童の受け入れを行い、集団保育を通じた成長発達の促進を図ります。 - 加配職員の適正配置等を通じて、障がいのある児童を受け入れる体制を整備します。
特別支援コーディネーターの配置	障がいのあるこどもや発達に関する専門的な相談に応じる体制を強化するため、こどもの発達や育ち、福祉サービスの利用等に関する相談を保護者から受け、関係機関につなげる役割を担う特別支援コーディネーター等の専門員の配置を進めます。
せせらぎ園	せせらぎ園（発達支援通園訓練施設）にて、低年齢層の障がいのあるこどもや、発達に関する支援を必要とするこどもに対し、心身の発達に向けた保育・訓練及び親子関係の形成を援助するための指導を行います。
言語障がい児等通所訓練施設	ことばの発達等に遅れや不安がある就学前の児童に対し、指導を通じて発達を促すとともに、保護者への相談支援を行います。

施策・事業名	施策・事業の内容
障がいのある幼児・児童・生徒への就学支援	● 心身に障がいのある幼児・児童・生徒に対して適切な支援を行い、持っている可能性を最大限伸ばすことができるよう、本人や保護者からのニーズに応じた適切な就学相談や指導を行います。
LD（学習障がい）等通級指導教室の充実	● 小学校の通常学級に通っている、軽度の知的障がいなどがある児童に対して、障がいによる学習上・生活上の困難の改善・克服を目的とした通級指導教室を運営します。
障がい児学童保育	● 学童クラブにて、障がいのあるこどもの受け入れを行います。 ● 保護者への相談支援を行うとともに、個別保育を通じた成長・発達の促進を図ります。
医療的ケアを必要とする児童への支援	● 医療的ケアを必要とする児童の保育所への通園をサポートするため、専属の保健師・看護師を配置し、支援を図ります。 ● 医療的ケアを必要とする児童の安全かつ柔軟な受け入れに向けた体制整備について、継続的に検討していきます。 ● 医療的ケアを必要とする障がいのある児童の生活をサポートするため、保健・医療・福祉その他の支援を調整するコーディネーターの役割を担う相談支援専門員を配置します。



基本施策3 児童虐待防止対策・ヤングケアラーへの支援の推進

【現状】

- 児童虐待は、こどもの人権を著しく侵害し、心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与える行為であり、こどもの生命に関わる問題であって、許されるものではありません。
- 近年、全国的に児童虐待の相談件数が増加していますが、下諏訪町において虐待に関する通告を受けた件数は、令和2年度以降、年間20件前後で推移しており、そのすべてが実際に虐待に該当するものでした。
- 昨今、ヤングケアラーの問題に社会的関心が高まっています。こども自身が、家族のためにケアを行うことを「当たり前」と受け止めてしまうことで、苦しくてもSOSが出せず、問題として表面化しにくいとされています。また、家庭内のことであるため、実態の把握が難しく、周囲の人も気づきにくい状況があります。

【課題】

- 児童虐待の予防、早期発見・早期対応をしていくためには、関係機関等を含めた地域全体でこどもを守る支援体制が必要となっています。
- ヤングケアラーについては、責任や負担の重さにより、学業や進路、友人関係などに影響が出てしまうケースがあることから、できる限り早期にヤングケアラーであるこどもを発見し、こどもの健やかな育成・教育に向けた適切な支援につなげる体制を構築することが課題となっています。

【方向性】

- こどものいる家庭の訪問を通じて、こどもの養育環境について確認することで虐待発生のリスクの把握に努めるとともに、子育てに関する助言・指導や情報提供、相談支援を通じて保護者の負担軽減を図ります。
- 保健・福祉・教育・警察等の関係機関と連携しながら、虐待の未然防止と早期対応に努めます。
- 虐待の被害に遭ったこどもの保護とケースに応じた迅速な対応を行うため、個別ケース検討会議を開催し、地域における児童虐待が発生した事案、または虐待のおそれがある事案の検証を行います。
- 日常的な家事や家族の世話等により、学校生活や人間関係に悪影響が及んでいるヤングケアラーについて、実態の把握を図るとともに、個別ケースに応じた支援を行えるよう体制整備に努めます。

【取組の内容】

施策・事業名	施策・事業の内容
新生児家庭訪問 (赤ちゃん訪問)【再掲】	● 新生児家庭を助産師・地区担当保健師が訪問し、新生児の健康状態の把握や育児に関する指導・相談、子育てに関する情報提供を行い、保護者の負担軽減を図ります。
家庭訪問【再掲】	● 訪問での支援が必要とみられる家庭や訪問による支援を希望する家庭を対象に、地区担当保健師による、それぞれの年齢・月齢の発達・健康状態に応じた支援を実施します。
要保護児童対策地域協議会(しもすわ子ども人権ネットワーク会議)	● さまざまな職種・機関で構成される要保護児童対策地域協議会「しもすわ子ども人権ネットワーク会議」にて代表者会議・実務者会議を開催し、関係機関が相互に連携しながら、こどもの人権の保護に取り組みます。

施策・事業名	施策・事業の内容
児童虐待に関するケース会議	● 個別ケース検討会議を開催し、地域における児童虐待が発生した事案・虐待のおそれがある事案の検証を行い、被害に遭ったこどもの保護とケースに応じた迅速な対応を行います。
女性保護事業（相談等） 【再掲】	● 母子家庭等が抱える諸問題について、児童家庭相談員や保健福祉事務所による相談対応及び助言を実施するとともに、支援が必要とみられる場合は専門の相談窓口・関係機関へのつなぎを図ります。
女性保護事業（一時保護） 【再掲】	● 虐待や家庭内暴力（DV）の被害を受けている人について、県の一時保護施設（シェルター）につなぎ、保護します。
女性保護事業（施設入所） 【再掲】	● 県の一時保護施設（シェルター）を利用した人について、長期入所が必要である場合は、保護施設への入所へと切り替え、自立に向けた支援を図ります。
ヤングケアラーの早期発見・対応の充実	● 親や祖父母、きょうだいの世話や介護、家事等を日常的に行っていることで学校生活や友人関係に悪影響が及ぶリスクのあるヤングケアラーについて、小学校・中学校・高等学校において周知を行うとともに、該当する児童・生徒の存在の把握を図ります。 ● 把握されたヤングケアラーとみられる児童・生徒に対しては、子育て・教育・福祉・介護等の関係機関の連携のもと、各家庭が抱える問題の解決に向けて、個別ケースに応じた支援を図ります。
こども家庭センターの運営 【再掲】	● すべての妊産婦・子育て世帯・こどもを対象として、「母子保健」と「児童福祉」の各部門が情報共有しながら切れ目ない相談・支援を行います。 ● 相談者の意見や希望を確認しながら、利用できる制度のご案内や関係機関につなげます。 ● 生活上の困難を抱える子育て家庭の状況や親子関係による児童虐待が疑われるケースについて、住民・関係機関からの相談・通告を受け付け、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。

基本目標5 こども・若者・子育て家庭が安心して暮らせる環境づくり

基本施策1 こどもまんなか社会づくりに向けた意識の醸成

【現状】

- こども大綱では、「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」である「こどもまんなか社会」の実現が目標として掲げられています。また、こども施策の重要事項の中に、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに、こども・若者が権利の主体であることを周知することが挙げられています。
- こども・若者の社会参画や意見表明の機会を充実させ、こども・若者の多様な意見を今後のこども・若者施策に反映していく仕組みづくりが必要とされています。
- 下諏訪町では、平成21年度より「しもすわ未来議会」を開催し、こども・若者自身の視点でまちづくりを考えて提言することで、参画協働の意識の醸成を図っています。「しもすわ未来議会」では、町内中学校、高等学校から選出された生徒が議員となり、通常の町議会と同様に議場に集まり、町に対し一般質問を行っています。

【課題】

- 「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども・若者自身やそれを支える保護者やその他の大人たちが、こども・若者の権利について正しく理解し、町全体でこども・若者、子育てにやさしいまちづくり、人づくりをしていく必要があります。
- こども・若者による意見表明の機会として、こども・若者の声を定期的かつ幅広く意見を収集できる仕組みが必要です。その上で、意見や提案をどのように町のこども施策に反映させていくか、検討が必要となっています。

【方向性】

- 町民全体に対して、こども・若者の権利について広報・啓発を行い、こども・若者、子育て世帯にやさしいまちの実現に向けた意識づくりを推進します。
- 「しもすわ未来議会」を通じ、中学生・高校生がこども・若者の視点で意見を出しあい、表明できる環境や仕組みづくりを推進することで、こども・若者の社会参加を促進します。
- こども・若者を支えるあらゆる人材の確保・育成に努めます。

【取組の内容】

施策・事業名	施策・事業の内容
こども・若者の意見を得る機会の充実	● オンラインでのアンケートなどを活用して、こども・若者による意見を定期的に収集する体制づくりを図ります。 ● 学校でこどもの権利についての学習を行い、町が啓発活動を進めるとともに、学校等と連携しながら、小学生・中学生・高校生が町について意見を表明することができる機会をつくります。また、世代間の意見交換やワークショップの開催など、対話を通じた検討の場を設けることで、多様な意見を共有し、より深い議論ができる環境を整えます。得られた意見については、町の施策へどのように反映するかを検討し、理念が実践的に生かされるよう取り組んでいきます。

施策・事業名	施策・事業の内容
しもすわ未来議会	● 未来を担う中学生・高校生が、若者の視点から地域や将来のまちづくりについて主体的に考え、意見や提案を発信する機会である「しもすわ未来議会」を開催し、こどもたちの社会参加・協働意識の向上を図ります。
青少年健全育成団体の活動への支援	● 地域を挙げて青少年の健全育成を推進するため、青少年の健全育成に資する取組をしている団体に対し補助金を交付します。
子育てをサポートする人材の確保・育成	● ファミリーサポート事業の援助会員やシルバー人材センターが実施することも見守りボランティア、放課後こども教室を運営するスタッフなどの地域で子育て支援に従事する人材の確保・育成を図ります。



基本施策 2 子育てに関する相談支援・情報提供の充実

【現状】

- 令和 6 年 4 月にこども家庭センターを設置し、こどもとその家庭が抱える多様で複合的な課題に対し、保健師や児童家庭相談員が相談支援にあたっています。
- ニーズ調査結果によると、子育てをする上で気軽に相談できる人や場所が「いない／ない」と回答した人は、就学前児童保護者が 5.2%、小学生保護者は 7.1%となっています。また、「いる／ある」と回答した人の相談先も、親族や知人がほとんどを占めています。
- 家庭児童相談は、子育てや家庭に関するさまざまな相談に対応し、継続的に支援を行っています。令和 5 年度は新たに 43 件の相談を受け付けており、内容の多くは育児の悩みや親子関係などの養護に関するものとなっています。
- 下諏訪町では、広報紙や町ホームページ等、さまざまな手段で子育てに関する情報提供を行っています。また、「子育てガイドブック」の改訂を毎年行い、町ホームページへの掲載や相談会等での配布を通じて周知しています。

【課題】

- 子育てに関する困りごとを誰にも相談できず一人で抱え込むという状況に陥らないようにするため、各種相談窓口を広く周知することが必要です。
- また、複雑・複合的な課題を抱える世帯には、分野横断的な支援体制の中で連携しながら相談対応にあたることが求められています。

【方向性】

- こども家庭センターを中心とした、全庁的な相談機能の充実に努め、子育て家庭が抱えるさまざまな悩みや不安の解消を図ります。
- 町内の教育・保育施設に関する情報や子育てに係るサービス・イベントに関する情報等を、広報紙や町ホームページをはじめとする多様な手段で広く提供していきます。
- 子育て家庭同士の交流及びグループづくり、子育てに関する情報交換の機会を提供し、活動を支援していきます。

【取組の内容】

施策・事業名	施策・事業の内容
こども家庭センターの運営 【再掲】	● すべての妊産婦・子育て世帯・こどもを対象として、「母子保健」と「児童福祉」の各部門が情報共有しながら切れ目ない相談・支援を行います。 ● 相談者の意見や希望を確認しながら、利用できる制度のご案内や関係機関につなげます。 ● 生活上の困難を抱える子育て家庭の状況や親子関係による児童虐待が疑われるケースについて、住民・関係機関からの相談・通告を受け付け、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。
児童家庭相談	● 児童虐待に関することや保育所・学校での生活に関すること、その他子育て全般に関する相談に、児童家庭相談員による面談・電話で対応します。 ● 相談内容に応じて、こども家庭センターと連携しながら継続的な支援を図ります。

施策・事業名	施策・事業の内容
子育てガイドブックの作成・配布	● 子育てに役立つ情報や相談先を掲載した子育てガイドブックを作成し、1年ごとの改訂を行います。 ● 子育て家庭が必要な情報を得られるよう、作成・改訂した子育てガイドブックは町ホームページに掲載するとともに、公共施設への設置、母子手帳交付時や転入時に配布します。
子育てサークル等の拡充	● 地域で子育てをしている保護者同士が集まる子育てサークルによる活動を支援します。 ● 子育てふれあいセンター「ぼけっと」での保護者同士の交流につながる事業等を通して、保護者の仲間づくりを支援します。
子育て勉強会「だっこの会」の活動の推進	● 未就園児の母親同士で企画運営し、季節の行事や各種講座等を行う子育て勉強会「だっこの会」による活動を推進し、子育て家庭同士の交流やリフレッシュ、相談支援等を通じて子育て家庭の孤立感の軽減や子育てに関する知識の共有等を推進します。 ● 広報紙や町ホームページ、チラシの配布等を通じて活動について周知し、新規会員数の増加を図ります。
B P プログラム事業	● はじめて子育てをする母親のためのプログラムを、子育てふれあいセンター「ぼけっと」で実施します。
子育て応援カード事業 (町・県)	● 町の子育て応援カード及び県の「ながの子育て家庭優待パスポート」の配布・活用を通じて、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。 ● 町の子育て応援カードについては、新たに協力してもらえる登録事業所の募集とサービス内容の充実に努めます。



基本施策3 子育てと仕事の両立への支援

【現状】

- 令和2年の国勢調査によると、下諏訪町の女性の就業率は、20～50歳代において7割を超え、そのうち35～59歳においては8割前後を維持しています。結婚・出産・子育ての時期にあたる25～39歳において、30年前の平成2年には一時的な低下がみられましたが、令和2年にはみられません。
- ニーズ調査結果によると、フルタイムで就労中の母親は、就学前児童・小学生の保護者ともに約4割となっており、約3割であった平成30年度調査時よりも多くなっています。
- また、同調査では、子育てにおいて悩んでいることとして、就学前児童保護者の2人に1人が「仕事と子育ての両立に関すること」を挙げており、最も多くなっています。
- 女性の社会進出が進むにつれ、出産後も共働きを続ける選択をする家庭が増えている一方、性別に基づく固定的性別役割分担意識の解消は十分とは言えない状況があります。

【課題】

- 男性の家事・育児、女性の就労について、あらゆる世代の人が理解・協力を得られるよう、性別に基づく固定的性別役割分担意識の解消に向けた取組が求められています。
- 職業生活と家庭生活の両立のために、関係機関との連携を強化し、育児・介護休業法の周知と取得の促進が必要となっています。

【方向性】

- 保護者の仕事と家庭の両立の実現に向けて、ワーク・ライフ・バランスの重要性について広く周知・啓発します。
- 母親だけでなく、父親の育児休業の取得の必要性について、あらゆる機会をとらえ普及啓発していきます。
- 男女共同参画セミナーを通じ、父親の育児・家事への積極的な参画を促進するなど、男女共同参画意識の定着を図ります。

【取組の内容】

施策・事業名	施策・事業の内容
働き方の見直しに関する周知・啓発	● 広報紙への記事の掲載等を通じて、固定的性別役割分担意識や男女平等、ワーク・ライフ・バランス、「働き方改革」についての啓発を行います。
就労支援制度についての周知・啓発	● 子育て家庭の職場復帰を支援する各種制度について普及啓発を図ります。 ● 子育てふれあいセンター「ぼけっと」にて、女性の就業に関する相談支援を行います。また、チラシの配布による事業の周知を図ります。
男女共同参画セミナーの開催	● 男女が協力して子育てを行うことの重要性について周知するため、男女共同参画社会の実現に向けて実施している男女共同参画セミナーにおいて、子育てをテーマに扱った講演を実施します。

基本施策4 こども・若者を犯罪・事故から守るまちづくりの推進

【現状】

- こどもは交通ルールの理解や危険を予測する能力が未熟であるため、思いがけず交通事故に巻き込まれてしまうことがあります。下諏訪町では、警察や交通安全協会と連携し、交通安全教室や通学路での交通指導を行うなど、交通安全意識向上のためのさまざまな取組を展開しています。
- 児童・生徒の登下校中を狙った犯罪等が社会的な問題となっています。また、近年はスマートフォンやSNS等の普及により、インターネットの利用をきっかけに、こどもの非行や犯罪被害につながる事が懸念されています。
- 昨今、頻発する自然災害等に対しては、こども自らが命を守る行動をとることできるよう、平時から教育・保育の場において、避難訓練や防災教室等に取り組んでいます。

【課題】

- こどもが巻き込まれる事件・事故や自然災害等について、その危険性や安心・安全な社会づくりの意義を理解し、自らの生命を守るために必要な知識や技能を身につけさせるとともに、こどもの安全を町全体で見守る体制づくりが必要です。
- 交通事故の未然防止のため、子育て家庭に限らず、地域全体の交通安全意識の高揚を図ることが求められています。

【方向性】

- 子育て家庭が安心して暮らすことのできる生活環境の整備に向けて、地域の危険箇所の把握と計画的な整備・修繕に努めます。
- こどもを交通事故の被害から守るため、交通安全に関する啓発活動に取り組みます。
- こどもを犯罪被害等から守るため、地域における見守り活動を推進します。
- 各園・学校における避難訓練や防災教育の実施等を通じて、こどもを災害から守る取組を推進するとともに、こどもの防災意識の向上を図ります。

【取組の内容】

施策・事業名	施策・事業の内容
こどもを見守る運動の推進	● シルバー人材センターが実施するこども見守りボランティアや各区から選出された見守る会、更生保護女性会、少年警察ボランティアなどと連携しながら、地域においてこどもを見守る活動を実施します。 ● P T Aと地域住民が連携し、こどもたちが緊急時に安全に駆け込める『こどもを守る安心の家』を地域内に設置し、地域全体でこどもを見守る体制を構築します。
青少年健全育成事業	● 下諏訪町青少年健全育成協議会や地域の関係団体等と連携しながら、「子育て支援講演会」等を開催し、青少年の健全育成を図ります。 ● 毎年7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」、11月の「子ども・若者育成支援推進強調月間」に合わせて街頭でのあいさつ運動を行います。 ● 警察や下諏訪町青少年健全育成協議会と協働で情報懇談会を開催し、青少年の非行・犯罪についての講演と情報交換を行います。

施策・事業名	施策・事業の内容
交通安全教室	● こどもたちの交通安全意識向上を図るため、警察や交通安全推進協議会等と連携しながら、交通ルールについて学ぶ交通安全教室を開催します。 ● 小学生の通学時に、街頭での交通指導を実施します。
避難訓練教室	● 災害発生時における避難経路等を確認するとともに、速やかな避難を実践できるよう、園・学校において定期的な避難訓練を実施します。 ● 町内在住の防災士等と連携し、学校において防災教育を行います。
こども向けの防災教育の推進	● こどもたちの防災意識の向上を図るため、町内在住の防災士等と連携しながら、小中学生を対象に、防災グッズづくりや避難所開設の体験、防災キャンプなどを行う出前講座を実施します。
交通安全設備の整備	● 交通事故防止を図るため、町内の道路における危険箇所の把握に努めるとともに、交通安全施設等の整備を進めます。また、歩行者の安全を確保するため、歩道の整備にも取り組みます。
防犯体制の整備	● 通学路に防犯カメラを設置し、こどもたちの安全確保・犯罪抑止を図ります。 ● 地域の安全を確保し、安心して暮らせるまちづくりを図るため、各町内会にLED防犯灯の設置を呼びかけるとともに、設置費用の一部補助を行います。 ● 向陽高校の生徒の通学の安全を図る目的で、街灯が少なく夜は暗い通学路の坂道をイルミネーションで明るく照らす取組を実施します。
情報モラル教育の推進 【再掲】	● こどもたちが、自らが必要とする正しい情報を取捨選択して責任ある行動をとることのできる資質を育む情報モラル教育を推進し、情報社会への適応力の向上を図ります。 ● こどもたちが、インターネットの利用を通じて犯罪被害等に遭うことのないよう、インターネットの正しい使い方に関する授業を実施するとともに、街頭での啓発活動を行います。
空家等対策計画の推進	● 「空家等対策計画」に基づき、倒壊の危険がある、または生活環境に悪影響を及ぼすおそれのある老朽危険空家の除却に支援を行うことで、こどもから高齢者までの誰もが安心・安全に暮らせるまちづくりを推進していきます。

第5章 教育・保育事業等の見込み量及び確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

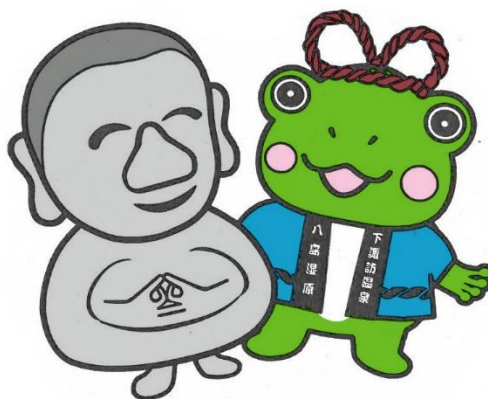
子ども・子育て支援事業計画では、幼児期の学校教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保の内容」を設定する単位として、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域である「教育・保育提供区域」を設定することが求められています。

教育・保育提供区域の設定においては、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育施設の整備の状況、利用状況等を総合的に勘案する必要があります。

これらの考え方のもとで、児童人口の将来推計や第1期計画期間の利用実績、ニーズ調査等から算出されたニーズ量等を考慮した結果、下諏訪町では、教育・保育提供区域及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を町内全域（1区域）に設定します。ただし、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）については、小学校区別に実施しているため、小学校区（2区域）を提供区域として設定します。

なお、このようにそれぞれの提供区域を定めながらも、ニーズや利用状況の変化等を勘案しながら、適切な対応を図っていきます。

教育・保育提供区域 地域子ども・子育て支援事業提供区域
下諏訪町内全域（1区域） （ただし、学童クラブのみ各小学校区による2区域）



2 計画期間における人口推計結果

計画期間中におけるこどもの数について、令和2年度～令和6年度の人口を基準として0～18歳のこどもの数を推計した結果は以下のとおりです。こどもの数の推計は令和6年度において2,453人ですが、計画最終年度である令和11年度においては2,054人まで減少する見込みとなっています。

(単位：人)

		実 績					推 計				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
総人口		19,781	19,477	19,240	18,987	18,697	18,412	18,118	17,825	17,529	17,231
0歳		83	92	106	88	72	82	80	78	76	75
1～2歳		236	216	185	198	194	165	157	165	161	157
3～5歳		372	364	382	333	314	291	295	273	254	243
6～8歳		421	404	384	375	376	381	334	317	293	297
9～11歳		474	442	436	420	400	383	378	380	385	336
12～14歳		490	501	491	481	439	430	419	401	385	380
15～18歳		716	696	667	653	658	638	633	602	572	566
合 計		2,792	2,715	2,651	2,548	2,453	2,370	2,296	2,216	2,126	2,054
年齢別内訳	0歳	83	92	106	88	72	82	80	78	76	75
	1歳	130	89	94	105	92	74	84	82	80	78
	2歳	106	127	91	93	102	91	73	83	81	79
	3歳	134	111	129	91	96	104	93	74	85	82
	4歳	121	136	114	128	90	97	105	94	75	86
	5歳	117	117	139	114	128	90	97	105	94	75
	6歳	148	115	123	139	115	129	91	98	106	95
	7歳	140	149	113	123	138	114	129	90	97	105
	8歳	133	140	148	113	123	138	114	129	90	97
	9歳	156	134	141	146	113	124	139	114	130	90
	10歳	146	158	136	141	145	114	125	140	115	131
	11歳	172	150	159	133	142	145	114	126	140	115
	12歳	169	174	149	156	132	142	145	114	126	140
	13歳	156	169	175	150	156	132	142	145	114	126
	14歳	165	158	167	175	151	156	132	142	145	114
	15歳	173	169	158	165	174	151	156	132	142	145
	16歳	174	171	168	160	162	173	150	155	131	141
	17歳	190	173	170	170	159	162	172	150	155	131
	18歳	179	183	171	158	163	152	155	165	144	149

※人口推計については、過去5年間の住民基本台帳人口（各年度4月1日現在）をもとに、コーホート変化率法を用いて行いました。

3 幼児期の学校教育・保育の見込み量及び確保方策

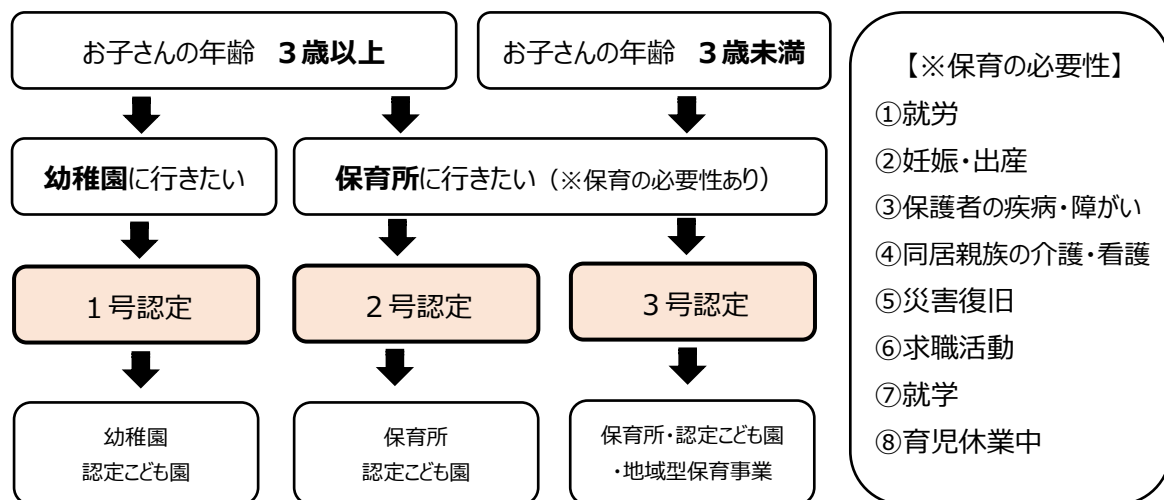
【量の見込み設定についての考え方】

教育・保育施設やサービスの利用状況及びニーズ調査等を通して把握した利用希望を踏まえて、就学前の児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を勘案し、認定区分ごとに計画期間における幼児期の学校教育・保育施設、サービスの量の見込み（必要利用定員総数）と、それに対応する確保の方策を定めます。

【認定区分】

保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づき、児童の年齢や保育の必要性の有無を考慮して以下の3区分に認定し、学校教育・保育を提供する仕組みとなっています。

区分	年齢	保育の必要性	利用が可能な施設
1号	3～5歳児	なし (例：専業主婦（夫）家庭)	幼稚園・認定こども園
2号		あり (例：共働き世帯)	保育所・認定こども園 (幼稚園利用も可能)
3号	0～2歳児		保育所・認定こども園・地域型保育事業



【教育・保育の確保内容（施設及び事業）】

区分	利用施設・事業
特定教育・保育施設	施設型給付を受ける教育・保育施設 ○幼稚園 ○保育所 ○認定こども園
確認を受けない幼稚園	施設型給付を受けない幼稚園 (旧制度下で運営されている幼稚園)
特定地域型保育事業	地域型保育給付を受ける地域型保育事業 ○小規模保育（定員6人以上19人以下のもの） ○家庭的保育（定員5人以下のもの） ○居宅訪問型保育 ○事業所内保育

（１）教育事業＜１号認定・２号認定（教育）＞

【対象】

- ・保育の必要性がない３～５歳児の児童
- ・保育の必要性がある３～５歳児の児童のうち、幼児教育の利用希望が強いと想定される児童

【量の見込み及び確保の内容】

(単位：人)

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)	48	46	45	43	42
1号認定	35	33	33	31	31
2号認定 (教育ニーズ)	13	13	12	12	11
② 確保の内容	0	0	0	0	0
特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
②－①	▲48	▲46	▲45	▲43	▲42

【量の確保方策】

町内には、１号認定及び２号認定（教育）に該当する施設（幼稚園・認定こども園）がないため、他市町村と連携を図りながら、利用希望に沿えるよう取り組みます。

【参考】他市の特定教育・保育施設の利用（幼稚園）

(単位：人)

認定	市町村	量の見込み＝確保の内容とする				
		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
１号	岡谷市	30	28	28	26	26
	諏訪市	5	5	5	5	5
２号	岡谷市	8	8	7	7	6
	諏訪市	5	5	5	5	5

※岡谷市３園：ヤコブ幼稚園、岡谷聖母幼稚園、瑞穂幼稚園
 諏訪市１園：すわせいぼ幼稚園

(2) 保育事業<2号認定(保育)>**【対象】**

・保育の必要性がある3～5歳児の児童

【量の見込み及び確保の内容】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)	257	260	241	224	214
② 確保の内容	380	380	380	380	380
特定教育・保育施設	380	380	380	380	380
特定地域型保育	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
②－①	123	120	139	156	166

【量の確保方策】

令和6年度現在、町内3箇所の保育所で受け入れを行っています。量の見込みのピークである令和8年度の必要利用定員総数260人に対し、受け入れ可能人数(＝確保の内容)は上回っています。

(3) 保育事業<3号認定(0～2歳児)>**【対象】**

・保育の必要性がある0～2歳児の児童

【量の見込み及び確保の内容】

(単位：人)

0歳	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)	9	9	9	9	9
② 確保の内容	9	9	9	9	9
特定教育・保育施設	9	9	9	9	9
特定地域型保育	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0

(単位：人)

1歳	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)	35	39	38	37	36
② 確保の内容	40	40	40	40	40
特定教育・保育施設	40	40	40	40	40
特定地域型保育	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
②－①	5	1	2	3	4

(単位：人)

2歳	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)	40	32	37	36	35
② 確保の内容	40	40	40	40	40
特定教育・保育施設	40	40	40	40	40
特定地域型保育	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
②－①	0	8	3	4	5

【量の確保方策】

令和6年度現在、町内3箇所の保育所で受け入れを行っています。量の見込みのピークである令和7年度及び令和9年度の必要利用定員総数 84 人に対し、受け入れ可能人数（＝確保の内容）は上回っています。

■参考：計画期間中の保育利用率※

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0～2歳人口（人）	247	237	243	237	232
保育利用者数（人）	89	89	89	89	89
保育利用率（％）	36.0％	37.6％	36.6％	37.6％	38.4％

※保育利用率…3歳未満のこどもの人口に占める、利用定員の割合

（４）土曜保育＜2号認定・3号認定＞

これまで同様に、保育の必要性がある児童を対象に、利用希望者に応じた保育士を配置し、事業を実施します。

4 地域子ども・子育て支援事業の見込み量及び確保方策

国の基本方針等を踏まえ、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと、それに対応する確保方策を定めます。

(1) 延長保育事業＜長時間保育事業＞

【事業内容】

保育所の開所時間を超えて保育を行う事業

【量の見込み及び確保の内容】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	210	210	210	210	210
② 確保の内容	210	210	210	210	210
②－①	0	0	0	0	0

【量の確保方策】

令和6年度現在、町内3箇所の保育所で延長保育事業（長時間保育事業）を実施しています。量の見込みに対し、現在の供給体制で受け入れが可能となっています。

(2) 放課後児童健全育成事業〈学童クラブ〉

【事業内容】

就労等の理由によって保護者が昼間家庭にいない児童を対象に、放課後や学校休業中に安心して過ごす場所を提供し、児童の心身の健全な育成を図ることを目的とした事業

【量の見込み及び確保の内容】

(単位：人)

【南小学校区】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	189	180	172	166	160
1年生	49	35	37	40	36
2年生	44	49	35	37	40
3年生	41	37	41	29	31
4年生	26	30	27	30	21
5年生	20	20	23	20	23
6年生	9	9	9	10	9
第1学童クラブ (1～2年生)	93	84	72	77	76
第2学童クラブ (3～6年生)	96	96	100	79	84
② 確保の内容	150	150	150	150	150
②－①	▲39	▲30	▲22	▲16	▲10

【北小学校区】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	91	83	77	76	73
1年生	24	17	18	19	17
2年生	21	23	16	17	19
3年生	19	16	18	13	14
4年生	13	15	12	14	10
5年生	9	9	10	9	10
6年生	5	3	3	4	3
第1学童クラブ (1～2年生)	45	40	34	36	36
第2学童クラブ (3～6年生)	46	43	43	40	37
② 確保の内容	120	120	120	120	120
②－①	29	37	43	44	47

【量の確保方策】

令和6年度現在、町内の小学校2校で放課後児童健全育成事業（学童クラブ）を実施しています。現在、北小学校においては現在の供給体制で受け入れが可能となっていますが、南小学校においては利用ニーズの高まりによって受け入れ体制に不足が生じている状況です。しかし、量の見込みとして見込んでいる児童全員が毎日利用するとは限らないことから、おおむね利用ニーズを満たすことは可能と判断されます。今後、小学校の余裕教室や特別教室等の一時的な活用等により、適切な提供体制の確保に努めます。

放課後児童健全育成事業（学童クラブ）と放課後子ども教室の連携について

新・放課後子ども総合プランでは、次代を担う子どもたちの健全な育成と、放課後に安心して過ごせる居場所の確保のために、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）と放課後子ども教室の一体的な提供体制の整備を進めることとされています。

現在下諏訪町では、すでに双方の事業を一体型として実施しています。学童クラブを利用している児童は放課後子ども教室に問題なく参加することができ、放課後子ども教室の終了時間以降は、お迎えの時間まで学童クラブにて保育を受けています。また、スタッフ間の児童の引き渡しや所在確認、児童の指導を行った後の情報共有等の連携にも取り組んでいます。

今後も引き続き、両事業の実施において、企画段階から各支援員等が連携するとともに、プログラムの内容等を検討できるよう定期的な打合せの場の設置や、運営委員会において運営状況等について協議・進捗報告等を行っていきます。

放課後子ども教室事業…地域住民の参画を得ながら、放課後における安全で健やかな活動拠点づくりを行うことで、地域との交流及び児童の健全育成を推進する事業

（３）子育て短期支援事業＜ショートステイ事業＞

【事業内容】

18歳未満の児童を対象に、保護者が疾病・疲労等身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設等で一時的な養育・保護を行う事業

【量の見込み及び確保の内容】

（単位：人日／年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	3	3	3	3	3
② 確保の内容	3	3	3	3	3
②－①	0	0	0	0	0

【量の確保方策】

児童養護施設と契約し、本事業を実施しています。

家庭事情の多様化・複雑化からニーズの発生が見込まれるため、継続して事業を実施します。また、令和7年度より夜間の一時預かり（トワイライトステイ）を実施していきます。

（４）地域子育て支援拠点事業＜子育てふれあいセンター＞

【事業内容】

乳幼児とその保護者が交流するための事業を実施し、育児不安や子育てに関するさまざまな相談を受け、子育て支援を行ったり、各種講座を行う事業

【量の見込み及び確保の内容】

（単位：人回／年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	11,131	11,007	10,676	10,159	9,828
② 確保の内容	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
②－①	869	993	1,324	1,841	2,172

【量の確保方策】

町内の子育てふれあいセンターにて、地域子育て支援拠点事業を実施しています。具体的な事業を開催する際には、希望者（参加者）を集約して実施します。

(5) 一時預かり事業＜預かり保育＞

【事業内容】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、一時的に預かる事業。幼稚園在園児を対象にしたものとそれ以外のものがあります。在園児対象型の一時的預かりは、幼稚園を利用の保護者のうち、就労等の要件を理由として保育時間の延長を認められた3～5歳児の児童が対象の保育です。それ以外のものについては、理由を問わず一時的にこどもを預けることができるもので、保育所等で実施しています。

○幼稚園で実施する一時預かり（在園児対象型）

【量の見込み及び確保の内容】

(単位：人日／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	2,253	2,153	2,053	1,953	1,853
1号認定	3	3	3	3	3
2号認定	2,250	2,150	2,050	1,950	1,850
② 確保の内容	0	0	0	0	0
②－①	▲2,253	▲2,153	▲2,053	▲1,953	▲1,853

【量の確保方策】

令和6年度現在、町内には在園児対象型の一時的預かり事業を提供する特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）はなく、他市町村の施設を利用している状況となっています。

利用希望に沿えるよう、他市町村と連携を図りながら、確保をしていきます。

【参考】他市の特定教育・保育の利用（幼稚園）

(単位：人)

認定	市町村	量の見込み＝確保の内容とする				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号	岡谷市	2	2	2	2	2
	諏訪市	1	1	1	1	1
2号	岡谷市	1,750	1,650	1,550	1,450	1,350
	諏訪市	500	500	500	500	500

※岡谷市2園：ヤコブ幼稚園、聖母幼稚園

諏訪市1園：すわせいぼ幼稚園

※在園児を対象としている事業のため、全員の受け入れが可能です。

※量の見込みについては、該当する認定の児童の、年間利用日数をシミュレーションして算出したものです。

○保育所等で実施する一時預かり

【量の見込み及び確保の内容】

(単位：人日／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	241	238	231	220	213
② 確保の内容	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080
②－①	839	842	849	860	867

【量の確保方策】

令和6年度現在、町内3箇所の保育所と、ファミリーサポート事業にて当該事業を実施しています。現在、量の見込みのピークである令和7年度の必要利用人数241人に対し、供給体制で受け入れが可能です。

(6) 病児・病後児保育事業

【事業内容】

病気回復期の児童を家庭で保育することができない時に、看護師や保育士がいる専用施設内で一時的に預かることで、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業

【量の見込み及び確保の内容】

(単位：件／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	75	73	71	69	67
② 確保の内容	0	0	0	0	0
②－①	▲75	▲73	▲71	▲69	▲67

【量の確保方策】

令和6年度現在、町内に病児・病後児保育事業を実施できる施設・病院等がないため、下諏訪町では、周辺市町村の当該施設を利用した場合に、補助金を支給しています。

本計画期間においても、補助金にて対応する方針ですが、並行して、町内の委託先の確保に向け引き続き検討を進めます。

（７）子育て援助活動支援事業＜ファミリーサポート事業＞

【事業内容】

地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人をマッチングし、さまざまな育児の手助けを行う事業

※利用には会員登録が必要となります。また、利用料金がかかります。

【量の見込み及び確保の内容】

（単位：人日／年）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
① 量の見込み	9	9	9	9	9
② 確保の内容	9	9	9	9	9
②－①	0	0	0	0	0

【量の確保方策】

今後の量の見込みである必要利用人数９人に対し、供給体制（現状のファミリーサポート事業の「援助会員」）で対応が可能です。

また、利用希望が見込みを上回っても、マッチングし、利用できるように努めます。

（８）利用者支援事業

【事業内容】

子どもやその保護者が、幼稚園や保育所等の教育・保育や、一時預かり、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、利用希望者からの相談に応じて身近な場所で支援を行う事業

【量の見込み及び確保の内容】

（単位：箇所）

基本型	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
① 量の見込み	1	1	1	1	1
② 確保の内容	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

【量の確保方策】

現在、子育て家庭の個別ニーズの把握を含む利用者支援業務として、子育てふれあいセンター「ぼけっと」にて基本型として実施しています。今後、専任職員の配置等について、必要に応じて検討します。

(9) 妊婦健康診査事業

【事業内容】

妊婦の保健管理の向上と費用負担の軽減を図るため、母子保健法に基づき、妊婦健康診査の助成を行うとともに、健康状態の把握や保健指導を行う事業

【量の見込み及び確保の内容】

(単位：回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	1,148	1,120	1,092	1,064	1,050
② 確保の内容	1,148	1,120	1,092	1,064	1,050
②－①	0	0	0	0	0

【量の確保方策】

令和6年度現在、町の保健福祉課にて妊婦健康診査事業を実施しています。令和7年度以降も、引き続き担当部局にて対応していきます。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を民生委員・児童委員が訪問し、乳幼児の健康や子育て等に関する相談・助言・情報提供等を行う事業

【量の見込み及び確保の内容】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	82	80	78	76	75
② 確保の内容	82	80	78	76	75
②－①	0	0	0	0	0

【量の確保方策】

令和6年度現在、町の保健福祉課にて乳児家庭全戸訪問事業を実施しています。本事業については、確保の内容にある数値に限定せず、対象となる乳児のいるすべての家庭に実施します。令和7年度以降も、引き続き担当部局にて対応していきます。

(11) 養育支援事業

【事業内容】

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業

【量の見込み及び確保の内容】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	18	18	18	18	18
② 確保の内容	18	18	18	18	18
②－①	0	0	0	0	0

【量の確保方策】

令和6年度現在、町の保健福祉課にて養育支援事業を実施しています。本事業については、確保の内容にある数値に限定せず、対象となる家庭に実施します。令和7年度以降も、引き続き担当部局にて対応していきます。

(12) 子育て世帯訪問支援事業

【事業内容】

家事・子育て等に対して不安・負担を抱えている子育て世帯や妊産婦、ヤングケアラーなどのいる家庭を訪問し、家庭が抱える悩みや不安を把握するとともに、家事・子育て等の援助、その他必要な支援を行う事業
※「子ども・子育て支援法」改正に伴い、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた事業

【量の確保方策】

計画期間中においては、支援を必要とする家庭の状況を把握し、事業実施に向けた体制整備を図ります。

(13) 児童育成支援拠点事業

【事業内容】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない子ども等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱えるさまざまな課題に応じて、生活習慣の形成や学習支援、進路等に関する相談支援等を行う事業

※「子ども・子育て支援法」改正に伴い、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた事業

【量の確保方策】

計画期間中においては、支援を必要とする家庭の状況を把握し、事業実施に向けた体制整備を図ります。

(14) 親子関係形成支援事業

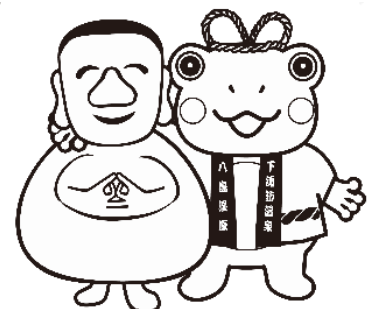
【事業内容】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報提供や相談支援・助言等を実施する事業

※「子ども・子育て支援法」改正に伴い、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた事業

【量の確保方策】

計画期間中においては、支援を必要とする家庭の状況を把握し、事業実施に向けた体制整備を図ります。



(15) 産後ケア事業

【事業内容】

産後の母子に対し、医療機関や助産院または自宅において、助産師等により心身のケアや育児のサポート等のケアを行う事業

※「児童福祉法」改正に伴い、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた事業

【量の見込み及び確保の内容】

(単位：人／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	100	125	147	168	192
② 確保の内容	100	125	147	168	192
②－①	0	0	0	0	0

【量の確保方策】

産後ケアの支援を必要とする人すべてが、どこに滞在していても適時に利用できるよう制度を整えていきます。

(16) 妊婦等包括相談支援事業

【事業内容】

すべての妊産婦に対し、妊娠時から出産・子育てまで、保健師等の専門職による伴走型の相談支援を継続的に実施する事業

※「児童福祉法」改正に伴い、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた事業

【量の見込み及び確保の内容】

(単位：回／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	220	220	200	200	200
② 確保の内容	220	220	200	200	200
②－①	0	0	0	0	0

【量の確保方策】

地区担当保健師を中心に、必要に応じて関係課等と連携を図りながら、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を実施できる相談支援体制を整えます。

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）**【事業内容】**

すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、0歳6か月から2歳の未就園児を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で利用できる事業

（今後の国の動向を注視しながら、令和8年度からの実施を予定）

【量の見込み及び確保の内容】

（単位：人／日）

0歳	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	5	5	5	5
② 確保の内容	5	5	5	5
②－①	0	0	0	0

1歳	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	3	3	3	3
② 確保の内容	3	3	3	3
②－①	0	0	0	0

2歳	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	1	1	1	1
② 確保の内容	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0

【量の確保方策】

令和8年度の事業開始に向けて、既存施設の改修や民間委託の検討など、受け入れ体制の確保等の準備を進めます。

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

幼稚園・保育所等が上乗せ徴収を行う際に、保護者が支払うべき費用における実費負担の部分に対して、低所得者の負担軽減を図るために公費による助成を行う事業

【提供体制】

国が設定する対象範囲と上限額を踏まえて助成について検討を進めるとともに、支援の対象となる家庭の把握を図ります。

(19) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業内容】

幼稚園・保育所・認定こども園等への民間事業者の参入の促進に関する取組や、教育・保育施設の設置や運営において多様な事業者の能力を活用するための事業

【提供体制】

下諏訪町の教育・保育施設の再編整備の進捗及び「下諏訪町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の内容等と整合を図りながら、検討を進めます。

(20) 子どもを守る地域ネットワーク強化事業

【事業内容】

要保護児童対策地域協議会（しもすわ子ども人権ネットワーク会議）の機能強化に向けて、調整機関の職員やネットワークの構成員（関係機関）の専門性を高めたり、連携の強化を図ったりする事業

【提供体制】

子どもを虐待等の基本的な人権の侵害から守るため、要保護児童対策地域協議会（しもすわ子ども人権ネットワーク会議）を構成する各主体の専門性の向上及び連携の強化を図ります。

地域のすべての児童たちに対し、継続的な支援ができるよう、児童及び家庭に関する相談機能を集約、組織化したこども家庭センターが中心となって、支援を図ります。また、要保護児童に対する支援についても、関係者間で一貫した支援体制が提供できるよう努めます。

第6章 計画の推進に向けて

本計画の推進においては、子育て支援に関わる各主体によるきめ細かな取組が必要とされます。そのため、本計画を町全体へ広く周知するとともに、各年度において計画の実施状況を把握し、その後の施策や取組の改善に反映させていきます。

1 計画の推進体制

（１）推進体制の確立

こども・若者に向けた施策を推進するにあたって、行政の関係部署だけでなく、さまざまな分野の関係主体が相互に協力することが必要不可欠です。家庭をはじめ、保育所、学校、地域、関係機関・団体等との連携・協働により、本計画に基づく施策を推進していきます。

（２）情報提供・周知

下諏訪町ではこれまで、子育て支援に関する情報及び各種サービスの利用方法を、広報紙や「子育てガイドブック」、町ホームページなどを活用して公開し、町民への周知・啓発に努めてきました。

今後も、本計画を町ホームページ上で公開するとともに、下諏訪町のこども・若者に向けた施策や利用可能な各種サービスに関する情報を、さまざまな媒体を活用して発信して周知し、各種サービスの利用促進を図っていきます。

（３）広域調整や県との連携

子育て支援に関する制度の円滑な運営を図るためには、こどもや保護者のニーズに応じて、保育所等の施設給付や地域子ども・子育て支援事業を計画的に供給する体制を確保する必要があります。その中で生じる保育サービスの広域利用や、障がいのあるこどもへの対応等において、町の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備の必要が生じた場合については、周辺市町村や県と連携・調整を図っていきます。

2 計画の進捗管理

計画の実現のためには、計画に即した施策・事業が円滑に実施されるよう管理するとともに、計画の進捗状況においてニーズが満たされているか把握し、実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

なお、計画期間の中間年を目安にして、計画内容と実態に乖離が生じた場合には、「下諏訪町子ども・子育て会議」において計画の見直しを行うものとします。また、今後国の政策の動向や社会情勢の変化等に対応し、必要に応じて各事業の内容の一部を変更する場合があります。

資料編

1 下諏訪町子ども・子育て会議条例

平成25年9月30日

町条例第21号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、下諏訪町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(任務)

第3条 会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第72条第1項各号に規定する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援施策に関し、町長が必要と認める事項

(組織)

第4条 会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 町内の関係団体の代表者
- (5) 公募による町民

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じて関係する者に会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、教育こども課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この条例の施行後最初に招集される会議は、第7条の規定にかかわらず、町長が招集する。

(下諏訪町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 下諏訪町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年下諏訪町条例第3号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和5年3月22日）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 令和6年度 下諏訪町子ども・子育て会議委員名簿

	役職	氏名	所属
1	会長	辻 村 圭 一	民生児童福祉委員協議会会長
2	委員	風間 眞由美	民生児童福祉委員協議会 主任児童委員
3	副会長	久保田 良子	児童の居場所づくり推進員会会長
4	委員	溝 口 英 治	青少年健全育成協議会会長
5	委員	宇佐美 智也	南小学校ＰＴＡ会長
6	委員	名 取 寛 行	北小学校ＰＴＡ会長
7	委員	薮 下 享 士	保育園保護者会連合会会長
8	委員	町 田 風 音	だっこの会推進委員長
9	委員	河 西 高 明	学童クラブ代表支援員
10	委員	矢 崎 順 子	子育てふれあいセンター所長

事務局	北 澤 勝 己	教育こども課 課長
	堀 内 一 真	教育こども課 保育係 係長
	小 澤 正 伸	教育こども課 保育係 主査
	森 下 静 花	教育こども課 保育係 主査

3 計画の策定経過

年月日	項目名	内容等
令和6年2月7日～ 令和6年2月20日	子ども・子育て支援に関するニーズ調査	
令和6年12月4日	令和6年度 第1回 下諏訪町子ども・子育て会議	○下諏訪町こども計画 骨子案について
令和7年1月28日	令和6年度 第2回 下諏訪町子ども・子育て会議	○下諏訪町こども計画 骨子案について
令和7年2月7日～ 令和7年3月7日	パブリックコメントの実施	
令和7年3月19日	令和6年度 第3回 下諏訪町子ども・子育て会議	○パブリックコメントの実施結果について ○下諏訪町こども計画案の承認

下諏訪町こども計画

(令和7年度～令和11年度)

発行：下諏訪町

企画・編集：下諏訪町教育委員会 教育こども課

〒393-8501 長野県諏訪郡下諏訪町 4611-40

T E L : 0266-27-1111

F A X : 0266-28-0131
